

第百四十回国会
衆議院

地方行政委員会
議 録 第 十 二 号

平成九年六月十日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 穂積 良行君

理事 谷 洋一君

理事 宮路 和明君

理事 古賀 一成君

理事 田中 甲君

理事 石橋 一弥君

下村 博文君

中野 正志君

西田 司君

持永 和見君

今井 宏君

笹山 登生君

福留 泰蔵君

鰐淵 俊之君

葉山 峻君

春名 真章君

出席國務大臣

自治大臣 白川 勝彦君

國家公安委員長 桑原 豊君

出席政府委員

地方分権推進委員 東田 親司君

員会事務局局長 関口 祐弘君

警察庁長官 野田 健君

警察庁長官官房 金重 凱之君

警察庁生活安全 泉 幸伸君

警察庁刑事局長 佐藤 英彦君

警察庁交通局長 山本 博一君

警察庁警備局長 伊達 興治君

理事 平林 鴻三君

理事 山本 公一君

理事 富田 茂之君

理事 穀田 恵二君

久野統一郎君

滝 実君

西川 公也君

平沢 勝栄君

渡辺 具能君

川端 達夫君

白保 台一君

松崎 公昭君

桑原 豊君

古川 元久君

島山健治郎君

自治政務次官 久野統一郎君

自治大臣官房長 谷合 靖夫君

自治大臣官房総 嶋津 昭君

務審議官

自治省行政局長 松本 英昭君

自治省行政局長 芳山 達郎君

自治省行政局長 二橋 正弘君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

自治省財政局長 佐野 徹治君

ダンスクールの風管法からの適用除外に関する請願(田中甲君紹介)(第三七二二号)

は本委員会に付託された。

五月二十二日

土地の固定資産税等の評価・課税の適正化に関する陳情書(大阪府松原市阿保一の一の一松原市議会内大橋智堂)(第三〇五号)

銃器根絶に関する陳情書(大阪府門真市中町一の一門真市議会内富山悦昌)(第三〇六号)

六月五日

地方交付税制度の見直しに関する陳情書(鹿児島市山下町一の一森山裕)(第三四八号)

過疎地域・中山間地域の振興対策に関する陳情書(高松市番町一の一八の一五高松市議会内山田徹郎)(第三四九号)

辺地対策事業の充実に係る陳情書(高松市番町一の一八の一五高松市議会内山田徹郎)(第三五〇号)

暴力団対策の必要性と暴対法の運用に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一三三鬼追明夫)(第三五一号)

住居集合地城周辺等の風俗営業の規制等に関する陳情書(大阪府堺市庭代台二の一の二二池田正規外一名)(第三五二二二)

女子中学生行方不明事件の真相解明に関する陳情書外一件(東京都新宿区西新宿一の一八の一東京府議会内熊本哲之外一名)(第三五六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

行政書士法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第六号)

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件

○穂積委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。参議院地方行政委員長峰崎直樹君。

行政書士法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○峰崎参議院議員 ただいま議題となりました行政書士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

行政書士は、国家資格者として、官公署へ提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを中心とした業務を行うことにより、行政の円滑な推進に寄与し、及び国民の利益の速やかな実現に貢献しているところであります。目まぐるしく変貌する社会にあって、その業務は、制定改廃される法令に精通し、複雑化、高度化する行政に対応することが要求され、極めて高度な内容のものとなっております。また、近年、行政事務の合理化、効率化が求められており、その点からも行政書士の業務の重要性はますます大きくなるとなっております。

この法律案は、このような現状を踏まえ、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものを加え、罰則を整備するとともに、法律の目的規定を設けることとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

第一に、目的規定の創設についてであります。

行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とすることを新たに規定することとしております。

第二に、欠格事由についてであります。

欠格事由として、破産者で復権を得ないものに加えることとしております。

第三に、罰則の整備についてであります。

まず、新たに無資格者による行政書士名簿の登録の虚偽申請について罰則を設けることとし、その法定刑としては、一年以下の懲役または三十万円以下の罰金に処することとしております。さらに、従来の罰則の中で、行政書士でない者の業務制限違反の場合について罰金の多額を三十万円に、行政書士の守秘義務違反の罰則を一年以下の懲役または十万円以下の罰金に、行政書士の名称の使用制限違反に対する罰金の多額を十万円にそれぞれ引き上げることとしております。また、行政書士会または日本行政書士会連合会の登記の懈怠に対する過料の多額を三十万円に引き上げることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○穂積委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○穂積委員長 本案につきましては、質疑及び討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

行政書士法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○穂積委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○穂積委員長 次に、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方自治及び地方財政に関する件、特に地方分権の推進について調査のため、来る十二日木曜日に参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○穂積委員長 次に、地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西川公也君。

○西川(公)委員 自民党の西川公也でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいま行政書士法の一部改正案が採決されたわけでありまして、その直後でありますけれども、一点確認をしておきたいと思っております。今回追加されました第一条の目的規定によりまして今までの業務範囲が狭まらないか、こういう疑義であります。

そこでお伺いいたしますが、現行法の第一条では、行政書士の業務として官公署に提出する書類の作成が規定されておるわけでありますけれども、

も、この官公署とはいかなるものを指しているのか伺っておきたいと思っております。

それからもう一点、今回の改正法案で第一条の目的規定が、今も読み上げられましたけれども、行政に関する手続の円滑な実施が定められていて、こういうことになったわけでありましてけれども、改正法案が成立した場合にこの解釈が今までと変わらないうるか、この点につきまして確認をしておきたいと思っております。

○松本政府委員 お答えを申し上げます。

現在の行政書士法の第一条の官公署という意味でございますが、国または地方公共団体の諸機関の事務所を意味しまして、行政機関のみならず、広く立法機関及び司法機関のすべてを含むものと解されているところでございます。

第二点は、改正法第一条の「行政に関する手続の円滑な実施」との文言が、官公署の範囲あるいは権利義務または事実証明に関する事務の範囲を狭め、その結果、行政書士の業務の範囲を限定してしまふのではないかとお尋ねかと思われま

すが、先ほど提案理由で御説明がありましたように、行政書士は、官公署へ提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類を作成することを中心とした業務を行うことにより、行政の円滑な推進に寄与し、及び国民の利益の速やかな実現に貢献しており、このような現状を踏まえ、法律の目的規定を設けることとすると述べられたところでございます。したがって、この目的規定を入れられた趣旨からいいますと、行政書士の業務の範囲に変更を加えることとなるものではないと承知をいたしております。

なお、法制的な点をもう少し申し上げさせていたいただきますと、現在の二条第六号に「国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した」と云々という規定がございますが、この規定の解釈も、ここで言う「行政事務」とは、いわゆる国家の立法、司法の事務も指しております、いわゆる広義の意味での行政という意味に現在の法律においても使われているところでございます。したが

いまして、この行政書士法に言う「行政」という用語が同じような意味で今回も規定されたものと理解していただいているのではないかと、かように考えているところでございます。

○西川(公)委員 今の答弁で理解をいたしました。目的規定が入っても今までの業務内容は何ら変わらない、こういうふうに理解をさせていただいておきたいと思っております。

それでは、財政構造改革と地方財源対策につきまして伺っていききたいと思います。

六月三日に財政構造改革会議の最終報告が取りまとめられました。その中では、西暦二〇〇三年度までに財政健全化を図る、そして財政赤字の幅は対GDP比三%以内とする、さらには、赤字国債は発行をゼロとする、それから今世紀の三年間は集中改革期間、こういうことで聖域を一切設けず健全化に向かっていく、こういう話であろうと思っております。

ところで、それじゃ来年の予算はどうなるのだ、こういうことになりますと、来年度の予算は、この報告によれば、ことしの九年度予算に対して一般歳出で二千億円を減らしますよ、こういう話になっていくわけでありまして。しかしながら、いかに集中改革をやらう、来年からだ、こうすぐ言っても、社会保障費とか文教、科学技術費などはそう簡単にマイナスにできない、こう私は思っております。しかしながら、この目標を達成しよう、こういうことで始まったわけでありまして、そのためには多くの工夫が必要だと思っております。

そこで、私は特に地方の問題について伺っておきたいと思っております。財政再建をやる、国も地方も一緒ですよ、こういうことでありますので、地方もこれから少し窮屈になるな、こういうことはよく理解をしているつもりであります。しかし、地方の財源というものを考えてみますと、地方は三割自治とかそういう話もございまして、交付税に財源を依存をしている、こういう実態であるわけでありまして。今回の方針に果たして地方は耐えることができるのかどうか、こういう

心配を私はしております。今度の報告の中でも、地方の一般歳出は平成十年は伸びがマイナス、こういう形を方向づけておりますけれども、本当にこれらを達成するためにはどうすればいいのだろう、こういう問題点であります。

国の一般会計を抑制していくためにはいろいろな方法があるのだからと思いたくても、平成九年度の予算を見てみまして大きく三つに分類しますと、一つは一般歳出をどう切り詰めるか、こういう話になるのだと思いたく。平成九年度一般歳出四十三兆円、これを切り詰めていくわけですから、これもおのずと限度がある、こう私は思っています。

それから、二つ目の柱であります償還、利払いに充てる国債費、平成九年度十六兆八千億円でありますけれども、国債残高はそう簡単に減るわけじゃありませんで、今後ともふえる傾向にある、だからこれを減らすこともまた大変だ、こういうことになるのだからと思いたく。

そこで、三本目の柱であります地方交付税交付金、十五兆四千八百億円で非常に大きな数字であります、前の二つが縮めることができないのであれば、この地方交付税交付金を今後の予算の中でいかに縮めるかという議論が焦点になってくるだろう、こういう考え方を私は持っております。そう簡単には削られませんが、こういう話はあると思いたく、三つの柱の中で前の二つが削れない、こういうことになりまして、地方への交付税の交付金を削ってくる、こういうことが予測されるわけでありまして、今回の最終報告が出たわけでありまして、これらの報告につきまして当局はどんな受けとめ方をしているのか、まず基本的な問題について伺っておきたいと思いたく。

○白川国務大臣 政府・与党で構成する財政構造改革会議の評価あるいは今後どうなるかという話でございますが、政府の方からは、総理、官房長官は別として、四閣僚が出席いたしました。一人は大蔵大臣、当然のことではありますが、もう一人は自治大臣である私であります。それから、行政改

革を進めていかなきゃならぬという意味で総務庁長官、それから今回の目標がGDP比という問題がありますので経済企画庁長官、この四人でござい

ます。私は、地方財政を担当する立場でこの会議に臨み、また、ほかの点についても意見を述べたわけでございますが、今西川委員が一番御懸念の点につきまして、確かに最初のうちはそういう議論もあつたかも知れませんが、ただ、総理の方から示された五原則の中に、今回は、国の財政赤字を西暦二〇〇三年までにGDP比三％にするという大方針がありまして、今回の財政構造改革は国と地方の財政赤字がともにテールにのつたわけでございます。これは大変、私は総理の英断だつたと思うわけでございまして、ですから、今回、国の方を楽にするために地方にツケ回し、過去若干そういう傾向があつたわけではございますが、そういう議論は一切ありませんでした。

そして、私も自治大臣として、国の財政も大変だけれども、地方財政も極めて大変であり、周知から言われなくても、自治省自身としても、地方財政の健全化に今一生懸命取り組んでいるところであり、取り組んでいかなければならないところであると承知しておる、こういうふうな自治省の立場あるいは地方財政全体の課題を申し上げたものでございまして、地方へのツケ回しという議論が、例えば教職員のいわゆる福利厚生費に当たる部分を文部省が今一部持っているわけでござい

ますが、それを地方にとか、若干そういう議論がありましてけれども、これはほとんど、議論全体の中で、そういう地方へのツケ回しはだめだということでは理解されました。そして、地方財政も国と同じぐらい危機であるという中で、地方財政の最も主たる財源というのは、自主的財源である地方税と地方交付税交付金しかないわけではございまして、こちらを切り込まなきゃならぬという議論も最終的にはほとんどなくなつたと言つて私は過言でないと思いたく。そういう意味では、地方財政も大変であり、地

方自治体もぜひその健全化のための努力をしてほしい、そのために国の方が、自分が苦しいからといって地方の方へツケ回し等はほしくないということはこの会議全体でちゃんと確認をされておりますので、委員御指摘のような御心配は今後ともないと思いたく。

ただ、地方財政そのものが、仮に地方交付税交付金あるいは地方税があつたとしても非常に厳しい状況でございまして、地方財政の健全化のために地方自治体が努力をしていかなきゃならぬことは毫も疑いを入れないところであります。

○西川(公)委員 今大臣から、国も苦しいからといって地方にツケを回すようなことをしないことを確認できた、こういうことでございまして、理解をしておきたいと思いたく。

ただ、私も議員の中でも、交付税の算定の問題の中で、国税五税の一定割合、特に三税の三二％が交付税だ、こういう中で、地方にお金が行き過ぎるのじゃないか、こういう人もいます。ですから法定率を下げたらどうか、こういう議論をする人が都市部の議員の中に、私どもの仲間にもいるのです。私は、むしろこの率は高い方がこれからのいいのだ、こういう希望もあるのですけれども、当面どちらもうまい立場でありますので、ツケ回しをしない中でやっていく、こういうことで理解をしておきたいと思いたく。

そこで、この最終報告の中で、地方財政計画、平成十年は歳出を前年度比マイナスを目指さなければならぬ、こういうことがうたつてあるわけですから、どういふ手段、どんなところを切り込んでいってマイナスを目指していくのか。

それから、時間の関係もありましてのであわせて聞きたいと思いたく、地方の公債費というのは、パブルのときに景気対策で大型事業をたくさんやりました。そして、そのときの償還がこれから始まる、こういうことでありますので、たとえ一九九八年度、平成十年度の予算が切り込んでいってバランスがとれたとしても、今後六年間もの改革期間中、本当に地方はもつのです

か、こういう地方の意見があるわけでありまして、これらにつきましてもどのような方策を考えているのか、お聞かせをいただければと思いたく。

○二橋政府委員 今御指摘がございましたように、この構造改革会議の最新の報告では、九八年度は地方の一般歳出を対前年度でマイナスを目指すということがうたわれております。現在、地方財政は大変多額の借入金を抱えているわけでございまして、それを目指していく上で、財源不足の解消、財政赤字の縮減ということが極めて重要な課題でございまして。

結局のところ、地方財政計画の規模の抑制に努めていくことが必要でございまして、御案内のように、地方財政は国の施策、国の予算と密接に関連をいたしております、特にその中でも公共投資関係、社会保障関係、それから教育関係で地方の一般歳出の約七割を占めておるという状況でございまして。したがって、これらについて国の抜本的な制度改正あるいは事業費の抑制が行われなければ地方の一般歳出の抑制はできないものでございまして。

それらの主要分野につきまして、それぞれ抑制の方向なり改革の方向が今回の方策で示されておるわけでございまして、平成十年度の地方財政計画の規模につきましては、国の予算において、ただいま大臣からもお話がございましたように、地方への負担軽減は行われたいということ、それから、今申しました大きな分野でございまして社会保障、教育、公共投資といった分野について、地方を通じる歳出抑制が行われるということ、それから、もちろん地方の単独事業につきましても伸び率をマイナスにするということもあわせて考えなくてははいけないと思つておまして、これらをあわせて地方一般歳出の対九年度比マイナスを目指すということを考えておるわけでございまして。これらの地方財政計画の規模の抑制とあわせて、各地方団体におきましてもそれに沿つて行政改革等を行つて、徹底的な財政改革に努めていただくように要請をしまいたいというふうに

考えております。

そこで、今後六年間あるけれどもどういう方策なのか、こういうお話でございます。この六年間で対GDP比の財政赤字を国、地方合わせて三%以下という目標が定められておりまして、特にその前半の三年間を集中改革期間ということで、歳出の改革と削減を進めるといふことでございす。この推進方策におきましては、当面十年度の地方一般歳出についてマイナスを目指しますとともに、再建期間を通じて地方一般歳出の伸び率につきまして名目成長率以下とすることを目指しておるわけでございす。

他方で、高齢化の進展あるいは地方分権の推進に伴いまして、地方公共団体の役割はますます増大いたします。その中で、住民に身近な行政サービスを提供いたします地方財政の歳出の抑制というのは大変厳しいものがございす。国、地方を通ずる歳出抑制につながる施策の見直しを行いますとともに、地方におきまして行政改革を要請するなどしながら、この財政健全化目標の達成に向けて構造改革に取り組んでまいりたいというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○西川(公)委員 今後六年間本当にもつのかという話は、今の局長の答弁では私は余り理解できませんので、また別の機会に意見を聞いていきたいと思ひますが、とにかく地方は、景気対策のときの補正で組んだ、そのときの償還が非常に大変な時期に来ますので、その辺をよく理解をして政策を進めていただきたい、こう思ひます。

それで、こういうお金のない時期でありますけれども、地方にとりまして、やはり地方の声というの、道路を早く直してくれという声が非常に強い。どんな世論調査でも一番か二番に出てくるのが道路問題でございす。しかしながら、公共事業を三年間で一五%減らそう、そして初年度は七%、その次五%、その次三%の七、五、三で減らす、こういうことになりまして、来年は、九兆七千四百億円のこしの子算が恐らく七千億圓ぐらい

減ってくるだろう、こういうことになると思ひます。

それで、今回の最終報告の中で、私は、まあよかったなと思ふ点は一、高規格幹線道路は物流対策として重点的に配分する、こういう話で特別枠を設けますということでありまして、期待をしておきたいと思ひます。しかしながら、一般の道路はその恩恵にあずかれないわけでありまして、私ども、この際考えつくあらゆる手段を使いながら地方の方々には対応してやらなければならぬのか、こう思ひます。

そこで、有料道路の問題でありますけれども、本年一月の道路審議会の中間答申におきまして、一般有料道路事業と一般道路事業は合併施行方式を活用してやたらどうかとか、早期整備を図るために有料道路事業として分担できる部分を拡大する方策を検討すべきだ、こういう報告があつたわけであります。

一方、地方におきましても、地方の有料道路というのは、昭和四十年代の後半に何本もやつてきています。何本もやつてきていますけれども、法律上の制限等があつて、これを期間延長あるいは路線の延伸をやりたいのでありますけれども、なかなかそれは現実の問題では今までなつてきません。

そこで何っておきたいと思ひますけれども、こういう時期ですから、今までの道路の間でもな償還期限が来て無料開放しなきゃならない道路でも、有料で結構ですからこのまま続けてくれという路線もありますので、この際私は、延伸、そういうものに対応していきたいと思ひます。

路線の延伸等についてはこの有料道路制度の活用を図っていただきたいけれども、これは建設省だと思ひますが、どのような方針で取り組んでいくのかお聞かせをいただきたいと思ひますし、時間の関係もありますので、財源問題についてもあわせて伺っておきたいと思ひます。

一般の有料道路でありますけれども、別に国庫のお金が出てゐるわけではありません。その財源

の中身は、地方公共団体の出資金あるいは公営企業金融公庫、こういうところから借りてきてやつていくわけでありまして、やはり自治省の指導がないと、出資の承認あるいは公庫の融資、こういうことも自治省の協力がないとこの有料道路制度の活用ができません。それらにつきましてもどのような取り組み方をやるか、お聞かせをいただければと思ひます。

以上です。

○山川説明員 ただいま先生御指摘のように、財政上の制約のもとで、借入金等で道路整備を行ひまして利用者の料金収入で返済するという有料道路制度は、幹線道路の早期整備に貢献してございまして、現在、高速自動車国道を含めまして約八千七百キロメートルの有料道路が供用されてございす。

その一環といたしまして、地方におきましても、道路整備特別措置法に基づきまして、道路管理者である地方公共団体または地方道路公社が建設大臣の許可を受けて有料道路を整備してございまして、国といたしまして、地方の有料道路を計画的に整備、促進するために建設費の一部を無利子で貸し付ける等の支援をしているところでございす。

また、先生からお話のありました供用中の有料道路につきましても、交通量の増加など交通状況の変化に対応する拡幅とか延伸等の事業を改築事業として取り組んでいるところでございまして、今後とも、一般道路事業とあわせまして、有料道路制度を活用しつつ道路整備を一層推進してまいりたいと思ひます。

○二橋府委員 地方公共団体が道路公社をつくりまして有料道路事業を行う場合、その出資につきまして自治大臣の承認という、そういう仕組みがございす。この承認の事務につきましては、私どもは、設立団体でございす地方団体から事業計画あるいは資金収支の見通しとか妥当性といったようなことをお聞かせいただく、また、地方公共団体の財政に与える影響というこ

とも考慮しながら承認することにいたしてございまして、事業の円滑な推進のために迅速な事務処理に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、地方道路公社の有料道路事業につきましても、公営企業金融公庫の融資ということもございすので、そのあたりの事務につきましても円滑に進みますように私どもも十分配慮してまいりたいと思ひます。

○西川(公)委員 最後に、暴力団の対策について伺いたいと思ひます。

暴力団の対策の法律が施行されてから表面立った暴力団の動きというのは相当抑制をされてきたと思ひますけれども、広域的な暴力団の数が減っていないかという点決して減っていない。減っていないけれども表面的な活動が表に出ていないというところは、それだけ潜った動きがあるのだから、こう受けとめていいのだと思ひます。

この間、四月六日に放送されましたNHKの特集番組、NHKスペシャルによれば、損切りという話が出ておりました。損切りって何だろう、こういうふうには思ひながら見ておたのでありますけれども、バブルが崩壊いたしました今不良債権の問題が起きております。ある例を挙げてこのテレビでは報道していましたが、ある人がマンションをつくるときに三億五千万の融資を銀行がしたそうす。しかしながら、バブルが崩壊をしてきた、家賃の収入もなかなか上がらない、もう倒産の寸前だ、こういう状況になったときに、暴力団の企業舎弟というのが出てきて銀行と交渉をしてくれる、こういう話でございまして、この報道によりまして、三億五千万を四千万まで値切つてきた、こういうことなんすね。四千万まで値切つてきて、後どうしたかという、これを六千万で転売をする、その差額二千万は暴力団の取り分だ。施工主は三億五千万を借りたけれども、今の価値が四、五千万しかなければ三億ぐらいの負債をしょつてしまふ。しかし、その負債をツープイにしてもらえるのであれば少々土地で損をしても

いいだろう。こういうことで、銀行以外はみんな得をする、こういう仕組みであります。銀行に対して暴力団の交渉のやり方は、過剰融資だ、金融機関がまですの、こういう責め方をして、結局損切りをする、こういう報道でございました。

今、不良債権の問題が大きな社会的問題になっておりますけれども、暴力団だけひとり勝ち、こういうわけにはいかないわけでありまして、本当は金融機関がもう少ししっかりして、簡単に暴力団にもうけさせない、こういうこともやってほしい、しっかりした債権回収に努めてもいたいただきたいと思っております。

これらのことにつきまして、警察ではどういう現状認識を持って、さらに、なかなか法的に難しいのだらうと思っておりますけれども、検査の状況はどうなっているのか、さらには、今後はどういう形で行政で対応していくのか、この辺についてお聞かせをいただければと思います。

○佐藤英三政府委員 まず最初に検査状況の方から申し上げてみたいと思っておりますけれども、本年の五月末日現在で、暴力団関係者によります不良債権回収に絡む違反行為として検査いたしましたものは三十件でございます。これは、昨年、平成八年一年間で五十五件ございました。また、平成五年から七年までの三カ年間で三十四件ございました。したがって、昨年から今年にかけてこの検査が急増しているというぐあいに申し上げてよろしいかと思っております。そして、ことし検査いたしましたこの三十件のすべてが債権の回収過程における違反行為でありました。

こういう検査状況の実態にかんがみますと、私どもの現状認識はどういうものかということでございませうけれども、暴力団はやはり資金を求めてここに介入いたしておりますので、最も金になる部分に入ってきているわけですが、その第一は競売の妨害であります。

これは、競売物件に家を建てるあるいは自分が入り込む等によって占拠をいたしまして、それを立ち退くというために金を要求する。あるいは、

暴力団関係者がかかわっているということを、組の名前を表示する等によって競売が行われないように妨害をし、債務者の利益のための行為をとる、それによりまして債務者から金を取る。あるいは、裁判所の執行官に対して虚偽の賃借権が設定されている旨を申告をいたしまして、競売させないようになっているというふうなものもございませう。二つ目は、その余の不正収益の上げ方でありませうけれども、これは正規に彼らが占拠といひますか入っているという場合でありますけれども、高額の立ち退き料を要求しているというものもありませうし、廉価で競売をいたしまして、それを高価で転売する、そういう方法を見つけているものもあります。

さらに、今御指摘にございましたような第三の類型がございまして、これは任意売却でございませうけれども、債権者である金融機関が回収ができない、困窮しているという状況に介入をいたしまして、少しでも売ればよい、そういう見込みというものを立てさせまして、そこに差益を得る方法を選んでおります。そこに入っているのが、いわゆる損切り屋という企業者たちのようでございます。

こういうようなもののほかに、さらには、倒産整理と称しまして債務者に接近をいたしまして、その倒産会社の実質的な経営権を握りまして、その会社を新たな事業主体として自己が使っているというものもございませう。

こういうような現状にかんがみますと、私どもは、金融機関に対して、毅然とした対応をまざるという姿勢というものを確立してほしい、それから、何かそういう事実がございましたら早期に警察に届けてほしいということを強く求めてまいりましたし、今後ともそのようにしてまいりたいというふうに思っています。

それから、大蔵省初め、金融機関を監督する関係機関、これとの連携を強めまして、違法な行為というものを私どもの取り締まりによって防圧する、そういうことを行政機関の協力によってなし

遂げてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

○西川(公)委員 今の話で、暴力団がありとあらゆる手を使って活動しているという話もありましたけれども、ぜひよく連携をされてこういう事態に対処していただきたい、こういうことをお願いをして、時間が来たしたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○穂積委員長 渡辺具能君。

○渡辺(具)委員 自民党の渡辺具能でございます。

私は、先般、市町村合併について質問させていただいたわけですが、その際少し時間が足りなかつたというところもあり、また、ここに来まして財政構造改革会議の最終報告が出まして、この中でこの市町村合併についても触れてございまして、そういうこともあって再度お尋ねをさせていただくわけでありませう。またかという感じがしないわけではありませうが、大変今度の、しかも大切な問題であるということでありませうので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

財政構造改革会議の最終報告においてこういう方針が示されております。「地方自治、地方分権を推進するに当たっては、その主体となる地方公共団体の行政体制を並行して強化していく必要がある、このような観点から、市町村の合併について、集中改革期間中に実効ある方策を講じ、積極的に支援していく必要がある。」というふうな書かれていたわけですが、基本的な問題でもあるので白川大臣に御答弁願ひしたいと思います。集中改革期間中に実効ある方策を講ずるというふうな取り組んでいただけたのか。そして、まだこれからだという面もあるかと思ひますが、どんな実効ある方策をお考えなのか。先ほどお伺ひしますと、大臣はこの改革会議の議論にも参加されたということでございますので、その辺を、基本的な考え方を伺ひしたいと思います。

○白川国務大臣 市町村合併というのが世間一般でも、また自治関係者の間でもこの間大きな課題

であることは否定できないと思うわけでございませう。そのようなものがありましたが、平成七年に合併特例法ができました、住民参議制度の創設あるいは合併の際の財政措置の充実などを行ったところであります。

ただ、自治省をいたしましては、この改正があったにもかかわらず、原則としては長い間、市町村合併は自主的な合併を期待し、これを促進する、あくまでも自主的な合併を期待し、これを促進するという立場にいたしたと思ひます。しかし、それで現実には思うように合併が進んでこなかった、これに対して世間一般の厳しい指摘があるわけでございまして、私も自治大臣就任以来、自治省は一体何をしていたのだということで大変おしかりをいただいていたわけでございませう。

そこで、私も、市町村合併の機運というものは十分もう高まっている、だから機運の醸成というところにとどめておいてはならないということ、で、事務局にも指示をいたしまして、市町村合併は第二段階に移らなければならないということ、で、自治省としてもその取り組みを進めているところでありませう。現に、地方制度調査会においても審議を始めていただいております。また、省内にもプロジェクトチームを発足させまして、これには全局全部が入っております。市町村合併といひますと、今まで主として行政局の仕事であったわけでございませうが、市町村合併を促進していくためにはあらゆる立場から検討しなければならぬという意味で、プロジェクトチームはそういう構成にいたしまして、全局部における課長に入ってもらって、総務課長を長とする課長レベルによるプロジェクトチームをつくらせていただいております。

さて、そこで何をやるのかということでありませうが、昭和三十年前後の昭和の大合併以来基本的には大きな合併が起きていないわけでございませうので、なぜ合併が進んでこなかったのかということ、を、やはり事実でございませうから、これを徹底的にまず解明、分析をしてほしいということでご

ざいます。

それから、合併を進めたところも少ないながらございます。また同時に、今合併を考えているところもありますから、どういうような方策を講ずれば合併をしてもいいと思ってくれるか、このところをヒアリング等を通じて徹底的に明らかにしてほしい、これを持って第三段階ともいえるべき市町村合併を具体的に実効ある形で進めるような法の提出その他を含めて考えてまいりたいと思っております。

しかも、私もその研究期間をそんなに長い時間いただきたいとは思っておりません。精力的にあらゆる分野から検討しますが、それは精力的にやるということであって、漫然と長い時間をいただきたい、こういうことではないつもりで今事務当局、真剣に取り組んでいるところであります。○渡辺(眞)委員 ただいまの御答弁で、白川大臣の大変積極的な姿勢というものがわかったわけであります。

今の大臣の御答弁の中にもありましたが、自治省の中に市町村合併促進プロジェクトチームを発足させたという話がありまして、内容についても今かなり説明をいただいたのですが、これは五月十七日付の新聞だったと思います。

それによると、今おっしゃったように、大臣が先頭に立って、ヒアリングを通じていろいろな説明を行っている、加えて適正合併規模の設定も行うことになっている。これは行政局幹部の話ということになっておりますが、適正規模の設定は、国の権限事務の大幅な移譲や公的介護保険等の導入により市町村の規模能力が問われるようになった、そこで最適規模というのを、例えば都市的地域、中核市とか、あるいは非都市的地域、中間的地域とかの三つに分けていろいろ検討するということのようなことが紹介されておりました。

私は、まさにこういう作業をすべきだということとを前回の委員会ときに主張をさせていただいたわけでありまして、あのときはこういうところまで突っ込んだことをやっているという御答弁は

聞くことができなかったのですけれども、この辺について、これは政府委員の方から、どういうスケジュールで、どんな視点で、例えば今私が新聞記事に出てくることを御紹介申し上げたわけですが、けれども、そういった検討がなされているのかどうか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

○松本政府委員 御指摘のプロジェクトチームでございますが、四月二十三日に設置いたしましたので、その後、第一回はたしかフリートリーキングをやりまして、第二回、第三回というのは、現に最近合併をいたしました市から、その合併に当たってどういうことが問題になったか、あるいはどういう措置が必要であったか、住民との関係はどういうふうに対応してきたか、これからどういうふうにするかといったようなことについて、直接首長さんに来ていただきましてお話を伺ったと聞いております。

そういうことで、これからいよいよ全体の、例えば地方制度調査会の審議とか、あるいは地方分権推進委員会における審議とかというふうなものとも関連づけながら、より細かな検討をこのプロジェクトチームでやっていくつもりでございます。

御指摘の新聞記事でございますけれども、ここに出ておりますのは、適正規模の設定は、許認可など国の権限事務の大幅移譲や公的介護保険制度の導入などにより市町村の規模能力が問われるのは当然だということ、それからいま一つは、やはり今委員も御指摘になりましたように、そういう地域の実態というものに合わせた議論をしていかなければならないのではないかというふうなことはこの合併の議論で議論したことが、恐らくこれはフリートリーキングの段階で出た話ではないかと思っておりますが、記事に出たのではないかと思っております。

全体的にたまたまの段階は、フリーな、自由な議論を通じて議論を深めていくという段階でございますので、今御指摘のようないくつかも視野に入れないながら、また先ほども申し上げましたように、地

方制度調査会やあるいは地方分権推進委員会といった政府の公式な審議会等の議論も重ね合わせさらに議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺(眞)委員 前回私がこの質問の場で主張させていただいたときには、なかなかそういう方向で検討するということがお答え願えなかったもので、けれども、今のお答えでは大体そういう方向で検討が進んでいるということのようでございまして、こういう重要な問題でありますので、地方制度調査会もいよいよ、あるいは地方分権推進委員会もいよいよですけれども、そういうことが検討されているのならば、やはり当委員会にも御報告いただいて、この委員会をぜひそういうことの議論の場にしていただきたいというふうに思っています、あえてそのことについて申し入れというかお願いをさせていただくわけでございます。

さて、少し内容について質問させていただきますが、前回の質問の際も、またきょうも、白川大臣が御退席になりましたが、その際、自治体の主体性というものが非常に大切だということに言われました。確かに、市町村の主体性は優すべからずでありまして、しかし、主体性に任せているだけではどうも進展しなくなっているというのがこの問題の難しさではないかというふうに思うわけでございます。

介護保険法も衆議院を通過しました。聞くところによると、いろいろな市町村では心配の種であるようです。施設整備がうまくいかず、介護のマンパワーが得られるかどうか、あるいは要介護者の認定がうまくいかどうかというふうな心配がある。したがって、法律案では、サービスが整わない自治体では限定的なサービス給付を認めるというような経過措置もついているようにございまして、ということとは、こういう経過措置がつくということとは、まさに市町村の体制が十分でないというところを認めているのではないかとこのように思うわけですね。このほか、町づくり、水、ごみ、そういういろいろな問題を考えると、やはり何とか

合併を進めなければいけない。小さな市町村ではなかなか対応し切れなくなっている。私も、地元に戻ると、いろいろな町長さんのそういう悲痛な声を聞くわけでございます。

ところが、それにもかかわらず、先ほど大臣もおっしゃっていましたが、なかなか進まない。それが何であるか、その阻害要因が何かということをお解明することが、先ほど言われた自治省の中における検討会の主要なテーマでもあるというふうな何だったわけですが、かなりいろいろなヒアリングも進んでいるのじゃないかと思っておりますし、今まで皆さんが勉強していただいたところ、これは今進めていただいている担当局長さんでも結構でございますが、自治省として今現在で一番大きな阻害要因は何であるというふうに考えておられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

○松本政府委員 合併に関する阻害要因につきましては、実際のところ、今いろいろとヒアリングとか審議等で研究、検討をいたしているところでございますが、非常に大きく分けますと、一つは、地域性というものをどういうふうに考えていくか、この地域に根差したところの問題があるかと思っております。例えば、連帯感やアイデンティティーというものの関係をどういうふうに考えていくのか、あるいはきめ細かなサービスの提供ということとの関係をどういうふうに考えていくか、あるいは住民の意向というものをよりよく反映させるというふうなことの関係をどう考えていくか、それから合併後の市町村の中で地域格差というものが広がるのではないかと、こういういわゆる地域性に根差したいろいろな問題点というのがある。それから、その他の要因には、これはいろいろなものがございますけれども、例えば、合併をするものによって果たして規模能力というふうなものがあるにふさわしいものになるのかどうか、そういうこともあろうかと思っております。そういう懸念が示されるようなこともあろうかと思っております。

そういうものを細かく分析していく上におきまして、これはやはり何よりも当事者であります首長さんあるいは議長さんの御意見を網羅的に聞く必要があるだろうということで、実は今回、全首長さん、全議長さんにアンケート調査を実施することになりました。そのアンケート調査の中で、今委員御指摘のようなこと、一体どういうことが阻害要因であるかとか、そのためにはどういうことをやっていかなければならないかというのを赤裸々な意見としてお聞きしたいというところで、もう既に調査票を送付いたしましたところでございます。その結果をまた取りまとめ、皆様方、当委員会等にもお話をさせていただきますければと思っております。

○渡辺(員)委員 今お答えいただいたように、阻害要因というのはいろいろな問題が絡み合っているというふうにも私も思うのです。私なりにいろいろ考えてみたり、あるいは地元に戻って町長さん方の話を聞いてみて、私なりにこういふところに一番大きな原因があるのではないかとこのように考えているわけです。

それは、合併というのは大変な仕事であるという事です。合併の一大決心をしてから、住民のコンセンサスを得たり、あるいはその後でも合併を進めるためには大変なエネルギーが要するわけです。合併の範囲をどうするか、合併のメリット、デメリットは各項目別に検討してどうかとか、あるいは議会対策もある。議会の方では議員の定数のこと等もあったりして、やろうじやないかというふうなことはなかなかならない。大変気が遠くなるような、骨の折れる仕事になるわけです。

したがって、自治体といいますが、町長を初めとする役場では、あるいは議会では、この難事業に勇気を持って挑戦しようという気になかなかならないのじやないかというふうに思うのです。これは町長さん方が悪いとか市長が悪いというのではなくて、だれでもそうではないかと思うのですが、情性に押し流されて、結局はあきらめるということになるのじやないかという気が私はするわけです。

さきの合併特例法の改正のときに、住民のインシアチブを少し取り入れようということで合併協議会の設置を直接要求できるシステムを組み入れていただいたわけですね。このことについては前回私も質問させていただきましたが、結局この方法ではなかなか有効的に働かなかったということでもあります。

そういうところに私は一番大きな問題があるのではないかと思うわけです。そこで提案なんですけれども、合併に関する直接の住民投票をもっと導入したらどうかというふうに思うわけです。この提案についてはいろいろなところで提案されているわけですが、私が特に提案したいのは、その投票の結果かなりの人が合併を望んでいるということになれば、自治体としてはこの方向に向かって努力をしなければならぬ、そういうふうなや義務的にとらえなければいけないというふうなことにしたらどうかというふうに思うわけです。

合併問題は市町村の存続という最も基本的な問題ですから、直接投票に諮ってみるだけの価値はあると思うし、その結果大半の人がそれを望んでいるという例え、大半の人が望んでいるというのを技術的にどの範囲でそう思うかというのを、それはいろいろ検討する必要があると思うのです。二分の一でいいとか三分の二とか、そういうことは議論すればいいのですが、要するにかなり人が望んでいるということになれば、やや過激だという印象を持たれるかもしれませんが、その結論を町長さんや議会にとつての義務といたしますか、そこに向かって努力をしなければならぬということにしたらどうかというふうに思うわけです。

きょうも、それから先日、白川大臣は自治体の自主性ということで大変強く主張されました。自治体の自主性というのは、厳密に言うとう、やはり役場の主体性ではなくて住民の主体性であるべきだということに私は思うわけです。もちろん、住民が望んだから一〇〇％合併せねばいけないというふうなことにすると、いろいろ問題もあるか

と思います。やや行き過ぎる面もあるかと思えます。例えば特別な場合、その後状況変化があったとか、議会でも一回採決してみたら圧倒的多数で否決されたとか、いろいろな免責事項といいますが、そういうものは準備する必要があるかもしれないですね、いざにしろ、こういって住民による直接投票制度を導入して、そしてそれをや義務的に受けとめさせるシステムをとらないと、なかなか首長さんがこの難事業にチャレンジするということにはならないのじやないか。私は、いろいろな議論をこの問題についてはしなければいけないということもあって、かなり過激な提案と受けとめられる面があるかもしれませんが、いかと私自身思っているもので、あえて提案をさせていただきます。

このことに対して、非常に基本的なところがあるというふうにお考えいただければ大臣に、あるいは技術論ということであれば局長さんでも結構でございます。

○白川国務大臣 この国会の議論等、また、私もきのうは近畿地方に行ってきたわけでございます。地方行政セミナー、最近では行革だけではないというところで、地方自治・新時代セミナーということでお邪魔したわけでございますが、きのうは千三百名余の方が集まってくれました。いざにしろ、市町村合併をしなければならぬというところは、単なる機運ではなくて、かなり真剣に受けとめていただけるようになってくるのではないかなと思っております。

ただ、しかし、現実の問題として合併の問題を議論するとなると、今渡辺委員御指摘のとおり、非常に難しい問題であり、それを取り上げた首長さん場合には本当に政治生命もおかしくなるというところもあるわけでございます。ただ、私は、むしろ一般の、渡辺委員もそうかも知れませんが、そういう行政とか議員に直接関係ない方は意外にも合併すべしなのではないかな、こ

ういうまきに住民の声、国民の声というのが素朴な形であるのではないかと思っております。

住民参議制度というものを導入いたしましたのが、これは今委員がおっしゃったように、こういうのが仮に通ったとしても必ずしも義務づけられるという側面がないようでございます。私たちがはいいよと言ったとそれこそから前へ進まないという、ちよっと手続上も、せつかくこういふものを導入した割には、それが首長の方にも義務づけられるという点が制度的に不備なところもあるような気がいたしますので、今渡辺委員が御指摘なされたことを含めて、これは真剣に考えていく必要があるのではないかと思いますので、また事務局にも真剣に検討させたいと思っております。

○渡辺(員)委員 私は、大変前向きな御答弁をいただいたということで受けとめさせていただきます。また、やはりこういう場でぜひ議論をしていただきたいと思っております。

それから、いま一つ阻害要因として考えていることがあるのですが、私の地元で宗像市と玄海町の合併の議論が進んでおまして、玄海町の町長さんとよく話をするのです。この町長さんはかなり意欲的な方で、役場にそのプロジェクトチームをつくって検討しておられるわけですが、その町長さんがこんなことを言っておられるわけです。

合併してしまつた後のことが、実際どういふことになるのか、なかなかイメージしにくいのです。よ、それを町民にもなかなか説明しにくい。事実私、その町長さんいろいろな心配があると。本当は、試しに合併してみようというところができないものでしょうかねというところをおっしゃるわけです。まあ、これは結婚じゃないのだから、結婚してみたら後で離婚するということやなと、離婚もそう簡単なことじやないかもしれません。さんがおっしゃっているわけです。そういうことを考えるとなかなか決心はつきませんという悩みをおっしゃっていました。

そこで私は、提案なんです、今広域連合の制

度があるわけで、この広域連合をもつと活用した
らどうかというふうに思っています。

今町長さんがおっしゃっていただいたことに対応する
と、合併のシミュレーションといいますが、合併
の類似体験になるわけでもありません。モデル合併
として有効ではないか。それから、合併するまで
はかなり時間がかかるということになれば、それ
までの暫定措置としても極めて有効ではないか。
あるいは、合併するかどうかかわからないけれども、
合併のいいところだけをつまみ食いと言ったら悪い
のですが、いいところだけをとった形で活用する
ということにもなるのではないかと考えています。

そして、特に広域連合の活用にあたっては、
申請があった場合にはいろいろな権限付与をお願い
できるということになっているようです。それから、
上下水道や、場合によっては社会資本の整備主体
としての権限をも付与させて、これには各省の協
力が非常に必要になってくるわけですが、そう
いったことでこの広域連合制度を活用したらどう
かというふうに思っています。

かなり技術的な話で、それから細部が固まっ
ていない提案ですから、なかなかコメントしにく
いかと思います。政府委員、ひとつお答えいた
だければと思います。

○松本政府委員 広域連合を活用して合併の類似
的な制度としたらどうかというお話でございまし
て、広域連合制度というのはいろいろな意味で幅
広いものでございますが、今委員御指摘のように、
将来の合併ということを視野に入れた広域連合と
いうのも大いに結構なことではないかと私もも
考えているところでございます。

そして、これもまた委員が御指摘になりました
ように、この広域連合には特別に権限を移譲する
ことができるという制度にもなっておりますので、
それを活用していただければなおさらいいもの
になるのではないかと考えています。何となく
向で考えてまいりたいし、地方公共団体にもいろ

いろと助言等を行ってまいりたいと考えていると
ころでございます。

○渡辺(眞)委員 大分時間もなくなってきました
ので、最後に、よく言われている合併のインセン
ティブの問題についてちょっと聞いておきます。
このインセンティブには、地方交付税を操作す
ることのインセンティブが一つあるようございま
す。これは、今財政状態が非常に厳しいときに
自治省としても打ち出の小づちを持っているわけ
ではないので、どこかに特恵を与えればどこかに
しわ寄せが行くということになる。私は、きつと
今比較的手厚いと言われている小規模の市町村が
割を食うことになるのではないかと、それは決して
上手な方法ではないというふうに思っています。

そこで、もう一つのインセンティブとして権限
インセンティブというものは、私は、考えようによ
っては有効ではないかというふうに思うのです。
ね。政令指定都市とか中核市のように、ある程度
以上になればこういう権限といいますが、こうい
う仕事の主体者になれますよというふうなことが、
やはりかなり大きなインセンティブになるの
ではないか。

それで、どういう権限を付与したらいいかとい
う具体的な知恵がなくコメントを求めるところで、
なかなか難しいかと思いますが、どういう権
限だったらインセンティブになり得るかというの
を自治省でも一生懸命研究していただいて、制度
化されたらいいかと思うわけでございますが、
その点どうでしょうか。

○松本政府委員 全く委員御指摘のとおりでござ
いまして、そういうことにつきましても、私ども
も今御指摘のような方向で考えていくべきだと
思っているところでございます。

現実には、どの程度の規模であるならば個別の
各分野の権限移譲が可能であるか、その際に、今
の中核市の制度がございしますけれども、さらにそ
れ以下であつても、ある程度まとまった権限の移
譲が可能ならばまた新しい制度というものを考え
ていくことも可能であろう、それがまた市町村の

合併等に対してもインセンティブ的な働きをする
こともあろうかというふうに考えております。具
体的には、地方分権推進委員会での問題につい
てもお取り上げいただきまして、この問題は、今
回の次なる勧告の時期よりも若干おくれるかもし
れませんが、そういうことについても真剣
に御討議をいただくというようなことになってい
ると私どもも承知をいたしているところでござい
ます。

○渡辺(眞)委員 時間が参りましたのでこれで質
問を終えますが、きょうは大変前向きな御答弁を
いただき、ありがとうございます。途中で申し
上げましたけれども、地方制度調査会あるいは
分権推進委員会等々においても議論が進められて
いるわけでありまして、そういうところ
においてどういう議論が進められているか、ある
いは自治省の中においてどんな検討が進められて
いるか、どこまで検討が行ったか、そういった
ことを当委員会でもぜひ報告をしていただいて、
当委員会がそういうことの議論の場になるように
お願いをいたしまして、私の質問を終わらせてい
ただきます。ありがとうございます。

○穂積委員長 古賀一成君。
○古賀(一)委員 この国会で、地方行政委員会
で四回目の質問をさせていただくわけでございます
が、この国会の地方行政委員会最初の一般質疑で、
今御質問になりました渡辺議員がいわゆる市町村
合併について質問あるいは要望、追求をされ、私
も同じ順番で申し上げたわけですが、今渡辺議員
おっしゃいましたように、市町村合併等につきま
して、まあ大臣及び自治省も、我々の議論がどれ
だけ参考になったかわかりませんが、少なく
くとも、この国会中に我々が一生懸命議論した中
で、一歩も二歩も何かやる気を見せられてきたと
いう感じを私も持っております。今後本当によ
ろしくお願いしたいと、お礼を申し上げる次第で
ございます。

まず冒頭に御質問したいのは、極めて包括的な
ことでございしますけれども、私は四回の質問とい
いますか、きょうを含めれば四回、警察関係もご
ざいましたけれども、とりわけ地方自治の基本的
あり方について質問をしてきたわけでございます
が、それを踏まえて、この国会中地元を帰って、地
方議員の方々、県庁の人、あるいは市の行政関係
の人、やはりいろいろな地方行政の実態というもの
について、酒を飲みながらいろいろ聞きました。
やはり地方行政をめぐって、地方自治をめぐって
状況というのは今も厳しいけれども、これからはも
う加速度的に、にっちもさっちもいかないという
ぐらい厳しくなってくるのではないかと、このこと
を大変私は心配をするわけでございます。それで、
これまでのいわゆるトレンドで地方行政を本当に
やり得るんだらうか、ここでやはり一つの発想の
大転換をして取り組んでいかないとにっちもさ
ちもならぬのではないかという思いが私は大変強
いわけでございます。

厳然として進んでいく、着実に進んでいくのが
高齢化でございまして、これは年々スピードが
アップしているように思います。山村ほどそうで
ございします。この前も一回申し上げたかと思う
のですが、恐らくあと十年もたてば高齢化比率五
〇％という村も出てくるわけでございます。も
うとんでもないわゆる地方組織が出現をしてく
る、こういうことが一つございします。

それともう一つは少子化でございします。これは
日本全体のマクロでの心配事がよく喧伝されてお
ります。これは過疎地に行けばもっと、数倍の
高齢化と少子化の様相を呈するわけでございます
で、私、今度びっくりしたことがございします。

私は、生まれが柳川というところでございまし
て、割と、北原白秋なんかで有名な人ですが、人口
はどんどん減りまして、今四万四千ぐらいでござ
います。四万四千といえども、筑後平野の真ん
中にある田園都市でございまして、城下町。その
真ん中にある小学校が、私の母校でもございま
す。柳河小学校というのですが、私が卒業したときは
四クラス、二百三十人だったんです。何とことし
の入学生は二十三人なんです。十分の一なん

です。

そうしますと、後ほど合併の問題について申し上げなければ、いわゆる昭和の大合併というのが、いろいろ理由があつたんでしよう、いわゆる学制改革というのの一つであつて、ああいう一つの地方自治の基本システムを変えていこうとしてきた。今の時代も、まさにそういう意味での学制改革で、例えば市町村合併をばんとして、あるいは学校を、市町村をまたがって小学生も来れるような、そういうことまでやらないと、一学年――平野のど真ん中にある地方都市でこういう状況でございまして、私はもう本当に啞然としたわけにございまして、そういう意味で、本当に地方自治というものを、これまでのトレンドだけではなくて、もう一回、現実の政策分野、あるいはその地域の現実の経済活動、社会活動から見えてどうだということをお私に考えるべき時期に来ているんだと思います。

そういうことで、少子化の話をしました、高齢化社会の話をしました。そして、もう言わずもがなでございまして、この前も地方交付税法で質問申し上げたけれども、いわゆる地方財政の悪化、これは今まで国という後ろ盾があつたんです。じゃ、国そのものはどうか。もうまさに行革だ、あるいは財政再建、公共事業、投資の引き延ばしだ、もう国挙げて、国の財政が危ないという話はもう満ち満ちているわけにございまして、後ろ盾であつた国がそもそも財政が危ない。そして、もう怖いのは、やはり日本の経済そのものがあと十年、十五年、陰りが見える中で、いわゆる小さい、百何十人の山村がまだ残っている。私は、少子化、高齢化プラス地方財政の悪化、それを支える国そのものがそれどころではないという状況、これをあわせ考えていきますと、今こそ抜本的な地方自治体制というものを自治省が中心に、あるいは大臣が中心に考えるべき瀬戸際まで来ているんだと思います。

あと、地方行政については、そういう背景の中で、この前も申し上げたけれども、地方行政

が非常に縦割り化しておる。村でも小さい町でも、本省から来た、県の何とか課、土木部の何とか課、商工部の何とか課、やはりそういう系列化もしている。もうそういうのがちがちの、自由のきかない、創意工夫というのを出しようがない、自由のきかないシステムに地方行政の内部もなっている。議会と執行部の癒着という問題も、あるいはなれ合いという問題も、私は底辺で起こりつつある昨今ではないかと思ひます。

そういう中で、私は大臣に地方行政の一端を、自治体の一端を申し上げたわけにございましてけれども、これまでの仕組みの延長に地方自治は本当に成り立ち得るのか、地方の時代が本当に来るんだらうかという懸念を身にしみて感じておりますけれども、その点についての認識といたしまして、うか危機感と申しましようか、そういうものを、自治大臣の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○白川国務大臣 地方自治が抱えている課題が多いことを否定するものではありませんが、私は、自治省の内部においても、あるいは先ほど申し上げたとおり、各ブロックで地方行革セミナー、最近では地方自治・新時代セミナーということで、あえて首長さんや議長さんやあるいは市の職員さんとお話をしているのは、地方自治というものは今後大きな役割が課せられているし、そして同時に、二十一世紀の少なくとも前半は中央集権ではなくて地方分権、地方自治が全面的に花開くときだ、こういうことを自信を持って、夢を持って実は語っているわけにございまして、ちよつとこの辺は、今古賀委員の認識とは違ふものがございます。基本的には、これからますます地方がそれぞれロマンあふれる町づくりをできるようになりつつあると思ひし、七月に出される地方分権推進委員会の勧告もそれに大きく寄与すると思ひますし、また地方の方も、そういう世間一般の見方の中で、地方の行政能力等も強まりつつある、私はこう思っております。

ですから、課題は多いと思ひますけれども、地

方自治体の皆さんやあるいは地方自治体に与えられた所与のものが、私は、そう悲観的であり、夢がなくて、このままだらうたら坂道を転げ落ち、最後はげから落ちて、海か川か知りませんが、そこに落ちる、少なくともこういう状況では現場を含めてなんにやないのか、こう思っております。

○古賀(一)委員 大臣の方から、これからはもう地方の時代で、私のように暗い考えを持つ必要はないというお励ましの言葉をいただきました。

私は、新進党の中でも、古賀さんは超楽観主義者だともうしよつちう言われます。何言つても何とかなるなと言つておるから、古賀さんが言うとか何かできないこともできるようなんで、おだてられているのか何かわかりませんけれども、でも、それでも実は、この地方の実態ということから見ると、私自身は非常にもう厳しいあれを持っています。

例えば介護の問題。もう山村に行くとおじいちゃん、おばあちゃんだらけ。私の地元には、一番小さい村で二千二百名の矢部村というのがあつたんですが、五百六十名ぐらいの高齢者がおられる。これから年々ふえていくわけですね。そうした場合、今度問題になりました介護、あるいは、今後矢部村だって村人の半分の、例えば一千名が高齢者になる時代はもう間違いなく来るわけですから。そうしますと、特養ホームが必要になってくる。特養ホーム、百人収容の施設は一つぐらい要るだろう。そうしたら、これはもう財政的にやはり絶対もたないんです。

ある試算を見せましたけれども、百人の特養老人ホームを維持するには施設要員が五十人必要、一般職員が十人必要、それを生み出すための財政力というのはやはり最低一万三千人の人口規模がないと成立しない。こういう話もあつて、正確な数はどれが正しいかは別として、大ざっぱに言つて、ある程度のそういう規模がないとそういうものすらできない、こういうことは間違いないかろうと思ひます。

それで、次の問題として、今、渡辺議員も前回に

引き続きましておっしゃいましたように、私も前回に引き続き再度強調したいのは、大臣が冒頭この国会でおっしゃいました、基礎的公共団体の市町村を総合的行政主体の名にふさわしいものにするために強力な市町村合併誘導の仕組みを導入すべきだ。これは私も確信的な、私の信念でございまして、これにつきまして、まず私の思いを述べまして、大臣の再度の御所見をお伺いしたいわけにございまして。

先ほど答弁もございました。隘路は何か、何でも市町村合併がこれだけ進まないのかという御答弁も局長からございましてけれども、私は、せんだつて自治省からいただいた資料を見て啞然としたわけですね。これは何を意味するのだろうか、こう思ひながらこの数字を見たのです。

明治二十一年、全国の市町村は七万一千を超えておりました。たつた一年で、翌二十二年には一万五千八百五十九に再編をされました。わずか一年で、あの時代に五万六千の市町村が減つたわけにございまして、わずか一年でこの時代にようやくつたものだ、まあやりやすかつたのだろう、こういう思ひもございましてけれども、現実としてあつたのです。

そして、よく話題に出ます、昭和二十八年。村が七千六百十六、市が二百八十六、町が約二千、合計約一万。これが三年たつた中で、九千八百六十八でございまして、三千九百七十五に減つた。とりわけ村は、七千六百十六から六千四十二に減りまして千五百七十四に減つた。わずか三年でこれがなしに逃げられたということですね。

その後の推移は、これはちよつと、本当にどういうことなのだろうと思ひます。昭和四十年、市町村の合併の特例法ができました。そして、十年たつた昭和五十年、どれだけの効果があつたか。もう市町村別には言ひませんが、市町村合計で申し上げますと、十年かかつて百三十五減つたのです。昭和五十年に改正法ができました。では、その十年後の六十年にはその効果は何であつたかといひますと、十年かかつて三千二

百五十七からわずかに四の市町村が減ったにすぎないのです。もうその後も、六十年から平成七年もそうでございます。十九減りました。そして、先ほど大臣がお話しになりました二年前の改正法施行、今日に至るまで二件の成果しかないのです。私は、昔だっているいろいろなあったと思うのです。それは、議員もおただろし、おれの村が消えるのは嫌だというのはあるに決まっているわけですが、私は、ぜひ地方制度調査会もこの国会も一致して、市町村合併を我々は応援する、いろいろ困難はあってもやるべきだ、それは単に市町村の財政どころではない、根幹にかかわる。そういう意味で、制度調査会も我々も応援しているわけでありますから。

私が再度ここで申し上げたいのは、そういう制度というよりも、国がいわゆる国家の、政府の意思をはっきり言っていないことだと私は思うのです。先ほどの誘導が強制かというのはいちと違うのです。でも、もしなければ日本の地方行政は財政的にも福祉の面でも成り立たない、国はこうするのだ、いつまでもこうしたいのだというのを、手段と目標をこちゃまぜにせず、目標はこうだ、あるべき姿はこうだといって、戦争を始めるといったら変ですが、まずこの問題に取りかかるべきなのです。だって、明治の人も昭和の人も、戦後のごときも市町村合併をやったわけでしょう。合併が大変だとずっとこの委員会で聞いてきましたけれども、でも、ドイツは何ででしょう。あの国家の合併をあれたの短期間にやり遂げたわけですから、ドイツは。そして、今ヨーロッパは国境を越えて通貨を統合という、何千年の歴史を超えてやっているわけですから。

同じ国民の中の小さな村で、現に町長、村長さんがみんな成り立たないと言っている中で、客観情勢はすべてもうそれをあらわしているわけでありますから、この国会にはもう間に合いませんけれども、何としてでも国家の意思、政府の意思として次期通常国会までにそれを表明し、そして、その具体案を出されるということをお望みしますが、また提言も申し上げたいわけでございますが、総合的行政主体としての名にふさわしい市町村にするために市町村合併誘導、誘導でいいと思うのです。それについて、大臣に対する質問は今国会はもうこれが最後になりますので、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○白川國務大臣 今まで自治省が市町村合併の問題について非常に気を使ってナーバスな表現をしてきたことは、厳然たる事実でございます。私もいろいろ、例えば具体的な数字だけは言わないでくださいとか、いろいろなことを含めて、行政局長等から言われてまいりましたが、ただ、皆様方の大変な御指摘、あるいは世論というのでしようか、市町村合併をしていかなければ本場の意味で住民の期待にもたえられないのではないかと、うのは、もうある面では大方の、圧倒的な合意になりつつあるのではないかな、こう思っております。

そして、いろいろな合併、例えば五十万と三十万のところが合併してやはり政令指定都市にならなければだめなのだ、こういう合併の論議もございいます。あるいは、せめて中核市になろうではないか、現状では中核市になれないからそういう合併を目指そう、こういう合併も今非常に起きているのも事実でございます。

率直に申し上げますが、私は、そういうような合併は、我々から見たらある面ではぜひいかな合併の悩みであって、私たちが、実際問題、真剣になつて相談に乗り、また真剣に考えていかなければならぬのは、三千二百三十二のうち二千六百近くが町村であるわけでございます。市部で、市と名がつくところで日本全体の人口の四分の三を占めているようにございまして、日本の人口の四分の一が二千六百近くの町村に分かれていて、これはもう率直に言わざるを得ないと思うのでござい

ます。その町村の行政体制を強化していくということ

は、これはこのことを現実の問題として取り組み、しかし、市町村合併といういろいろなあろうかと思ひますが、町村から見ると、先ほど渡辺委員の質問にありましたけれども、大きな市に周りの小さいところのみな込まれていくということに対する恐怖感とか不安があるのも事実でございます。ですから、実際、なぜ町村が、多分いろいろな意味で周りの大きな市から働きかけもあつたらうと私は思うのです。しかし、やはり現実には四十年間近く合併がなされなかった。その辺の物理的なことと同時に、心理的、情情的、メンタルな面も含めて真剣に考えていかないと、この町村合併、そして市と町村がどういふような形で合併するのか、それとも町村同士が合併して、たとえ三万の行政体制でもいいと私は思うのです。例えば、今まで三千、五千で分かれていたのが三万になれば、大変な進歩だと私は思ひます。

そういうことを含めて、グラーを置くことなく、それこそ聖域を設けず、率直に言つて、人口の四分の一しかないところが二千六百の町村に分かれていて現状はこれでいいのだろうかという問題意識を率直に持つて、これらのところの合併が現実に進むためにはどういふふうにしていったらいいか、これをやはり正面から議論していくことだと思つております。

○古賀(一)委員 私は、この前も申し上げましたけれども、合併の促進に大法案は要らないと思うのです。過去もそうだったと思うのです。私は、もう本当に機は熟している、ちよつとした仕掛けを法律と予算で講ずれば、これはもう相当の部分から火がおこる。火がおこれば、今までぐじぐじ言つていたところも恐らくブームとなつてついてくるような状況だろうと思つております。

実は、新進党の我々の先輩にもなりますけれども、参議院の石井一二先生がある本に、いわゆる郡に郡議會を置くという一つの思い切つた、郡があるじゃないかというところで、郡議會を切り口に合併を促進しようという論文を出されまして、それを法案にされまして、修正をして、一つの簡単な法律でありますけれども、条文が実はできております。これなんか私も私はずっと見ました。今の状況からいへば、これを通せば市町村は、市は五万人、町村は二万人を基準とするということに、都道府県がいわゆる勧告権を住民投票にあわせて持つというふうなちよつとした仕掛けなのですね。実はこれだけでも私は相当の合併促進の流れができるのだらうと思つております。

そのほか、私のアイデアではありませんが、一部申し上げましたけれども、例えば、ふるさと創生で一億円という話もございましたけれども、ふるさと創生基金じやなくて、大きな、ふるさと創生調査費みたいな、交付税と言わず調査費で、合併について三つ、四つ一定の基準で調査をやるなら補助金をつけてやる。そして、要は調査をして、市民に、市民にとつて、これだけ我々にメリットがある、そしてそれをやらなければ十年後は大変なことになるといふその姿を調査をして、市民、町民、村民にPRで知らしめることだと思つて

す。今までの議論というのは、議員さんがどうだ、首長さんがどうだ。私は、市民の皆さんに知らしめたとき、もう議員さんだつてこれはやるしかない、旗を振られるようになると思うのです。そういう面で、そういういわゆる調査費及び広報費といひますが、そういうものを含めて、法案とともに、私は総合的にぜひ短期間のうちに御検討をお願いしたいし、我々、我々といひますが、國會を代表しているわけじやございせんからあれですけれども、少なくとも我々新進党はそういう法案を用意して応援しようと思つておりますので、申し上げます。

それで、ちよつと長くなりました。私は、地方行政についていろいろな隘路打開の道といひますが、あるいは活性化の道といひますが、そういうものはないだらうかと常々考えるわけでございますが、そのうち、一番早く、安く、やり方によつては一つの大変な効果を持つものは情報化だと思つていふのです。情報化というのいろいろあり

ます。とりわけ、衛星及び既存の電話回線を使っ
て、そしてもちろん機械はコンピューターでござ
いまして、これを使って、外からなかなか情報が
入らない、一つの村の秩序があるあの世界に、い
わゆる経済の情報、他の地域の情報、世界の情報
が入るような、そういうことをやってきたときに、
私は村というのは極めて活性化してくるのだらう
と思います。そしてまた、介護の問題、医療の問
題、もう恐るべきスピードで情報は電話回線を流
れるわけですね。

私は、最近実はコンピューターに凝っておりま
して、コンピューターなんか一年前なんかとても
じゃないけれどももうやれるはずはないと思っ
ておったのです。ところが、やり始めたのです。大
体、毎日おもしろいものだから挑戦をしていまし
て、二時三時までになることが多いのですが、い
や、これはおもしろいのです。一秒間に何万とい
う情報量を流すのですから。私はもうシャッ
プの回し者だと言われるくらいザワルスの宣伝を
するのですが、こんな小さいものだって一秒間に
情報量からいえばやはり三百字ぐらいの、三百字
は大げさにしても、最低二百字の漢字を一秒間に
全部持っているだけで渡せますからね。そして、
コンピューターもそうです。私は、こういう
村社会の中で、もう愚痴ばかり言う、大変大変
だといって、若者が頑張ろうと思ってもそれが押
さえつけられていて、そういう社会にこのコン
ピューターを導入すべきだと思うのです。

それで、私は自治省の方は役所の中で一番コン
ピューターが苦手な人が多いのだと思うのです
よ。私はそう思います。人事課長とか財政課長で
行かれると、もう大体財政電算システムはでき上
がっておりましてね。ただ、そういう部内の、庁内
の情報化じゃないに、過疎地域における医療に
とって、あるいは地場産業振興にとってこういう
情報化というのがどういふふうに使えるかという
ことは、村の議員さんとかあるいはお年を召した
村長さんに私は幾ら勉強しろといったってだめだ
と思うのですよ。やはり、自治省がガイドライン

を示し、研修をやる、何をやるというようない
の仕掛けを講じていけば、私はこれはもう短期間
に変わってくるのだと思うのです。

そして、申し上げたいのは、いわゆる地方自治
行政に情報化というものをどう組み込んだらいい
かというような問題意識を持って、自治省は今何
をやろうとしておられるのか、やっておられるの
か、ちよつとその辺の実績及び今後の方針があれ
ばお聞かせ願いたいと思います。

○嶋津政府委員 お答えいたします。

今先生が御指摘のように、最近のマルチメディア
とかネットワーク技術とか、すごい情報処理、
通信技術が急速に発達しているわけでございますし
て、特に、先ほど御指摘ございましたが、コン
ピューターの使い方、パソコンの使い方なんかで
も、素人なり全然わからない人、あるいはお年寄
りでも使えるような技術も開発されてきていると
いうふうなことを考えております。したがって、そう
いうふうなものを福祉の向上、今御指摘ございま
した、あるいは地域の活性化に役立てるといふこ
とは、もうこれは当然考えなくてはならない時代
にきているというふうな思っております。

したがって、地方公共団体は、高度化する
情報通信技術を積極的に活用して、地域住民の
ニーズをくみ上げて、それを活用するために、主
体的、戦略的に独自の行政の情報化とか地域の情
報化のシステムというものをつくっていくべき
じゃないかというふうな考えております。

そこで、自治省として何が出来るかということ
でございましてけれども、私どもは第一には指導助
言ということでございまして、行政の情報化あ
るいは地域の情報化について、これもまた日進月
歩するわけでございますので、一定のマニュアル
というものをつくって、それを地方団体にお示し
をする、それに基づいていろいろと地方団体で考
えていただく、こういうきっかけになるような地
域情報化のマニュアル、あるいは行政の情報化の
マニュアルというものをまず第一につくっており
ます。

それから第二番目には、例えば今御指摘ござい
ました福祉にこういう情報処理技術を使えないか
というふうなことで、例えば福祉のためのIC
カードみたいなものを住民にお配りして、その中
に住民の健康情報とかそういうものをに入れてそれ
を活用するというようなシステムを自治省とある
いは関係する法人等が開発しまして、そういうシ
ステムを利用していただくというふうなことも
やっております。

それから三番目には、やはり全体に行政の情報
化を進めますと、どうしても、例えば自治省で
LANシステムを入れておられますけれども、都道
府県、市町村にも行政のLANシステムというも
のは入れていただいて、将来はそういうものを有
機的につなげていこうというふうなことも考えて
おまして、したがって、そういうものをバック
アップしていくための地方財政措置も必要だと思
いますので、例えば平成九年度の地方財政計画の
中では市町村にLANシステムを導入するそうい
う経費を計上しております。そういうものに基
づきまして市町村でも講じていただきたいとい
うことを始めております。

以上のようなことを少しずつやりながら、御指
摘のような方向で、時代の流れに対応して積極的
に地方団体に情報化を活用してもらいたい、それ
を住民の福祉の向上に役立ててもらいたいとい
うふうにお願いをしているところでございます。

○古賀(一)委員 もう時間が参りましたので、ま
た中途半端になりましたけれども、この情報化に
ついては、庁内のLANという話だけではなくて、
やはり県庁と結ぶ、あるいは自治省と商工団体、
地場産業センターと結ぶとか、そういう外へ向
かっている使い方について、私はぜひとも自治省が
音頭をとって頑張っていたらいいと思います。
私は、ウルグアイラウンドの六兆円、ああいうも
のよりも、実は本当に自治体にこれが浸透すれば
はるかに大きい活性化効果を持つものだと信じて
疑わないわけでございます。

○穂積委員長 今井宏君。
○今井委員 午前中最後ということでございます。
お疲れだと思いますが、よろしく願います。
市町村の合併をどう促進、誘導していくかとい
う視点で、たくさん委員から提言や質疑がある
わけでございますが、第二十四次地制調でもこの
合併問題が審議されましたし、引き続き第二十五
次地制調でも合併を促進するという視点で御審議
をいただき、また、政府の方でもそういう諮問を
しておるわけでありまして、そうしますと、当然、次
なる合併の特例法ともいふべき改正の作業のスケ
ジュールというものをイメージしていきたい、こ
ういふふうに思うわけでありまして。
この六月十三日までに回収のアンケートを、市
町村の首長、議長、都道府県の同じように知事、議
長、こういうアンケートを拝見いたしますと、極
めてきめ細やかな貴重な資料が回収、収集そして
分析されると思うわけでありまして。その上で、当
然のことながら法改正の手続に入ってくる、こ
ういふふうに思うわけでございます。
局長に御質問を一点させていただきますが、今
後の地制調の動向からこの法改正までどんなスケ
ジュールをお考えになつていらっしゃるのか、まずお聞き
いたします。
○松本政府委員 お答え申し上げます。
今委員御指摘のように、今市町村合併の問題に
ついてはいろいろなところで議論を進めておりま
す。一つは、当然私どもの自治省の中でございま
すし、それからいま一つ、地方六団体においても
今回研究会をおつくりいただきました。それから、
政府の機関としては、地方制度調査会が審議を始
めておりますし、それから地方分権推進委員会も
近く予定されております。地方行政体
制の整備確立ということの非常に大きな一つの問
題として、この合併を取り上げていただくとこと
なるのではないかといいように見ているところで
ございます。
そういう一連の作業というものをそれぞれ並行

的に進めながら、かつそれらを結びつけて、その中から、先ほど大臣の御答弁もありましたように、果たして本当に合併の障害、阻害要因となっているものがどういふものがあるだろうか、それに対してはどういう対応の仕方があるだろうかということを決めてまいらなければならないと思うわけでございます。

それからいま一つは、それでは進んで合併というものを進めていくためにどういふインセンティブが考えられるか、どういふ制度を構築していかなければならないか、そういう面からの検討もまた必要でございいます。

したがって、いつなる制度改正が予定されるかという点については確たる御答弁を今の段階でしにくいわけでございしますが、いずれにいたしましても、これだけ合併問題が方々で議論され、私もまた、またその他いろいろな場で議論が進んでおりますときに、いつまでも結論が出ないということはない。それはやはりできるだけ精力的に議論を進めて、そして必要な制度改正があるならば、その制度改正に向かって作業を精力的に進めていかなければならないと私も考えているところでございいます。

○今井委員 合併が目的ではなくて、真の地方自治をどう確立していくか、しかも分権型社会にどう転換していくか。高齢社会を迎えていますよ、地方の財政が国同様大変なピンチですよ、行政の改革もしなければなりませんよということでございますし、分権計画が五年の期限にきておりますので、やはりそれに並行、整合させていくという意味で、ひとつ精力的にお願いを申し上げたいと思うわけであります。

この地制調の諮問を見ますと、先ほど古賀さんから過疎地の必要性について御質問がございました。当然地帯だと思います。小規模市町村、これをどうまた自治体としての機能を持たせるか、この視点は全く異議はないわけでありまして。あわせて、実は分権が、都道府県にとりあえず二層制を認めて権限移譲がされ、その後基礎自治体に、こうい

う流れになっているわけでありまして、私の持論ですが、むしろ基礎自治体にストレートに行き、基礎自治体を都道府県がどれだけ支援していけるか、こういうイメージを持っているわけなんです。

そういう意味では、中規模あるいは大規模の合併、これをまた促進していく必要があるのではないかと。そこで、分権型の、まさに文字通りみずからを治める自治体をこしらえていくべきではないか。自己決定、自己責任でやっていくのだ、こういう将来図というものを望ましいものと考えておるわけであります。

そういう意味では、政令指定都市が一応法では五十万、イメージとしては大体百万人の人口規模を一つの基準としているようでございしますが、これもよく考えてみると、言葉もおかしいと局長思いませんか。大臣の方がいいですか。政令で指定する都市というわけですから、これは対等、平等じゃないですね。政令で指定する都市ですから、もうちょっと、対等、平等、横並びというのであれば、この政令指定都市という名前も変える必要があるのではないかと思っております。政令指定都市が、一定の規模を持ったものできちんとしていくという意味では、実は、今回の地制調あるいは分権推進委員会等々も含めて、小規模の大切さ、もう一つ、中規模、大規模の合併促進を図っていくべきだ、こういうふうにも考えておるのですけれども、その辺について御見解をお願い申し上げます。

○松本府委員 政令指定都市の方を少しお答えさせていただきますが、政令指定都市というのは、法令上の用語として使っているのではなくて、要するに、特別に権限、財源等をあつての団体、これを政令で指定するという制度になつていくことから、一般的に政令指定都市と言っているわけでございます。政令で指定するのがいいのか、法律で指定するのがいいのか、その他の方法がいいのか、それはまた一つ議論のあるところかということとは私もよくわかりますので、また

いろいろ検討はさせていただきたいと思っております。それから、合併の問題を考えます際に、委員御指摘のように必ず出てまいりますのが、小規模のところをどうするか。これは合併のみならず地方分権、地方自治の充実を図るためにはいつもその問題が出てまいりまして、これは分権のサイドからも、あるいは密接に関連する合併議論の中でもたびたび取り上げられているところでございいます。

対応の仕方としては、小規模な町村がそれぞれ周辺の地域と合体するという合併の方式が一つありまして、自然的条件とかあるいはいろいろな諸条件のためにそれが不可能な場合に、果たしてどういふふうにするのか。一つ考えられますのは、都道府県による代行制度とかそういうことが考えられますし、それから、都道府県じゃなくて、むしろそれぞれの市町村間の共同処理といえますか、あるいは相互の扶助といえますか、そういう関係を通じて補完、代行をしていくという考え方もとれると思っております。

いずれにしても、この問題は、今後の地方分権、地方自治の充実あるいは合併等の問題を解決していくためには決して避けて通れない問題であろうというところで、先ほど申し上げました各審議会等あるいは研究機関等においても十分問題意識を持って検討していただくことにならうかと思っております。

それと、いわゆる合併というものをどう考えていくかという場合、先ほど大臣から御答弁ありましたように、町村レベルがやはり何と云っても一番大きな問題であろうかと。その上に、先ほどの大都市における再編成といえますが、そういうことも当然ありますが、市町村レベルにおける市町村の合併がやはりどうしてもこの中心的な課題であらうというところは、私もさういふ気持ちを持っております。これは問題に当たっていきい必要があるのではないかと考えておるところでございいます。

○今井委員 どちらがどちらというのではなくて、おっしゃるように、町村レベルの合併を促進して

いくということがとても大切だと思うのです。やはり、同時並行的に中規模、大規模の合併をどう進めていくかということも、地域によってみんなケースが違つてございしますので、温度差なくそれをどんどん進めていくこと自体が、大変なことではありますけれども、積極的に取り上げてもらいたいと思っております。

私の持論なのですけれども、地方自治体というのは、規模は大きい方がいい、そのかわり、行政サービスあるいはコミュニティーは小さくする。だから、一つの大きい自治体の中で今度は小さいきめの細かいサービスができる。

実は、私の経験からしましても、私の周辺六つの自治体、五市一町で一部事務組合をやっているのですが、発電所なんか日本一だと思っております。八百トンのと三百トンの持っているのですけれども、一時間で二万四千キロワット・アワー発電していますし、人口三十万人規模の発電はできるわけですよ。これも、六つの自治体が勝手にやたらこんなことができるわけがありませんし、ことしの春には、私が市長をやめてからの話ですが、計画していた知的障害者の収容施設も六つの自治体だからできるわけで、これからいろいろなことを取り上げていこう、合併を前提として任意ですが協議会をこしらえて、市長として仕事が終わったのです。

そういう意味では、こういった中規模、大規模の合併促進が、経費の節減は大変なものだと思っております。首長は六分の一になるだけじゃなくて、議員が減るだけじゃなくて、職員の数も減ります。これはもう大変な行革になるはずでございしますので、地域によってケース・バイ・ケースで積極的な取り組みをぜひ期待を申し上げたいと思つていられるわけでありまして。

さて、先ほど局長からお話ございました、地方六団体でも自主的な合併の研究会ができたわけですが、これは高く評価していいのだらうかと思うのです。自治体みずからがこの種の問題を六団体として取り上げていく、自主的に合併を促進して、

そのための方策を考えていく、こういうことで、下からの合併、大変心強い限りでございますが、この件につきましてはどのような評価をしていますが、しやるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。それから、あわせて構成メンバーもお願ひします。

○松本府委員 地方六団体におきまして、去る五月二十三日に、自主的合併の推進方策に関する研究会というのを発足されました。ここで、この発足の趣旨によりますと、「地方分権、行財政改革の潮流の中で、これらの要請に市町村が適切に対応するためには、市町村の自主的合併により対応することもある方策と考へられています。」ということ、「現在この検討が進められています。」地方制度調査会の答申に反映させるなどの方法により、今後の自主的合併の推進に役立てたいと考えております。」ということでございます。

メンバーは、座長が、全国知事会の地方制度調査委員会というものが以前からありましたが、その委員長さん、具体的には長崎県知事の高田さんでありますが、そのほか、都道府県議会議員の会長さん、それから市議会の地方行政分科会の委員長さん、全国町村会の副会長さんのお一人、それから町村議会の会長さんという方々がメンバーが委員でございます。

あと、その下に、六団体から事務局の各総長と部長による構成で幹事会を設けて審議をしていくということになっておるところでございます。

○今井委員 大臣に地方分権について何点かちよつとお聞かせいただきます。

いよいよ来月上旬と報道されておりますけれども、分権推進委員会がかなり精力的に頑張つていただいております。この委員会でも委員長さんのお話を次の機会に聞かせていただくわけでありまして、国会の機能が今一番求められていると思ひます。我々、委員会の応援団の一員と思ひております。

第二次勧告というものが最終勧告になるのでしょうか、この行方に、白川大臣、大変危機感を持つて

いるやに感じるわけです。実は私も大変な危機感を持つておられるわけでありまして、各省庁の役所が既得権を放すというのはいやは大変です。役所のみなさん民間業界もそうだと思いますが、この辺どう対処していくのか。

実は、もう限られた時間の中で、委員の先生方、孤軍奮闘張つておられますので、大臣から心強い援軍を送つてやらないとちよつと心配なのでございますが、大臣、どんなお考えでしょうか。

○白川國務大臣 私ども、昨年十二月の第一次の指針勧告につきましては、機関委任事務の原則廃止という大きな方針が出されたところ、高く評価いたしたわけでございます。

そのときも相当あつたわけですが、これは、基本的にはもう機関委任事務を廃止する、こういうことで大きな仕分けがなされたわけでございます。まして、このところでは、ある面では御苦労もあつたのだと思ひますが、比較的大きな成果を上げられたと思ひます。

機関委任事務として廃止されて、自治事務になったものもある。法定受託事務になったもの、二つに分かれたわけですが、その自治事務についても何らかの意味で国の関与という問題がございます。この関与につきまして、名前は変わつても従来の機関委任事務と同じようにやりたい、こういう気持ちで中央省庁には非常に強いものがあるわけでございます。

それからもう一つは、率直に言つて、権限の移譲という問題で、これまで中央の省庁と地方の意見は充分食い違つておられるわけでありまして、私も細かいところまで整理をしております。最近こういうことを言つておられるのでございませう。長年の習性というだけではないで、悪い言葉で言へば使命感が強いのか、悪い言葉で言へば往生癖が悪いのか、こういう言い方をしております。

そういう中で、本当に地方分権推進委員会の委員の先生方が各省庁と、これは地方にやらすべきではないか、それに対して、いや、これはやはり国の関与が必要だ、この権限は移譲できないという

ことの、まさに各論の詰めがなされておられるようございまして、そういうものの帰趨がほほ見え始めているようでございまして、詳細は私、全部はわかりませんが、委員の先生方あるいは事務局等からこれらの率直な事情を私なりに把握をして、総理と率直なところをお話ししたいと思ひ思つております。

財政構造改革会議、正直言つていろいろ御批判はいただいておりますが、あそこまで持つてくるというのには、少なくとも各省庁、与党の中ではかなり長年の議論があつたし、難しいことをなし遂げたわけでございますが、私は、もめるだけめたけれども、これは一つの結論を得ることができたと信じておりました。それは、物事を進むのも政治家の仕事なら、まとめるのも政治家の仕事でございまして、政府・与党の財政構造改革会議には多くの政治家が入つておりました。

ただ、今なされております地方分権推進委員会の中にはいわゆる政治家がおられわけでございます。それから、例えば省庁と地方分権推進委員会との先生方が議論して、それでは合意に達しなければ何か不利益なことがあるかという、変わらないうわけですね。この二つの点において、地方分権推進委員会の先生方は、ある面では援軍もなく武器もない中で、地方分権の発展のためにこういうことで御努力をしております。

自治大臣としても、あるいは最後は総理大臣としても、これらの先生方の御支援をしなければならぬと思ひます。まず何よりも地方分権ということと進んできた国会の意を体して行政を指導していくかなければならぬと思ひ、私は近いうちに総理とも率直にこの話をさせていただき、総理からまたお力添えを賜りたい、こう思つております。

○今井委員 大変心強い限りでございます。実は、この勧告がどういふ形で取りまとめられるかというのはいくつかのポイントだと思ひます。大臣の御判断がここで求められるわけだ。

十二月をめどに省庁の再編についても一定の成案を得るということになっております。これまた私の持論なんぞございしますが、国と地方の役割分担をきちんと整理しないままに省庁の再編を成案した場合に、また後で出戻りがあるのではないかと。これは中央政府、これは地方政府がやるのだというところが明確になってくれば、おのずと省庁のシェアーアップといひますかスリム化というのが、方向というのが出てくるはずだと思ひます。そういう意味では今こそ実はリーダーシップが大事故だと思うのですが、省庁との関連について大臣の御見解を、再編についてのお考えをお願いいたします。

○白川國務大臣 総理が予算委員会等でたびたび述べられておられる中で、行政改革の主たる切り口は二つあると。官から民へ、そして中央から地方へ、こういう形で整理をしております。そして、どの仕事か国でどの仕事か地方かという仕分けは、地方分権推進委員会が今議論がなされておられるようでございます。

私も今自治省と警察庁、両方の所管大臣でございますが、一方では行政改革会議でヒアリングをされておるときには、国と地方の仕事の見直し、分担というふうな問題が各省庁からはほとんど何も出されておらない。行政改革会議ではそれらの問題意識があるのかどうかかわかりませんが、国をスリム化するための中央と地方との事務の見直しの話じやないかと私は思ふのです。地方自治の発展のため、地方分権の推進のためには、何を中央がし、地方がするかとということではなければいけません。

率直に申し上げて、今地方分権推進委員会で議論されていることと行政改革会議の本意の意図で同じテーブルの中で共通の問題意識で議論されているかという疑問があると思ひます。これらの問題についても、行政改革会議というのでもう少し政治家を入れなければならぬというふうな意向を総理自身がお持ちのようございしますので、そんな中で本来これらは一体的に議論さ

れないと、中央省庁の再編統合を考える面でもいい案が出ないと思っております。一度じっくりとこれらについて私の御意見を申し上げ、また総理からリーダーシップを発揮していただくところは発揮していただこうと思っております。

○今井委員 それで、勧告が出た後が実はこれまた次の大きなポイントだと思います。来年の通常国会終了までになるだけ早い時期に政府による分権推進計画をつくるということになっていきます。今、割と省庁の人は安心していきますから、そのところで全部骨が抜けるよと思ってるのではないかとこの指摘をする方もいるのですよ、今度は政府によるということになりますから。

そこで、国会がこの場でどういう機能を果たせるかということが、国会側の立法府としての責任というのはこれまた重いのではないかと、今度自治省として、大臣として、政府の分権計画をこしらえるに当たって当然そこに関与してくるわけでごさいますし、その辺の御決意についてお聞かせいただければと思っております。

○白川国務大臣 答申を受けて、推進計画というのが一体どういうものなのかちょっとまだわからぬところがありますが、ただ一つ、本当に私はたびたび国会で議論を、予算委員会でも質問されましたし、この行政委員会でも半分は突き放したような言い方で、なぜこういう言い方をしているかという、地方分権推進法というものは、実は基本的には国会のリーダーシップでできた法律でございまして、そして、地方分権推進委員もそういう面では国会の同意人事ということでなされたわけでごさいます。地方分権というものは、国会のイニシアチブが非常に強い中で生まれた法律であり、委員会だと思っております。そういう子供をつくっておきながら、ちょっとその後の支援体制というか、フォローアップ体制が、国会全体がもう少し関心を持っていただきたという意味で私は言ってきたわけでごさいます。

例えば、私は地方分権推進委員会というのは実は私の諮問機関だと思っております、あるいは

私と関係しながら進められるのだと思つて意気揚々と自治省に乗り込んだところ、全く関係ないというのであります。これにはびっくりしましたね。勉強不足も甚だしいといえ勉強不足なのですが、ですから、手が出せないのです。私は自治省だなんて見えませんので、私が何を言ってもほかの役所、大臣は文句を言わないのですが、自治省の役人がいろいろ言う、自治省の権限を伸ばすことになるのではないかとということで猛烈な反発を食らうわけでごさいます、この辺率直に御理解を賜りたいと思っております。

そういう意味で、やはり国会の強いイニシアチブでできた委員会でごさいます。それに基づいて委員の先生方が大変御苦労をされておるわけでごさいますので、そしてやはりいい勧告が出ないといかぬと思っております。私はこの一カ月間がもう勝負だと思っておりますので、私は私でやれる範囲で全力を傾けますが、どうかひとつ先生方から、そういう状況の中で悪戦苦闘されているという姿を率直に御認識いただきまして、いい勧告が出るということにまず今全力を尽くしたいと思っております。そこから先どういう手続になるかということにつきましましては、また出た時点で全力を尽くしたいと思っております。

○今井委員 大臣がおっしゃる通りに、役所も大変使命感の強いところでごさいますので、政府が何となくつくる分権推進計画のところで腰が砕けてしまふ可能性もありまして、国会議員も、本当はアンケートをやつてきちんと公表でもしたいのかと思っておりますけれども、やはり中央集権の方が自分の既得権が保てますよ、地域に帰つても、おれが道路を、私が河川を、特に、小選挙区制になったものから、その辺が、小選挙区制にすると同時に分権が一緒でないとむしむ問題があるのではないかとこのことを私はずっと言っておつたのですが、分権がおくれて小選挙区制が先に走っておりますから、やはり地元利益還元型、これが一番票になるのです。そうしますと、分権が後になるといふことは、

これは本当に僕は心配しているのですが、そういう視点からすると、国会議員も本質的には分権社会にするということに多少腰が引けるといふか、事によるとかなり引けるといふ部分もあるのではないか。それで、肝心なものの、大臣が所管する地方自治体の方が、今度は自分で自立して自己決定ですから、現状維持の方がいいねと。三者とも、どうも大臣が御指摘のように、できればそのままという、こんな感じが一番危機的状況だろう、そうあつてはならない、こういうふうに思っているわけでは。

時間が参りました。どうぞこの辺につきましましてリーダーシップを大臣の方からも発揮していただくように御期待申し上げたい、こういうように思っています。どうもありがとうございます。

○徳田委員 白保台一君。

○白保委員 本日の最後でごさいます。せんだつて新聞を見ていると、「全国に広がりはじめた市町村合併構想」というのが出ておりまして、幾つか全国の合併が今進められようとしている、そういうのが出ておりました。私のところの沖繩県においても二つばかり出ておりました。現実には、久米島という島の二つの村が合併しようという、これは、まさに住民発議といえます。住民の皆さん方から声が出て、今協議会もできてだんだんに盛り上がりつつあるという状況が一つあります。またもう一つは、具志川市、与那城町、勝連町という町ですね、三つが一緒になつてという、まだ声が出てきておるといふ状況で、二つ出てくるわけでありまして。

実際にそういう状況が踏まえて、私どもも合併についていろいろ勉強し、また取り組んでいかなければならぬわけですが、自治省として、まず基本的な問題として、どのような取り組みをして、そしてまたどのような結果といふか、まずその成果といふのが今出てきているのか、まずそのことについてお聞きしておきたいと思ひます。

○松本政府委員 市町村合併につきましましては、二年前に市町村合併の特例法の改正をいたしましたし

で、それまではどちらかといひますと合併の障害を除去するための特例を定めるということでごさいましたけれども、その新しい特例法におきまして、その目的のところ自主的な合併を推進するということを入れたわけでごさいます。したがって、そこでスタンスが少し合併推進の方向という方に変つたといふように御理解いただいていいと思ひますが、それを受けまして、法文の上におきましては住民発議制度あるいは財政措置の充実強化等の規定を入れたわけでごさいます。それからさらに二年たちまして、いろいろその後の政治経済情勢、社会情勢等の大きな変革への動きといふようなものと相まちまして、この市町村合併といふものに対して、これは今までもとまらなかつた大きなうねりが生じてきたといふことは事実ではないかと思ひます。

そういうこともございまして、私どももいたしましては、特に昨年の後半ぐらいから、市町村合併の取り組みといふことやならなければならないというところで、これは合併特例法の現在の規定の趣旨に沿つたものとして機運の醸成に努めてまいりました。あらゆる機会をとらえて、合併についての御理解を求めるというやうなこと、あるいは情報化社会に合ったやうな合併の推進への取り組みを行うというやうなこともいたしましたし、シンポジウム等についてもこれを積極的に開催をして、あるいは地域で行われるシンポジウムを支援してまいつたつもりでごさいます。そういうことから、かなり合併についての世論の喚起、あるいは地元市町村の世論についてもかなり変わつてきたといふように感じております。

それで、そういうこともございまして、ここ数カ月前から、なお機運の醸成ということもさらに行いつつ、さらなるステージとして、先ほどから申し上げておりますやうに、合併について具体的にどういふ障害があるであらうか、そしてさらに、合併を進めるためにどういふ支援措置が必要であらうかといふ具体的な対策といふものを検討しよ

うということ、庁内のプロジェクトチームを設ける、あるいは地方制度調査会で新たな取り組みを始めるというようなことをしてまいっておるわけでございます。現在は、先ほどから御説明申し上げておりますように、それらの取り組みをさらにさらに精力的に進めてまいって、その結論を得て必要な措置を講ずるよう努めてまいりたいというように考えているところでございます。

○白保委員 歴史と文化が違う町村が合併をしていく、こういったことについてはかなりそれぞれの地域の抵抗感みたいなものもあります。だから住民発議というのが非常に大事なことになるのだからと思うのです。私ももかつて経験したことがあります。私も小さな島で、四市町村を何とか合併させようと言った努力をして、上からの指示でやった。あるところまでいくのですが、最後には、いろいろな歴史と文化の違いの問題が出てきて、結局は一緒になれない、こういうようなことがあるわけです。

そこで、大変基礎的な問題なんですけれども、これは分権の受け皿づくりとしてやっていく、あるいはまた地方行政が目的、どっちなんだという声があったりするのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○松本政府委員 合併と分権の関係について議論になりますときに、大きく分けまして二つの側面があると思います。

一つは、これから地方分権が進んで、自己決定と自己責任ということを確認してまいります。ためには、やはり基礎的な地方公共団体であります市町村の役割、これが質、量ともに大変重要になってくるわけでございます。その市町村がしっかりと行政能力を持たなければ、これは地方分権ということの持つ意味を達成するわけにはいかないということで、この基礎的な地方公共団体の行政能力ということを高めてまいらなければならぬ。そのためには、合併という手法が非常に有効であると申しますが、合併ということも避けられないことになってくるだろうということが

あります。

それからいま一つは、これはよく言われることでございますが、分権で権限を移譲する際に、その権限の受け皿の規模として現在の市町村がどうであろうかという議論が時々なされることがあります。そのことにつきましては、私もかなりスタンスがはっきりいたしております。大臣からまたたび御答弁がありますように、それはむしろ逆に、権限を移譲するという方を先に決めて、その権限を受ける市町村側がそれについてどう対応していくかを判断するという、その方が正しい考え方ではないか。その際に、やはり国の方としては、市町村に対してこういう権限を移譲したいが、こういう規模がなければなかなかできないということをまず示していただきたい、そういうことではないかというように私どもは考えているわけでございます。そのことは私も地方分権推進委員会の方にはしっかりと申し上げているところでございます。

それから、今度、行政改革との関係でございますが、先ほど申し上げましたような趣旨が私どもの今日の市町村の合併を推進する趣旨でございます。その結果として行政効率の向上に資するという面は否定できないわけでございますけれども、しかし、あくまで市町村合併を進めていく主たる目的というものは先ほど申し上げましたようなことであるというように理解をしていただきたいと思うわけでございます。

○白保委員 いろいろとお話がありましたように、しよせんは住民発議で地域の皆さん方が納得されるということが極めて重要なことなんです。

そこで、さまざまな形態があるだろうと思うのです。全部地続きでみんなうまく合併のできるような地域的な問題というのがあります。ところが、私どものように離島県などというのは、小さな島が、千人足らずの村がそれぞれ一つ一つの自治体を形成している、そういうところもありまして、また幾つかの島をひっくるめて一つの町を形成しておるところもさまざまあります。

そういうところで、幾つも町村がありますと、そういうところは一部事務組合をやって、あるいはまた郡におけるところの広域連合をやって、それぞれの成果を上げております。ここでは、歴史とか文化とかそういう違いは全くなくて、一つのまきに経済効率、こういった面ではしっかりと成り立っているという状況があるわけですね。そういう面を見ると、私も、この積み重ねが、一番いいのかなというように感じも受けたりますわけです。

そういう意味では、一部事務組合あるいは広域連合といった辺の実績を踏まえた合併の問題、これについてはどういふように受けとめられますか。

○松本政府委員 この点につきましては、先ほどもお答え申し上げましたとおりでございます。合併を推進していく際に、一部事務組合とか広域連合というものが必ずしも合併を推進するという目的で設立されることばかりではございません。その幅広い設立目的の中から、将来は合併への道を歩んでいくのがいいであろうというような結論が出されることは、私もとても非常に喜ばしいことではないかと思っております。

議員御出身の宮古島のトライアスロンなどは、合併につながるかどうかはともかくといたしまして、ふるさと市町村基金で大変広域的にそれぞれがやられた、大変先駆的な取り組みとして、私もこれを高く評価をしております。こういう取り組みにつきましては、全国的にもこれから大いに、私もお役に立つことがあれば御援助してまいりたいと考えているところでございます。

○白保委員 いみじくも今、宮古島の話がされましたけれども、あの島で四市町村あって、かつて合併の話がありました、なかなかうまくいかなかったというところで今日に至っております。ところが、トライアスロンの話がありましたように、一つの大きな行事をやるということになりますと、共有するものがあって、広域連合でうまくいって

いくということがありますので、そういったことを今申し上げたわけであります。

合併の問題についてはこれで終わります。私は津波の問題と気象の問題等を含めて通告しておりますので、時間がありますので次に進めさせていただきます。

実は数年前に、私はまだ県会議員をやっておる最中でしたが、西表島で群発地震が起きました。この群発地震というのがもう大変な状況でございます。

島というのは高齢化と過疎化が進んでいく状況です。ある集落などは、三十五世帯あるような集落で七十歳以上の高齢者の世帯が二十世帯ある。群発地震が起きますと、この区長さんと言われる人たちはお年寄りをしょって山へ駆け上る、こんなことを何度も何度も繰り返した。そのうちに年寄りの、群発地震が起きますから、山からおりてくるのは嫌だから上にプレハブをつくって、こういうことでプレハブで生活するようになる。小さな島におけるところの地震、それにつながる。小島の津波、こういった問題は、島々においては極めて大きな不安材料。

そういう中で言われることは、極端な話ですけれども、地震が起きたらその場でスピーカーでばつと、津波は来ません、こういうふうに言われるぐらいの速い速度でもってやってくれないと、そこにいる人たちは不安でいられない。しかも、島々というのは海抜ゼロメートルみたいなところで、皆、海のそばで生活をしておりますから。

そういう面で、地震に対する、またその後の津波の警報というのは極めて重要な問題なんです。これについて阪神大震災以来かなり議論が高まっておりますが、津波警報の問題、同報無線といますか、その辺の対策についてどのように取り組まれておるか、お聞きしたいと思っております。

○佐野(憲)政府委員 津波避難対策の問題でございますけれども、今お話がございましたように、津波というのは、地震が発生をいたしますと間もなく来襲するおそれがあるということでございま

すから、沿岸住民の方々は短時間で安全な場所に避難することが重要でございまして、津波警報、注意報を迅速かつ確実に住民に伝達する必要があるわけでございます。

そういうことから津波警報等の情報伝達体制の整備を進めているところでございまして、津波の沖縄県で申しますと、防災行政無線のうち同報系の無線の整備につきましては、五十三の市町村のうち、現在三十一の市町村が整備をやっております。私も消防庁といたしまして、今後とも、災害におきまして迅速かつ的確に住民の方々に對して情報伝達ができるように、防災行政無線の整備につきましては積極的に指導してまいりたいと考えております。

それからもう一つ、避難の問題でございまして、けれども、沿岸部を有する市町村のある都道府県に對しまして、私も消防庁では、津波災害に備えまして安全なところに避難場所それから避難路を選定いたしまして、日ごろから防災訓練を通じて住民に津波避難対策の周知を図る等、津波対策に万全を期するように指導しておるところでございまして。

それから沖縄県におきまして、九月一日の防災の日を中心にして、津波災害を念頭に置いて防災訓練を実施いたしまして、住民が迅速かつ安全に避難を行えるよう住民指導を行っている、こういうふうにも聞いておるところでございまして。

いずれにいたしましても、こういった問題につきましては私も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○白保委員 琉球大学の木村政昭という教授があらましまして、この教授の出された本に「これから起こること」という本だとか「第三の予知」とかいふ本があります。これは、今まで地震の起きなかつた空白地域とかあるいはまた活火山の活動の問題だとか、そういったものから割り出して、非常に詳しく予知を出しております。そういった中で、空白地域というのが出されたその翌年あた

りに阪神大震災が起きてきていますね。そういった面では、学者の研究等も非常に大きな予知をしております。

そういった面では、琉球弧のフィリピン・プレートですが、そういった辺等も非常に空白地域になっていて、今後の課題となっておりますので、先ほど答弁ございましたが、しっかりと取り組んでいただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

それからもう一点は、気象庁の方がおいでだと思いますが、実は、沖縄県南大東島。この南大東島は、八百メートルの滑走路でしたが、今度千五百メートルになった。今まで十九人乗りのトンボのような飛行機が飛んでいました。これは那覇市から一時間半ぐらい飛んでいきます。飛び出したころには遊覧飛行みたいで非常にすばらしいのですが、そのうち太平洋に出てしまつて、どこにも島が見えないようなところで、非常に不安な中を飛ばしながら一時間半、南大東島へ行くわけです。そこが今度YSが飛ぶようになった。三倍以上の人を輸送できるようになった、こういう体制になりました。

ところが、今回いろいろとお聞きするところによりましますと、航空気象観測の体制を、今まで四人おられたものを今度ゼロにする。むしろ今、新しい滑走路ができ、安全対策のために航空気象観測を非常にしっかりとやっていただかなければならぬにもかかわらず、行政改革の一環でしようか、あるいは人員整理ということで、四人いたものが今度ゼロになる、こういう状況になりました。

沖縄県は離島県ですから、船か飛行機か、海か空か、これが輸送手段です。そういう面で安全を期してやっていかなければならないにもかかわらず、航空気象観測がこういう体制になるといふことに対して、島の人たちは大変な不安を持っておられるわけですが、その辺の状況について御答弁いただけますか、と思います。

○平木説明員 南大東空港のことでございますが、

先生御指摘のとおり、平成九年七月二十日に新空港が開始いたします予定でございまして。

それに伴いまして気象庁は、新南大東空港に自動観測通報するための施設を整備いたしまして、那覇航空測候所において同空港の気象状況を常時監視できるという体制を整備いたしました。

今回の委託化につきましては、自動化できない一部の観測項目につきまして、これを部外に委託するというところでございます。委託に際しましては、施設の整備あるいは研修など気象庁として十分な措置をとってございまして、航空機の安全運航については全く支障はございません。

このように必要な措置をとっておりますので、委託観測への移行を延ばすというようなことは考えておりません。既にこの委託観測ということにつきましまして、全国で十三カ所において委託観測を実施しております、今まで問題が発生したことはございません。

○白保委員 非常に、離島というかその現場というか、そういったものをよく知っていないんじゃないか、こう思います。

確かに、波照間島とか小さな島々に小さな飛行機が飛んでいる、しかも便数が少ない、そういうところで、あります。これはよく知っています。ところが今回、先ほど申し上げたように、南大東島のように、大きな飛行機にかわつて、多くの人がそこに行き来するようになる、三倍の輸送能力を持つ、だから、むしろ安全を期してやっていかなくやらない、こういうことで申し上げているわけです。

今、委託で問題はない、こういうふうなお話があったわけですが、委託、嘱託、今回嘱託するわけでしょう、気象協会に。この嘱託の問題について、非常に問題提起されているわけですね。

実際に、この嘱託を受ける人たちがOA機器の対応をしっかりとやるのかどうかという問題が一つあります。そしてまた、那覇の方に主たるものを移しますから、天気図等についても現場に揭示されているかどうか。そうすると、上空との関係はどうするかという問題が言われています。

そしてまた、機器の問題、機器が古くなっていく、あるいはまた、取りかえなきゃならない、そういうメンテナンスの問題についても責任を持って本当にやるのかどうかという問題があります。同時に、三百キロ近く離れた那覇空港で、あの太平洋のど真ん中で刻々と変わる天候をデータだけで完璧にチェックできるかどうかという問題があります。そしてまた、そういう島ですから、突然天候が変わつたりすると空港閉鎖の問題や、あるいは急患の対応も今までたびたびあります。そういった問題について嘱託の方が権限を持って対応できるのかどうか。

こういったことも含めて、しかも、その南大東島は北大東島も見ていたんです。それを今度、南大東も北大東も全部那覇でやるわけですね。そういうふうに変わっていく。こういう意味では、安全というか安心というものが確保できないということ、今南大東島の皆さん方の不安というものは募つておるわけです。

先ほどの答弁は問題ないような答弁でしたけれども、今私は五ポイントばかり申し上げましたが、こういった問題について、きちんとすべて不安を解消しなかつたならば、むしろ飛行機は大きくなるわけですし、滑走路は大きくなるわけですから、その乗客は多くなるわけですから、そういう中で人員整理するというのは、私どもは納得がいかない、こういうふうな申し上げたいと思っております。

○平木説明員 今先生五ポイントいろいろ不安のあるところというのを考えを御指摘になりましたが、先ほど来御説明しておりますように、このような委託に際しましては、当然気象庁といたしまして、航空機の安全運航のために技術的に十分な担保をとるといふような考えでやっております。細かいことは申し上げませんが、そういう先ほど御指摘のことについては、すべて検討いたしまして、問題のないように進めております。

例えば測器のメンテナンスというふうなことに

ついても、当然定期的に予防補修を行いまし、問題のないように行っております。それから、O A機器のことも御指摘ありましたが、そのような点につきましては、仮に故障した場合でも、那覇航空測候所において、例えば電話連絡があれば十分に対応できるかと、そういう体制を整えてございます。それからまた、例えば天気図のこと、御指摘ございましたが、天気図などにつきましては、那覇航空測候所におきまして十分な天気図あるいは観測資料がございますので、そこで一元的に説明をいたしますというような要員の強化も図っております。

そういうことからいたしまして、十分な対応をとっております。

○白保委員 時間が参りましたので終わりますが、機器の問題等完璧に整えるとおっしゃいますけれども、刻々と変わる太平洋の真ん中の天候の問題、これまで航空観測官がしっかりと見て判断をしてください。観測官を私は評価して言っているんです。だから、これから先もこの人たちがいることが非常に安全につながるということで申し上げておきたい。刻々と変わる天候に対応できない、島の人たちは安心できない、そういうことで申し上げましたので、この辺のことも勘案をいただきたい、こういうことを申し上げて、終わります。

○穂積委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二十三分開議

○穂積委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。松崎公昭君。

○松崎委員 新進党の松崎公昭でございます。

午前中は、随分分権それから合併が続きまして。きょうは、私もそれを少し御質問させていただくつもりでありますが、まず、宝くじの問題からお願いをしたいと思います。

連日のように第一勧銀の銀行ぐるみの問題が大きく取り上げられ、人事も一転二転と大きく変わって、非常に社会的な批判を受けておられるわけでありまして。これもある意味では、日本の、今までのいろいろな規制に守られ、そして、いわゆる株主でありまして、国民に方向けて開かれた経済体制ではなかった、そんなこともあるのかもしれません。

そこで御質問を申し上げますが、その第一勧銀の関係をいたしております宝くじの問題でございます。

これは既に一九四五年から国民の中に定着をした、夢を売る、同時に地方自治体の財源にもなっているわけでありまして、今、第一勧銀が昭和四十一年から独占的な委託契約を結んでおります。これが、総会屋とかかわりというところで最近極めて御批判の多いところでございまして、これらの問題等が出ておりました大臣は、一部委託の見直しの問題等が出ておりましたが、どんなふうにも今後対応していくか、お答えをいただきたいと思っております。

○二橋政府委員 宝くじの販売につきましては、当せん金付証券法、宝くじに関する法律でございますが、この法律におきまして、発売団体、都道府県、指定市でございまして、これが募集公告を行なっていて、それに対して受託を希望する銀行が受託申請書を提出して受託をする仕組みになっております。今お話にございましたように、昭和四十四年度以降は第一勧業銀行以外の受託申請は行われていないという状況にございます。

今回の第一勧銀の一連の事態、私も大変遺憾に存じておりますが、宝くじの販売というこの実務について現実の問題として考えてみました場合に、短期間で大量の証券、あの宝くじの券でありますけれども、これを印刷、搬送した上で販売、当せん金の支払い等を行うという受託業務特有のシステムを組み立てる必要があるかと。第一勧業以外のほかの銀行が今直ちにこれを受託することとは現実の問題としては困難ではないかと考えられるわけでございます。

一方で、地方自治体にとって大変貴重な財源でございまして、この宝くじの発行自体が滞るといふことがあつてはいけないというふうに考えておりまして、そういったことから、私も、当面現行のままではいかざるを得ないのではないかと、ふに考えておりましたが、この当せん金付証券法に基づきます受託銀行から発売団体への報告あるいは発売団体による立入検査の徹底等によりまして、受託業務の厳正な執行を確保できるように指導してまいりたいと思っております。

さらに、今後の課題といたしましては、一行独占にならないような発売受託システムについて研究してまいりたいと考えております。

○松崎委員 大分この問題では、リーディングカンパニーであります第一勧銀がこういう問題を起したというところで非常に国民もがっかりしている、そういうふうにも思いますが、やはりきちっとした制裁を政府の方も加えますというところはつきり出すべきだろうと思っております。これはなるべく早くしっかりとやっていただきたい。確かに、おっしゃるとおり第一勧銀のノウハウというのは大変なものでありますので、簡単にいかないうちは大変なものでありますので、自治体に三千万円も入っておるわけですから、簡単にいかなうと思っておりますが、健全な形を早急にお願いたしたい。と同時に、今、野村の場合もそうでありますけれども、地方債の引き受け、こんなこともいろいろ問題になっております。この辺は、自治省としてはどんなふうにも今後考えてまいりますか。

○二橋政府委員 地方債の引き受けでございますが、市場公募地方債あるいは縁故地方債の引受先につきましては各地方公共団体において自主的に決定されるべきことでございまして、第一勧業銀行は市場公募地方債の大半の引受シ団のメンバーになっております。縁故地方債の一部の引き受けも行っております。

自治省といたしましては、第一勧業銀行がやはり引受シ団のメンバーになっております国債の取り扱い、この取り扱いを見ながら必要な対応を

行つてまいりたいというふうに考えておりまして、野村証券の件につきましても同様の扱いをしたところでございます。

○松崎委員 そのパーセンテージ等はよくわかりませんが、地方でも、大手の野村にしても第一勧銀にたというところで、地方行政あるいは地方債を発行する側に混乱とか問題はなんでしょうか。

○二橋政府委員 このシ団で申しますと、市場公募債のシ団におきます第一勧業銀行のシェア、これは、少ないところでは一・五％程度、多いところでは東京都で七％程度、そういう比率でございまして、シ団という、いろいろな金融機関が加わって行っておりますので、仮に第一勧業銀行が外れるということになります。実際のシ団の運営はやっていけるものというふうに考えております。

○松崎委員 こういった問題が次々に起こらないことを願っております。

次に、五月十三日のこの委員会でも、大臣はかなり強い口調で、怒りというところもないのでありますけれども、お答えになりました、S A Tの強化策ということでございまして。

今さら申し上げるまでもないわけでありましてけれども、あのようなテロがすぐに日本の国内で起こるとは限りません。すぐには予測できません。しかし、北朝鮮の問題でありますとか、あるいはオウムの問題でありますとか、いつどこでまた同じようなことが起こるか分かりません。識者の中でも、日本の危機管理体制に対して、ああいうテロに対するきちんとした体制をつくるべきだといふことは、リマで橋本総理がS A Tの強化策を発表して以来ずっと続いているわけでありまして、どうも日本人というのは少しの元を過ぎますと熱さを忘れてきまして、最近少しそういう議論が減ってきているのかな、そういう心配をしているわけでありまして。

その後、一部、梶山官房長官等も今までのような発言をされ、強化策あるいは法的な問題ということでも少し触れてはいると思っております。

ども、大臣は、治安の方の責任者といまして、その後、内閣の中でそういう話を進めたのかどうか、この辺はいいがでしようか。

○白川国務大臣 一般的には、ああいう事件がありますと、危機管理ということで大勢の人が関心を持ち、しばらくたつとこういうことが等閑視されるということでありますが、警察はそういうところではありません。まさに、危機管理に専門的に対処する役所として、当時も重大な危機意識と同時に問題意識を持っておりました。

そして、結論から申しますと、そんなに現行の体制で大きな問題はないけれども、幾つかの点でこのような改善を図りたいというようなことをいろいろ研究しておるようでございます。また、国家公安委員会にも報告がありまして、国家公安委員会としてもその旨了承し、一層の努力をお願いいたしておるところでございます。

いかなる法改正が必要なのかということにつきましても幅広く検討をいたしておりますが、法律上、こういう法律があるから例えれば同種の事件に対応できないというようなことはそう大きなものはありませんけれども、ただ、その必要性等を含めて、また、それらの法制的な分野の専門家は専門家として鋭意検討をいたし、また、関係省庁ともいろいろと連絡、協議をしている、こういうふうには承知をいたしております。

○松崎委員 あのときの大臣は、ほかの、総理や官房長官がいろいろ述べるのは自由であります。が、武門のことは武門にということでございます。

ですから、ちよつとその辺が、その後、閣内でどういった話し合いをして、警察法の六十一條ですか、こういった問題を含めて本格的な検討をされたのか、そういう疑問がずっとあったものですから、お聞きをしたわけであります。

自民党の外交調査会でも、内閣危機管理事務局の新設とか危機管理対応の官房副長官を置くこととか、いろいろな案が出ていらつしやるようでありましたが、私はやはり同じように、きちんとした体制

制を早くつくつていただく。そうしませんが、いつ何とき起こるかかわからない。

そこへもつてきて、近々行われますデンバー・サミット、ここで橋本総理大臣は、今おっしゃっているかどうかわかりませんが、つい最近までは日本が率先して国際的なテロ対策強化を問題提起したい、そういうふうな御発言をされておりましたが、その辺は、総理大臣があらためて発言するということになりまして、それなりのテロ対策強化案を持つていらつしやるのかなと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○白川国務大臣 総理とはこの問題でまだ具体的に打ち合わせたわけではありませんし、具体的に指示があったわけではありませんが、いすれにしても、テロ対策という点について、国際的に全体の認識を高め、相互の連絡協力体制を強めていく、こういうことが一般論として必要であることは当然かと思ひます。そのためにサミットの場でまたこういうことが取り上げられることは、過去にも行われたことでもありますけれども、国際的なテロ防止という面でも極めて意味のあることと考えております。

と同時に、具体的に、よくほかの面でも問題になるわけでございますが、日本というのがサミット参加国の中の一つにあるときに、やはりアジア全体というものを代表する立場にあるんだということもいつも日本も強調し、また、諸外国からその役割を期待されているわけでございます。そういう面におきまして、アジア・太平洋地域とした、特にテロ問題に対する国際協力の推進、こんなような問題が特に日本が提起する場合としては新しい視点かな、こういうことを含めて、また、総理の指示をいただきたながら鋭意検討してまいりたいと思つております。

○松崎委員 ぜひ、世界に恥ずかしい形で、今おっしゃつたように、アジアを代表しながら、きちんとしたテロ対策の考え方をもちになつて、そしてサミットでしっかりと発言し、リーダー役をとつていただきたい。つい最近リマで

やつたばかりでありますので、特に注目をされていふと思ひます。

もう一つ、企業の問題であります。在外邦人を当然守らなければならぬわけでありまされども、今までの常識論でいきますと、日本は甘い国だということで、非常にいいターゲットになっていた。今回それが証明されてしまったわけでありますが、それに対する、いわゆる邦人を守るために各企業はそれぞれやっていると思ひますが、国の警察として、外国へ出ていく邦人のための各企業への国内での指導、危険に対する指導、そういった方策は万全でありますか。お答えをお願いします。

○伊達政府委員 在ベルー日本大使公邸内質・立てこもり事件、これもつい先般のことでありまして、また昨夏には、メキシコにおきまして家電メーカーの社長が誘拐されるというような事案も起きておりました。近年、海外におきまして邦人を対象としたテロ、凶悪事件等が発生している、こういう状況にあります。警察としましては、海外進出企業の社員、家族、さらには一般旅行者も含めておしれません。安全確保に資する情報を提供する必要がありますと痛切に感じているところでございます。

警察としましては、海外進出企業参加の会議、セミナーとかシンポジウムとかが国内でたびたび開催されております。また、国外でもこうした会議が開催されております。そうしたところへ担当職員を講師として派遣してきております。また、企業等の海外安全対策に関する各種資料が作成されるということに当たっては、当方からいろいろ助言を行うなど努めておるところでありまして、努めて、こうしたところの相談をまじめに受けていこう、こういう姿勢を保つようにしております。

こうした意味で、関係官庁あるいは関係団体とも連携しつつ、在外邦人の安全確保のための活動を行っているのでありますけれども、今後とも、このような活動の充実に努めてまいりたいと思ひます。

しております。

○松崎委員 しつかりやっていたら、企業の方々はかなり緊張感を持っていらつしやいますから、いわゆる一般国民がすぐ忘れるからといって、その辺の指導もしつかりとお願ひをしたいと思います。日本には破防法等があるわけでありまされども、これらは伝家の宝刀として一度も抜かれたことはないわけでありまして、これからテロ専門のそういう方法、テロ新法といひます。そういつたものややはり視野に入れて今後検討していただきたい、そんなふうに思ひます。

次に、きょうは随分分権関係が出ました。私も実はいろいろ調べてきたものであります。少し分権関係の御質問をさせていただきます。そんなふうに思つております。

先ほど大臣もお話しになりました、国会主導でこの分権が進んできた。これが確かにある意味では責任でありまして同時に、ある意味では地方に対するインパクトが少なくなっている、こんなこともあるわけでありまして、分権推進法のもとに推進委員会がしっかりと頑張つていらつしやるわけでありまして、この分権推進委員会に絡めまして、二、三御質問をしたいと思ひます。

もう既に午前中に幾つか出たと思ひますが、この中で特に措置規制というものが、機関委任事務と補助金と並んで、ある意味では地方分権の障害になつていふふうな最近見られております。が、その措置規制を今後どんなふうに見直ししていくのか、ぜひひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○東田政府委員 本年一月以降、私どもの委員会の中に、地方行政体制等検討グループというのを発足させまして、地方行政の体制の整備確立を図る上で問題となる措置規制の問題につきましまして、重要な検討課題の一つとして審議を進めております。

審議の際の考え方でございますけれども、基本的な考え方といひまして、措置規制というのは

地方公共団体固有の権能である自主組織権とか人事管理権に対する重大な制約であるので、それによらなければはかに方法がない場合などに限定するという観点から抜本的に見直すべきではないかという考え方をまず共通して持っております。具体的には、職員の配置基準、それから専任規定、それから資格要件、職名等の義務づけの問題、それから組織関係では行政機関の組織それから施設の設置義務づけ等の問題、それから各種審議会等附属機関の設置義務づけの問題、これらにつきまして具体的な見直しの考え方を整理しております。そして、この具体的な見直しの考え方に沿いまして、個々の各省庁が所管しております職、行政機関、附属機関の配置規制につきまして現在関係省庁から個別のヒアリングを進めていくところでございます。第二次勧告が七月上旬を目途ということで今作業を進めておりますけれども、精力的に成果を得たいと思っておりますのでございませう。

○松崎委員 この配置規制というのはなかなかじみづらくて、私も二十年も地方議会でやっております。確かにこういう形があったことは知っておりますけれども、意外とこれが首長の人事権を制約したり、自治体の組織権を制約したり、それから人的に資源をうまく効率的に動かさない、そういうことでこれは問題だったということ、私も大変勉強不足で、最近わかったのであります。今お話しになったように、これは多分、各省また抵抗があるのかと思ひますけれども、しっかりと頑張ったのだと思ひます。そして、何せ、任意を含めまして七百ぐらいあるというふう聞いておりますので、ぜひひとつ、これは本当の意味の分権に至る一つの方法論でありますので、頑張ったのだと思ひます。

先ほどいろいろありましたが、分権推進委員会の皆さんが頑張っておられるわけですから、大臣も往生際が悪いというような発言をされていくらい、大変御苦労されている。しかも、どうも自治省の職員が余り自分のところをやらなかつた

ものですから、前面に出られないということ、各学者の先生方が非常に前面に出て各省庁とちやうどはつしやっている。大変御苦労だと思ひます。

その中で、機関委任事務はどうも自治と法定の半々になりそう、そんなふうにも聞いております。これも非常に抵抗が強い。これはある意味では当然かもしれない。と同時に、この第二次勧告の柱にしようとしておりました、いわゆる行政紛争処理委員会、第三者機関ですね。これは相当各省庁から袋だたきに遭っている、そんなふうに関心しております。それから、国と自治体との関与の系統の問題は、公正それから透明にしようというところで、行政手続法に当たる一般ルール法を導入しよう、これも大変に袋だたきに遭っているというふうに関心しております。この三点、機関委任事務の半々になってしまふ、この三点、機関委任事務から第三者機関、それから一般ルール法、すべて非常に抵抗のさなかにあるということでありまして、それらの見通しはいかがでしょうか。

○東田政府委員 ただいま三点お尋ねになりましたので、順次お答えしたいと思います。

一点目の機関委任事務制度廃止後の新しい事務の区分の問題でございますが、ただいま御指摘のとおり、私どもの委員、専門委員の学者先生が中心となって個別のヒアリング等を行っているという状況でございます。この件に関しましては、昨年末の第一次勧告で、地方自治法の別表ベースでございますと五百六十一項目あると言われておりますが、これのうちの主要な百六十五項目につきまして、一定の見解を示しております。現在、残った事務につきまして振り分け作業をやっているわけでございます。

各省庁の抵抗という御指摘でございますけれども、どういふ主張があるのかということ、主として、御披露させていただきまして、主として、所管する施策の全国的な統一性を要するのだという問題、あるいは全国レベルでの行政水準の維持を必要とするのだ、あるいは国の政策を推進する上で

国が一定の責務を有するのだというような理由で、法定受託事務にすべきだという主張がなされております。こういう主張があつたものにつきまして、私どもの方が一件一件そういう理由が本当に当てはまるのかどうかということを吟味しているわけでございます。

その場合に、私も似たしましては、一次勧告で考え方を示してありますように、原則自治事務、例外的に法定受託事務とする、こういう考え方の結果として数量的にどのくらいになるかという点につきましては、現在申し上げられる状況にはございませぬけれども、先ほどの原則自治事務、例外法定受託事務という考え方をできるだけ貫くように努力したいと思っております。

それから、二点目のお尋ねでございますが、第三者機関の問題でございます。

これにつきまして、私どもの方から試案を示しまして、関係省庁等の意見を聴取しているところでございます。これにつきましては、どのような意見があるかということ、若干御披露いたしますと、理論面と実務面の懸念が示されております。理論面でございますと、この第三者機関は法的拘束力を有する裁定を行うということになっているわけでございますが、そうすると行政事務を主任の大臣が分担管理するという我が国の内閣制度の原則から見ても問題があるのではないかと、このような見解。それから、実際の側面からの懸念といいたしましては、国と地方の間に紛争が生じた場合に、両当事者が真摯な協議により解決するのが最も適当ではないか。それから、裁定が出て、結局裁判に持ち込まれることになって、紛争が長期化、複雑化するようになるのではないかと、このような指摘がなされております。これに對しまして、私どもの方からも反論をしているわけでございます。私どもの方からも、こういう各省庁の懸念等の指摘も踏まえまして、今後さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、三点目の国の関与の系統に関する一

般ルール法についてでございますけれども、これにつきまして、一次勧告でも考え方の概略を示しておりますけれども、その後、関係者のヒアリングを続けております。各省から寄せられた意見を踏まえて試案を作成して、今再度ヒアリングをしているという段階でございます。

その際の論点でございますけれども、各省庁から見ますと、所管する行政の円滑、迅速な実施を確保したいという観点から、国と地方団体という公的な行政主体間で、国と私人間に適用される公正と透明性確保のための書面主義とか標準処理期間の設定といった、こういう手続を行政の効率性の観点からどの程度当てるべきか。ちよつとわかりづらかつたかもしれませんが、行政と民間との間には行政手続法があるわけでございます。その手続法では書面主義とか標準処理期間といった手続が規定されているわけですが、これと同じようなことを国と地方団体の間でどの程度適用すべきなのかという論点。

それから、今書面主義と申し上げましたけれども、果たして本当に全部書面主義でいいのかどうか。緊急時等の書面主義の例外というのを一体どこまで認めるべきかという点で、私どもも意見を出されていくところでございます。私どもも委員会といたしましては、こういった意見を踏まえてさらに検討を続けて成果を得たいと考えておるところでございます。

○松崎委員 時間がなくなつてしまひました。ただ、私は感想として、やはりこれは本来、どなたか先ほどお話しされたけれども、今井先生です。か、今の省庁の体制を維持するといふ前提でいくと、そういう省庁間のいろいろな話が出てくるわけですから、新しい日本の体制なのだ、省庁も含めてもっとスリム化するのだ、そうなんだと、地方分権が大変な力を持たざるを得ないのだ、そういう前提でどういふ今言つたような新しい紛争処理委員会、第三者機関。それは今の法体系でいったらいろいろ問題があると思ひます。しかし、新しい地平でやるのだということを、この一

一般ルール法にしてみてもきちんと言及して、これは先生方やっていると思いたすけれども、これは内閣の方でもそういうことで、先ほど自治大臣が総理大臣に対してもしかるべきときしつかり言うのだということを言っておりましたけれども、先ほどの怒りと同時に、総理大臣のリーダーシップがここでも大変重要でありますので、ぜひそれは、白川大臣の肩にかかっているということでありま

あさつてまた、委員長もお見えでありますので、そこできつかり推進委員会の方はお願いしたいと思いたす。ありがとうございます。

○徳橋委員長 富田茂之君。

○富田委員 私の方から、まず住民基本台帳ネットワークシステムについて伺いたす。

白川自治大臣は、昨年十二月五日の当委員会における審議の中で、住民基本台帳ネットワークシステムについて、次期通常国会の提出も念頭に置きつつ努力をしていると御答弁されております。今国会でこのシステムに関する法案は提出されなかったわけですが、現在このネットワークシステムについてどのような検討状況にあるのか、差し支えない範囲で教えていただきたいと思います。

○松本政府委員 お答え申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、昨年の研究会報告を踏まえてまた懇談会の意見、それから国会での御議論を踏まえてまた制度化に向けて検討を鋭意行っているところでございます。

具体的には、このシステムの構築・運営主体となる地方公共団体との意見調整やシステムの利用に関する関係省庁との意見交換を行いながら、法制的、技術的検討を進めているところでございまして、引き続き十分な国民の理解を賜るよう留意しつつ、なお一層の検討を重ねてまいりたいと思っております。

（委員長退席、宮路委員長代理着席）

○富田委員 どうも、検討していただくのはいいのですけれども、倉田前自治大臣が経団連会長ら

と懇談して、同システムの導入の必要性を強調した上で、政府提案が行われない場合には議員立法での導入を目指すというふうに言われたような報道が最近なされております。自治省はこのような動きを承知しているのでしょうか。また、閣法で出ないという場合には議員立法ということで、政府提案はもう断念したのかと思われるような報道だったのですが、その点はどうなのでしょう。

○松本政府委員 お尋ねの倉田前大臣の懇談をされました際のお話につきましては、報道によりまして私も承知しているだけでございまして、けれども、そういう報道があったことは事実かと思いたす。

この住民基本台帳ネットワークシステムの問題は、国民の幅広い御理解というものも必要でございまして、それから何よりもこれを構築いたします地方公共団体みずからの意思というものを固めていかねければならないわけでございまして、それからまた、これを活用いたしますのは地方公共団体だけではなくて、政府の各行政機関も、これが一つのベースといえますが、一種のインデックスといえますが、そういうような役割を果たして、国、地方を通ずる行政全体の情報化に資するよう

にしてまいらなければならぬわけでございまして、そういうこともございまして、私も、なおこの制度化に向けての検討を進めているわけでございまして、準備が整いますれば法律案として国会にお諮りいたすつもりは変わっておりません。

○富田委員 今の局長が言われたとおりだと思うのですけれども、本来はここの、この国会に出てきそうな動きだったはずなのですよ。なぜそれができなかったのかというの、ちょっと疑問だと思っております。

情報公開法のように、この住民基本台帳ネットワークシステムに関する要綱案なりなんなりを自治省の方でつくられて、こういうふうな考えをいえるけれどもどうですかというふうなこの国会の場で提示するなり国民に知らしめて、その上で議論を巻き起こして、その中で国民の理解を得ていく

というのが私は道筋じゃないかと思うのですけれども、またいつか突然法案ができて、ぱんと出されてきて、委員会の中で審議して、はい終わりという問題ではこれはちょっとないと思うのですね。プライバシーの問題もかなり重要になってくると思いたすので、できれば自治省の方ではぜひそういう段階を踏んでいただきたいなという点を要望しておきます。

先ほどの報道ではこんなことを書いてあるので、このネットワークシステムは、住民基本台帳に関する情報のほか、銀行預金番号や年金番号、健康保険番号などを入力したICカードを住民一人一人に持たせることで行政を効率化。公務員約三万人の削減が可能で、年約二百億円の節約効果があるという。またカード導入で選挙投票を住居地域外から行えるようになる。

これは報道だというふうな言われるかもしれぬけれども、あちらに振興課長いらつしやつていてくれども、今まで我々が説明を聞いた範囲をかなり逸脱している。こんなふうにもしこの制度を最初から使うのだということであれば、これはにわかには賛成しがたいと思うのですが、この点は局長、どういうふうな考えていらつしやるのですか。

○松本政府委員 この報道自体には、私、つまり私にその内容を承知しているわけではございませぬけれども、この報道の中の内容につきましては、私も考えていることは必ずしも同じでない部分もあつた。ただ、この住民基本台帳ネットワークシステムというものができただけ幅広い行政の情報化に資するように持っていきたいとお気持ちは痛いほどよくわかるわけでござい

ます。

いずれにいたしましても、自治省といたしましては、研究会の報告書等を踏まえまして、これまでも国会にもお答え申し上げましたし、また個別にもお話をさせていただいておりますような方向で制度化を図ってまいりたいと考えているところでござい

ます。

○富田委員 よろしくお願ひします。

時間がありませんので、もう一点。警視庁城東署の元巡査長らによる覚せい剤事件でつち上げの点について、警察庁の方にお伺ひしたいと思いたす。

この委員会の四月二十二日の審議のときでしたか、関口長官にも来ていただきました。私はそのとき、白紙調書、調書のつち上げという点についてどう考えられるのだという御質問をさせていただきまして、そのとき長官は、「警察庁といたしまして、今後このような事案の再発の絶無を期するよう都道府県警察の指導を徹底してまいり、かように考えている」というふうな御答弁されて

おります。

ところが、ちやうど、四月の二十二日に答弁されていたのですけれども、四月の十四日とか十八日に、派出所の警察官がみずから覚せい剤を手に入れた、全く無関係の国民二人を被疑者にするような形で事件のつち上げが行われた。またまた二人ともその覚せい剤とは関係ないという形で放免になったみたいですが、この事件は、これまで警察官の不祥事とかいろいろありましたが、けれども、ちやうどと質が違つてはいないかな。全く無実の人を被疑者につち上げたわけですから、その点でかなり構造的な問題があるのではないかなというふうな報道を見たときに感じました。

各マスコミの方でも、この事件について、例えばあしき点数主義が問題だとか、また深刻な組織的な問題ととらえるべきだ、事件の背景を厳しく見直して結果を公表すべきだ、点数主義にかえて組織を活性化す工夫が迫られていたのではないかなというふうな指摘がされていまして、

こういういろいろな意見が出ていますので、けれども、長官の方は、この意見をどう受けとめて、これから国民の警察に対する信頼回復にどうやって取り組んでいく御決意なのか、その点お聞かせ願えればと思いたす。

○関口政府委員 お尋ねの事案でございますけれども、法を執行すべき者がこのような事件を起こしたということ、まことに言語道断であらうというふうに思います。

私は長官就任に当たりまして、全国の警察職員に向けて、国民のための警察という原点に思いをはせて地道な努力をしようというところであり、今度の警察官の行動というものはこの点を全く忘れたということに尽きるのではなからうかというふうにも思っているところでございます。

現在、警視庁におきまして、本件事案の徹底捜査を推進いたしますとともに、副総監を中心とした検討グループを組織いたしまして、本件事案を惹起した原因を徹底的に究明し、再発防止を図ることとしております。

警察庁としても、既に、職員の自覚と厳正な規律の保持、教養の徹底、さらに、適正な職務執行の確保と中間幹部の業務管理の徹底を内容とする緊急通達を全国警察に発出をいたしまして指導しているところでございます。

今後とも、ただいま委員の御指摘がありました点を含めまして問題点の掘り下げを行ひまして、再発防止を図ってまいります所存でございます。

〔宮路委員長代理退席、委員長着席〕

○富田委員 ぜひ厳正に調査して、結果を国民に公表していただきたいと思うのです、マスコミの方も言っておりましたけれども、そのしなない警察に対する信頼というのは本場の意味で回復してこないのではないかなというふうに思います。

これは本場にごく一部の警察官です。全体の本場にまじめに現場で取り組まれている警察官にしてみれば、何であんなやつらのせいで自分たちまで言われなきゃならないんだと思うのです。実際に、本場に現場最前線、交番、派出所というところにいる警察官がこんな事件を起こしたというところで、これは地域に一番密着しているわけですから、その部分をよく考えないと、本場に地域の人たちの信頼というのはいかなかなか回復でき

ないのではないかなと思うのです。

私の地域にも交番があって、子供は小学校三年か四年になると、今は生活科というのですが、社会の勉強で交番に行くわけですね。それで、お巡りさんいろいろなことを聞いて教わって、その中で警察官に対する信頼というの、お巡りさんがいるから大丈夫なんだというふうな子供たちは思っているわけ、そういう人がこういう事件を起こすというところになると本場に問題だと思ひますので、厳しく調査されて、ぜひ結果を公表していただきたいと思ひます。

時間が来ましたので終わりますが、穀田委員の方からまたこの点に関して詳しい質問があるそうですので、そこでまた御答弁いただければと思ひます。どうもありがとうございます。

○穂積委員 桑原豊君。桑原委員、まず最初に、交通事故についてお尋ねをしたいと思います。

交通事故の死亡者数が五年連続減少いたしました、昨年は念願の一万人を切ったということが報告をされております。しかし、一方で事故件数がふえ続けております、負傷者数も二年続けて九十万人台だということで、もうすぐ百万人というふうな、そんな状態でございます。今年に入りまして、昨年より死者数のペース、発生件数、負傷者数いずれも増加の傾向にある、こういうふう

に聞いております。

やはりそういう死亡者数の減というものを、もちろんそのための努力は多しなればなりませんけれども、根本的にはやはり非常に厳しい状態にあるということ踏まえて抜本的な対策が必要と考えるわけですから、まず大臣の決意のほどと、それから、具体的にどういう抜本策を考えておられるのかということをお聞き申し上げたい、このように思ひます。

○白川国務大臣 交通事故、これは、道路の延長数も伸びますし、車の台数も伸びますし、それから道路改良も進みますので、そういう面で見ますと、まず構造的に増加する傾向があるわけでは

ございません。言うならば自然増というのは避けて通れない。しかし、それに対して新たないろいろな意味での交通事故防止策を打つことによって、そして事故を減らしていくということによって、トータルとしていろいろなものが減ってくるわけでございます。

ですから、いろいろなことに取り組まなければならぬ、また現に取り組んでおりますけれども、いろいろ対策をしなければならぬ中で、やはり交通事故死亡者数が、かつては一万六千人ぐらいたったわけでありまして、その後努力で一万人を割った、しかしそれが一万人をずっと超えていくという中で、いろいろなあるけれども、やはり最も悲惨な事故である交通事故死亡者数を一万以下に抑えるということに全力を傾注しようではないか。また、政府の交通安全対策会議の目標としても、平成九年度までに一万人を割る、そして平成十二年度までには九千人以下に抑えたい、この目標を立てていくわけでございますので、いろいろ取り組みけれども、最も中心的な課題としてここに取り組みたいと思ひます。

そういう中で、各種の施策に取り組んでおりますけれども、抜本的な、これをやれば減るといふのがあれば、お教えをいただければそれとおりにやりますが、いろいろな施策を総合的にやる中で事故全体を抑圧していかなければならぬというところでございます。

○桑原委員 なかなか、そういうこれぞという抜本策は、確かに大変難しい課題だと思ひます。財団法人の交通事故総合分析センターというところが発行いたしております「イタルグ・インフォメーション」のナンバー十一によりまして、人身事故において過失割合の大きい者、いわゆるこれを第一当事者と言われる方を挙げても、この第一当事者のうち五六・六％が過去三年間に何らかの違反をした人である、こういう統計が出ておりますし、死亡事故ではさらにその比率が高くて六一・八％である、こういうふうな報告されております。また、違反前歴の回数が多くなるほど

死亡事故率も高くなっておりますし、違反を繰り返す人ほど死亡事故を起こす危険性が高くなっているというふうな分析をいたしております。これはやはり、軽い事故や軽微な違反だからといって、それを無視してはいけないうことを示しております。一件一件の違反や事故をおろそかにできないのだということをあらわしているのではないかなというふうに私は思ひます。

こういったことをなくしていこうということで、さまざまな試みをされておられるわけですが、私も、例えば、講習というものをやっているのもその一つだと思ひます。この講習も当然効果があると思ひますけれども、これらについてもさらに改善をしていく余地があるのかどうか、そういったことも含めてどのようなことを考えておられるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○山本(博)政府委員 委員御指摘のとおり、違反を繰り返す者がより多く事故を起こし、より多く事故を起こす者が結果として死亡事故を起こしておるといふ統計数字があることは間違いないところでございます。私も、いかにか軽微なものとは申しましたが、決してそれを軽視してはならないと思ひ、いろいろな対応しておるところでございます。

こういう観点から、違反を積み重ねる者につきましては、ある一定の点数に達すればそれなりに行政処分を加え、交通の場から排除する、その中で反省をせよという。また、人によりましては、しかるべく講習を受けていただきまして、その中で運転者としての資質を改良していただくということとをいろいろやっておられるわけでございますけれども、一定の点数に達しない者につきましても、やはりそれなりの対応をしていくことは必要であらうか、こういうふうな思っているところでございます。

例えば、幾つか例を挙げさせていただきますと、今、通常、六ポイントの数になりますと三十日の行政処分が課されます。これに達しない人は、そこになるまでは何らの処分も講習もないわけでは

ざいますが、現在、違反を重ねてまいりまして、あと一回違反をしますと行政処分になりますよという状況にある人に対しましては、自動車安全運転センターであります、こちらの方から警告の通知を発するということをやっております。これによりまして、その後違反をしないよう自重してもらおうという呼びかけをいたしております。

また、違反行為をした者でありまして、その行為の後一年間無事故、無違反で過さずならば、それ以前の違反行為につきましては累積点数に計算しないということで、その後の違反行為をしないように誘導するという施策をとっております。いろいろ施策を講じておるところでございます。

また、全く違反をしないことが一番望ましいわけでございます。こういうことのために、現在、平成六年五月からありますけれども、優良運転者制度というのを導入いたしております。過去五年間無事故、無違反であった者につきましては、免許証の更新の際には有効期間を三年から五年間に延長するという、いわゆるメリットシステムを導入しております。これによりまして、運転者が違反を行わないという意識づけを持つことができるように、いろいろ工夫をいたしておるところでございます。

今後とも、先生おっしゃいましたように、軽微な違反といえども決して見逃すことがないよう、また軽視することがないよう、種々工夫をしながら方策を講じてまいりたい、こういうふうな思っております。ところでございます。

○桑原委員 相当いろいろな工夫をされて、また、従来の講習などにも改善を加えて努力をされて、いることは多量にいたします。ぜひそういった方向で、さらに改善すべきもの、そして、一つ一つの事故というものであるいは違反というものを教訓化するという努力というのをぜひ講習の中で生かしていただきたいな、そういうふうに思っております。

私は、こういう講習をしつかりやっていくということと同時に、やはりある意味では、事故を起こした人、違反をした人に現場での厳しい警告といひますか、こういうことも、再びこんなことはしちやいかなというのを本当に身をもってそのとき感ずるというのが大変大事なことではないかというふうに思っています。そういう意味で、現場での対応ということが極めて大きな意味を持つというふうにも思っています。しかし、現実には、交通警察の人手不足というのでしようか、ふえていく事故、そういうものに対応して、それに対する人的な体制がなかなかとれていないということも背景としてはあるのではないかと思っています。

例えば、幸いにして、事故が起きたけれども物損だけで人身には至らなかった、そういうケースもたくさんあるわけですが、そういう場合には当事者の事故届だけで処理をされているというケースも少なくないに聞かれています。やはり、たまたま人身にならなかつたけれども、ちよつと間違つたら大変な事故になるというようないふ、そういう物損の事故なんというのはたくさんあるわけですね、そういうときには、やはり現場へ警察官が駆けつけて、それを確認して、必要な指示をし、警告を発するということは、私は、現場での教育といひますか、そういう意味で大変大事なことなのではないかな、こういうふうに思っています。そういう意味で、現場対応を充実するための方策というものをどのように考えておられるのか。

今、行車ということでございますから、いろいろな意味で、人をふやしていくのは大変難しい時代です。しかし、国民の安全、生命、そういうものをおろそかにしてもいいということではございません。その点では、やはり強化すべきものは強化すべきなんだという、きちつとした対応をとるべきだというふうに思ふのですけれども、そういうことも含めて、現場での対応というものについてどういうふうに考えておられるのか、あるいは、改善すべきはどの点にあるのかということなどに

ついて、少しお聞きしたいと思ひます。
○山本(博)政府委員 先生御指摘のように、現在、交通事故の処理をいたしまして、軽微な物損事故の一部のものにつきましては、警察官が現場で行う見分を省略しておるものがございます。これは、軽微な物損事故のうち、警察官による交通流の回復等、緊急の措置を講ずる必要がない場合でありまして、なおかつ、当事者間で争いがなく、現場見分を希望しない、車両とともに来署することが可能な場合、こういう場合には、当事者が長時間現場で待たされるという負担の軽減を図り、かつ、交通流の回復を早期に図るというこの目的で、やっております。ところでございます。

したがいまして、こういう場合でありまして、警察官による事情聴取の結果、運転者の交通違反が明白であるときなど、現場見分を実施する必要が認められたときには、速やかに実況見分等の所要の捜査を行つておるところでございます。この結果、平成八年中の物損事故として届け出がありまして事故のうち約四万件につきましては、その後、道路交通法違反として検挙をし、それなりの対応をとっております。ところでございます。

また、現場見分が行われないものも残るわけでございますが、こういうものにつきましても、両当事者から事故発生状況の聴取をいたしまして、報告書を作成する際に、交通事故の当事者に対して、事故の具体的な状況をもとに事故防止についての指導を行つておるところでございます。このような方策によりまして、今後とも事故抑止には努めてまいりたい、こういうふうな思っております。ところでございます。

現場に向向く必要があるものにつきましては現場に出向き、また、事後そのような措置が必要なものにつきましては、しかるべく措置をとつておるといふのが現状ではないかと思つておるところでございます。

○桑原委員 春、夏に交通安全月間などがございまして、そういう際には、各交差点あたりに交通警察の方が配置をされて、道行く車を監視をするというか、そういう目々を光らせております、おのずから、運転をする我々もかなり緊張して、これはというふうな気構えができるわけですね。私は、常時そんな体制でおれというふうなことを言つておるわけではございませんけれども、やはり、事があれば、現場に警察官が駆けつけて対応できるような最低限の体制だけは、いかに行車のとときといえどもできるだけ充実を図るべきである、こういうふうには私は思つております。これは恐らくなかなか困難な課題の一つだろうと思ひますけれども、ぜひ今後とも、皆さんの努力は多しつとも、国民の生命ということを第一に考えて、そういった体制の充実が求められますように、これは私も精いっぱい努力をさせていただきます。もう一点だけ。私は、高齢者の交通事故がふえてきた、あるいは子供さんの事故も多い。これからますます高齢者の皆さんが、行動範囲も広くなるわけですから、車を使うというケースがふえていくと思ひますけれども、何よりも大事なこととは、やはり子供のとときにしっかりした安全教育、あるいはそういうものに対する反応といひますか、そういうものを身につけていくということが非常に大事だということに思ふのです。

私自身も、かつて県におつたころに、交通安全対策課という職場で一時働いたこともございまして、そのときは、交通安全体操というのがございまして、何か柳家金語楼さんが作曲をして、水前寺清子さんが歌を歌つておりましたけれども、安全体操をして、体で交通安全を覚えたいといひますか、身につけるといふか、そういう非常におもしろい試みであつたかなと思ひますけれども、やはり小さいころからそういう安全教育といふのが非常に大事だと思ひます。

ある程度年配になつてしまひますと、なかなか教育をしても、物も忘れやすくなりますし、体験そのものが忘れ去られてしまふということにもなりがちですので、私は、小さいころの教育は大事だといふふうに思ふのです。現在、そういう

た地域社会における、幼稚園や学校での、あるいは家庭におけるそういう学習、そういうことが必要だと思ひますけれども、そういう状況がどのようになっているのか。

それから、これから少子・高齢化社会に向かつて、特に子供さんの安全というのは大事になるわけですから、交通安全防止対策、そういうふうな対策をその時点で考えておられるのか。その点について、少しお聞きしたいと思います。

○山本(博)政府委員　まず、幼児、小学生の交通事故の実態からお話しさせていただきたいと思いますが、平成八年中に幼児、小学生という状態で交通事故で亡くなった人は二百四十三人でありまして、内訳は、歩行中が百二十八人、自転車乗車中が四十七人、自動車等に同乗中六十六人ということになっております。これを過去五年間の年次推移で見ますと、平成四年は三百七十二人でありましたが、平成五年には三百二十一人、平成六年には三百五人、平成七年には二百九十七人、平成八年には二百四十三人ということで、逐年減少を示しておるところでございます。

また、現在、この年齢層は非常に人口が年々減ってきておるわけでございます。人口が減れば絶対数も減るのではないかと御意見もあるわけでございますが、人口十万人当たりのいわゆる指数というのを見てみても年々減少しておるところでございます。この年齢層の交通事故死者は確実に減少してきておるのではないかと、うぐあいに認識しておるところでございます。

この背景でございますが、これにつきましては、先ほど先生おっしゃいましたように、長い年月をかけた上で、いろいろ関係者が努力されてきた経緯があるわけでございます。子供を健全な交通社会人として育成しようということで、いろいろな施策が講じられてまいりました。

一つには、例えば幼児に對しましては、交通安全に必要な基礎的な習慣や行動を身につけさせるための、道路横断や歩行指導等を母親ぐるみでやるということ。また、小学生に對しましては、自転

車教室や、道路に飛び出すときの交通事故を疑似体験させるなどの内容を盛り込んだ交通安全教室を開催するということなどの、保育園、幼稚園、小学校等、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育が推進されてまいりました。また、PTA等の関係者の協力を得まして、通園通学時の街頭指導が積極的に行われてまいりましたし、さらには、幼児、小学生が主として行動しております学校の周辺にスクールゾーン等の交通規制を積極的にかけまして、諸対策を推進してきたところでございます。この結果として、このような非常に好ましい傾向が出てきておるのではないかと、うぐあいにしておるところでございます。

今後とも、決して気を緩めることのないように、こうした施策を充実して推進してまいりたいと思っております。今後、さらに自動車同乗中の子供の交通事故の被害の軽減を図ろうという観点から、チャイルドシートの利用の促進ということにつきまして私もさらなる努力をいたしまして、これら年齢層の者の交通事故の減少というところに努力してまいりたい、かように思っております。

○桑原委員　ぜひそういった、子供たちの交通事故の問題はもちろんですし、将来の大人になるわけですから、そういう幼児期におけるあるいは子供のころにおける安全教育のさらなる徹底を図りていただきたいと思ひます。

それでは次に、市町村合併の問題について一点お聞きいたします。

きょうの委員会の中では相当この問題も議論されたかと思ひます。地方分権の受け皿として自治体の能力をアップさせるには、市町村合併を推進すべきだという論議が非常に行われております。自治省のこのことについての基本認識はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○松本政府委員　お答え申し上げます。

今、委員御指摘のように、これからの地方公共団体、なかならず基礎的な地方公共団体に期待さ

れます任務を考へてみますと、やはり行政の質の面においても、量の面においても、現在の市町村の規模能力で果たしていいのかどうか。それが住民の期待が高まれば高まるほど、また、地方分権ということとそれだけの地域に自己決定と自己責任の原則というものが確立すればするほど、やはり今のままの市町村の規模能力では十分なのではないうか。そういう意味から、市町村の体制を強化して、そして期待される役割を果たすようにするためには、やはり市町村合併というものが必要であらうという考え方でございます。

○桑原委員　そういう観点から、市町村の合併について、財政構造改革、今回閣議決定されたその中でも、「集中改革期間中に実効ある方策を講じ、積極的に支援していく必要がある。」期間を定め、かなり踏み込んだそういう決定がなされておるわけですが、この具体的な中身についてどのようなことを考へておられるのかお聞きしたいと思います。

○松本政府委員　ただいま市町村の合併に對しまして、どうして近年、昭和の大合併というものが行われました後に余り進まなかったのかということとを、いろいろと原因、それからそういうことの要因、そういうものについて分析、調査をいたしているわけでございます。そういう中から、それを除去するためにどのような特例的な対応が必要であらうか。

○桑原委員　合併を推進していくということで分権の受け皿をつくっていくということは一方です。なすけるのですけれども、合併を進めることによつて、今局長自身も少し気がかりな点の一つとしてお話しになられたと思ひますが、例えば自治意識、そういったものをどうさらに高めていくのかとか、あるいは住民の行政への参加というものをどう図っていくのか、あるいは情報公開、そういったものをどう図っていくのか、それらが相まってこそ分権をある意味では裏づけていく力になるのではないかと。しかし、合併というものとそれらとが必ずしもうまくリンクして並行して発展をしていくというような、そんなことにはなかなかない面もあるのではないかと、危惧を私は少し持っているわけです。

その中の一つ、本当にこれは私の今の感じでも申し上げておきますので、十分な審議をして正確には申し上げなければならぬのでございますが、例えば多くの意見の中で、合併をしますと、旧市町村の単位で考えますと、かなり活力が失われるようなことが起こっているのではないかと、そういう御指摘があります。それに対して、それではどういふ対策が講じられる必要があるのかという御質問も一つの例でございます。

そのほかにも、合併に伴ひまして、例えば住民の声が遠くなるのではないかと、あるいは住民の身近な行政が処理できなくなるのではないかと、行政がより身近で処理できなくなるのではないかと、あるいは御質問もあるわけでございます。そういう点については、我々は、例えば現在非常に発達しております情報化、この成果をやはり取り入れないことではないわけでございます。そういう点でどの程度までカバーしていけるかというふうなことも検討していかなければならない、そういうことが一つでございます。

いま一つは、前向きにさらにインセンティブを与えるためにはどういふ方策があるだろうか。それは財政支援もその一つでありまして、先ほど御指摘というものを中心に考へていく、先ほど御指摘がございましたが、権限というものを付与することによつてそれを促進していく、そういう考え方もあらうかと思ひます。そういうようなことが具体的な実効性ある対策、方策というように受け取っていただければいいのではないかと、思っております。

慮に入れられて、合併に当たっては自治体の自主性の尊重というようなものをかなり重視をしてこられたのではないかと思います。しかし、地方分権推進委員会の第一次勧告の中では、一応、自主的合併を一層強力に推進しよう、そういう自主的合併というものがうたわれておりますけれども、今回のこの財政構造改革の決定に当たっては、そういった自主性を尊重していくというようなどころがどうも抜け落ちておるのではないかと、こういうふうに思います。

分権に相応する力をどうつけていくのかということから議論を深めていかなければならぬわけですが、やみくもに規模を拡大していくといいますが、そういうことだけの論理が先行していったのでは、ある意味では合併はなし得ても、本当の自身は、しつかり力を持った合併ということにはなかなかならないような気がして、私は大変その点を心配するわけなんです。ぜひ、これから進めていくに当たって、そういった点を自治省としてどう考えていくのか、また、どうその点を合併を推進していく中に込めていくのか、そこら辺を改めてもう一度御見解としてお伺いしたいと思っております。

○松本府委員 委員御指摘のように、合併ということが議論になりますと、必ず今の自治意識の問題とか参加の問題、そういうことが議論になるわけでございます。私も、そういう点の問題点というものをいかにして克服していくかということをお考えつ、しかし、合併のもたらすこれらの経済社会の中で持つ意義というものを考えながら、市町村の合併というものを進めていかなければならないと考えているわけでございます。

制度でございますから、一つの制度をつくり出した際にはメリットとデメリットというのが必ず起こつてまいります。デメリットを少なくし、メリットをより生かしていく方策を考えることこそ私どもの任務ではないかと考えているわけでございます。

そういうことでございまして、自主的という言葉

業が出たり入ったり、時には自主的と言ひ、時には自主的という言葉が取れたりいたしておりますけれども、自主的という言葉自身の持つあいまいさと申しますか、かなり幅広い概念でございます。極端なことを申し上げれば、昭和の大合併の町村合併促進法でさえも、あの当時は自主的な合併ということを書いていたわけでございます。

したがって、自主的という言葉は、少なくとも人格のあるものが、その人格というものを全く無視して、その意向を無視して合併は進められぬというところは一つの基本的な原則であらうかと思ひます。その範囲内でどれだけの理解を得て、また理解を得るよう努力をして市町村の合併を進めていくか、そこがポイントではなからうかと私も思ひます。

○桑原委員 問題点をそれなりにわきまえて、さらに推進していくという姿勢で、私はそれはそれでどういふふうにとやっていたかと思ひます。特に、自主性という問題では、自治体の団体としての自主性はもちろんで、そこに住んでいる住民自身の多くがぜひやりたいというふうな、そんな自主性、これが時としてうまくかみ合わないというところが大変多いわけですが、ぜひそれがうまくかみ合うように、合併というものが一つの意思になつていくような、そんな方策をぜひ自治省としても十分練られてこれから対応していただくように重ねてお願いをして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○穂積委員長 田中甲君。
○田中(甲)委員 民主党の田中でございます。冒頭、午前中に当委員会委員長が提出され、先ほどの本会議で可決されました行政書士法の一部を改正する法律について、改めてこの場で確認をさせていただきますかと思ひます。

と申しますのは、行政書士法の第一条に目的規定を創設する改正について、行政書士会の方々から懸念が出されておりました。現行の業務規定では、「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること」となつて

おり、これらは私人間の取り決めの文書であっても明確に業務として定められているのに対して、今改正における目的の規定は「行政に関する手続」という文言であり、解釈の仕方によっては従来の業務範囲を狭めるものではないかという懸念であります。

この点、自治省から、狭めるものではないという明確な御答弁を再度お願いしたいと思います。
○松本府委員 御答え申し上げます。
西川議員にもお答えいたしましたとおり、結論から申し上げます、そういう御懸念はないものと考えております。

その理由は、先ほど申し上げましたけれども、この提案理由のところで述べておられますように、再度繰り返しませんが、行政の円滑な推進に寄与し、及び国民の利益の速やかな実現に貢献し、寄与し、このような現状を踏まえ、法律の目的規定を設けることとするとしておりまして、今回の目的規定を入れましても、こうした行政書士の業務の現状を踏まえて創設されるものでござい

ますので、行政書士の業務の範囲に変更を加えるというものではないと承知していただいております。
それから、もう一点でございますが、少し法的な面でも申し上げますと、現在の行政書士法の二条六号において、「国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した」という規定がござい

ますが、ここで言う「行政事務」とは、いわゆる行政の機関の権限に属する事務のみならず、立法及び司法機関の権限に属する事務をも指しておりまして、いわゆる広義の意味において行政という意味が行政書士法では使われている、こういうふうな理解をいたしていただいております。
したがって、今回の目的規定に入れました「行政」という用語も全く同じでございます。結論といたしまして、業務を狭めるという趣旨のものではないと思ひます。

○田中(甲)委員 わかりました。
それでは、第一条の二で業務規定が残るとはい

え、将来改正されてこの規定がなくなるおそれがあるのではないかと心配が残ります。自治省にその点の確認もこの際させていただきたいと思ひます。

○松本府委員 行政書士法自体は、御承知のように議員立法でございまして、これから改正もすべて議員立法で行ってきた経緯がございまして、そういうことでございまして、今後の改正の動向がどうかという御質問に對しまして、今後改正がないでしようとか、あるでしようとかいうようなことは、私、お答え申し上げますが、御懸念の趣旨は恐らく、現状の行政書士法の一部、改正後の一条の二という規定が取れてしまつたら、今申し上げたような趣旨、目的を受けた規定でなくなつてしまふのではないかとこの心配があるからではないかと思ひます。

ただ、そのことは、今回の、先ほど申し上げました法制的な意味の行政という意味では全く変わりませんし、それから、今回の趣旨、目的も、さらに規定の中で「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資すること」を目的とする、この書いてございまして、この読み方は、私も、これを立案された参議院の方に立法意思をお尋ねをいたしましたところ、やはりこれは、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資すること」を目的とする、と読むのだそうでございます。行政に関する円滑な実施という行政面、それと国民の利便、両方を兼ね備えておりますので、国民の利便に資することをあわせて目的とするというふうな読み方ではないかと考えておるところでございます。

○田中(甲)委員 当然、議員立法で提出したものでありますから、私たち議員間で話し合ひたいというのが基本であります。今の松本行政局長の所見ということもまたしっかりと踏まえて、私たちも今後のあり方ということを検討してまいりたいと思ひます。
この改正というものは、士法の中では極めて時

次の質問の項目は、風適法の改正であります。継続してこの質問をしてまいりましたが、今回、ダンススポーツ推進議員連盟で、議員立法をさせていただく超党派の動きを図ってまいりました。警察庁の方がぜひとも早期に閣法で提出をしたいという意見をダンススポーツ推進議員連盟の方に申し述べてまいりまして、私たちが慎重にその意見というものを精査した中で、ぜひ閣法でやっていただく形で進めていただけないだろうかというダンススポーツ推進議員連盟のメンバーの方々、議員の方々の意見が多く、そのような形で今後進めていく話が現在に至っている経過の一端でありますけれども、状況であります。

ダンススポーツ、あるいはダンススクール、ダンス教授所が風営法から適用除外になるということは、二〇〇二年公開競技、二〇〇四年、ダンスがオリンピックの正式種目になろうとしている段階で、具体的に申し上げますと、ことしの九月にはその正式な報告がIOCの方から届けられるかという状況になってまいりました。そんな中で、いまだに警察の所管として風営法でその規制というものが行われているのはおかしいだろうということを多くの国民、ダンス愛好者の皆さん方が訴えてきた、そんな世論背景がございます。

ダンス愛好者、一概にその数字を認めるわけにはまいりませんが、一千二百万人と言われております。国民の約一割がダンスを愛好し、あるいはダンスというものに関心を持っていらっしゃるといふ数字も挙げられているところなのであります。

○泉政府委員 風適法の改正につきましては、実は、業を所管をしている立場から、当然のことながら、常に見直すべきであるという、特に、今日の規制緩和の状況を踏まえて、それに対応した改正がなされてしかるべきではないかという問題意識のもとに、関係向きの意見を聞きながら、現在の点をどう改正すべきか、改正できるのかということを詰めている段階でございます。したがいまして、現段階では、この業種についてはこういう改正をします、この業種については改正の対象外でございますというふうにお答え申し上げる段階にまだ至っていないということでございます。

しかし、御質問の前半にありましたダンス教授所の問題につきましては、昨年末御質問いただき、また、その後、今委員からいろいろの情勢のお話がございます。その点を踏まえまして、私どもとしましては、現時点においてダンススクールについては、本来、業界自身による自主的健全化の取り組みがなされるならば、現在より営業者の自主性を尊重した規制の形にすることが望ましいというふうに考えておるところでございます。その方向で鋭意作業を進めておるわけでございます。

委員の御質問の中に、他のダンススクール以外の改正があるがゆえに、風適法の改正作業が後ろにずれ込んでいるのじやないかという御懸念が示されたと理解いたしますが、私どもはそのようなことを考えておるわけではなくて、あわせてしてできるだけ速やかな形でこれを実現すべく、今鋭意作業を行っているところでございます。

ダンススクールの風営法からの適用除外に関する請願というものが現在出されております。この請願というものを議院が採択をし、それを真摯な姿勢で今後警察庁が対応してくださる、そのように受けとめてよろしいですね。

○泉政府委員 現時点でその請願の正確な内容について正しく承知しているという状況ではございませんが、今申し上げましたように、ダンススクールにつきましては、本来、営業者の自主性を尊重した規制という形で現在の規制をより緩和するという方向で考えておりまして、そのような方向で取り組んでおるところでございます。

時期その他につきましては、今後の作業がありますので、私どもとしては、できるだけ早い時期にやりたいという形でいろいろな作業を急いでおるといふ状況を御理解願いたいと思います。

○田中(甲)委員 一千二百万人という多くの世論背景があるがゆえに、この風適法の改正ということが進められてきたというふうに私は理解するのであります。ですから、ほかの風俗営業の適用業種がここに加わることによって、やはりいろいろな面での障害や難航する場面というのが生まれてくると私は予測をいたします。ですから、多くの国民の皆さん方の中のダンス愛好者の方々が期待をしているこのダンススクール、ダンス教授所という法文の中の文言でありますが、どうぞ先に改正をしていくという姿勢を常にお持ちをいただきたい。どんなことがあっても、ほかの問題と絡まってなかなか前に進まないというような状況にはならないように、特にその点は指摘をさせていただきます。

ぜひ多くの国民の期待というそのものを裏切らないように、警察庁の真摯な、誠意ある対応というものを重ねて要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、今御質問をさせていただいた風適法の改正もそうでありまし、このストーキング犯罪に對して我が国日本の警察というものがどのように対応していくかということも、根底に同様の理念を持たせていただいているつもりなのです。それは、國民が安心して生活できる国をつくる、どんなときにも安全である、それはなかなか難しいことですけれども、生活の中で國民が安心して生活のできる状況というものをつくるために、事前に対応し、未然に防止していくという姿が必要なんだろうと思います。風適法の問題で警察庁が積極的に対応する。警察に對する信頼。あるいは、このストーカー犯罪というものが現在の法律で十分に対応できないとするならば、積極的に法改正を行っていく姿勢、これが必要なんだろうと思います。

そういう思いの中から質問をさせていただくわけですが、どうもアメリカと日本の精神病理といえますか、社会病理犯罪のその傾向というのが、時間のずれはあるものの、類似をしているということを最近強く感じております。米国では、八〇年代から、カルト宗教集団が集団自決をしたり、殺人事件を起こしたりしています。これは、ドイツピット・コレスシュという教祖が、武装宗教集団が軍と撃ち合いを行っているということが八〇年代にありました。すい星の地球接近に合わせて、宗教カルト集団が自殺した事件も最近ございました。

もう一点、アメリカでは、既に五十州の中ですべての州でつくられました。以前ここでお話をしたときには四十八州ということをし上げましたが、すべての州でストーリーカー犯罪防止法というのができ上りまして、そしてストーリーカー犯罪に対するより多くの罰則がつくられ、細かい運用がつくり上げられているという状況であります。

三点目に、猟奇的と申しますか、通り魔事件、特

と類似しているんだということが言われていますが、ゾディアック事件というのが一九六六年、予告殺人で警察を挑発して、そしていまだに犯人が逮捕されていないというものであります。一九六六年です。三十年前でありまして、この通り魔事件、ゾディアック事件に、現在、神戸の小学校六年生のあの惨殺事件というものが極めて類似しているということが言われています。

翻って日本を見てまいりますと、一九九五年、オウム真理教事件、地下鉄サリン事件、警察庁長官狙撃事件。一九九六年、ストーカー犯罪、大阪府ではストーカーにより女子高校生が殺人され、放火事件が発生しました。これは代表的なものを申し上げたのですけれども、後ほど具体的な事例というものを挙げるのは幾らでもできるという、調査をしてまいりました。今手元に資料があります。そして、今申し上げましたこの猟奇的な殺人事件というのも、一九九七年、本年度の神戸での事件であります。

そのような事件が起きている中で、ストーカー犯罪について、ぜひ法律でこのような犯罪というものが起こらないように未然に防ぐことができないような体制というものを、アメリカもそうでありまして、実はたしかきょうの新聞だと思っておりますけれども、上下に分かれておりまして、六月十日火曜日、本日の新聞でありますけれども、英国で同じくストーカー犯罪を防止するための、これは和訳をいたしますと、嫌がらせからの保護法というものが成立したというのが新聞でも報道されております。日本でも同じように、法律で国民の安全を守っていくということがこれからさらに必要になってくるのだらうと考えます。

そこで、きょうは法務省に来てもらったのですけれども、法務省が、現在の場合には刑法、軽犯罪法で対応しているという、あるいは条例ではないわゆる迷惑防止条例というもので地域によってもまちに対応しているわけでありまして、ストーカー犯罪に対して取り締まりを行っていく法律を検討していく姿勢があるかどうかというこ

とを、まずお聞かせをいただきたいと思ひます。○渡邊説明員 お答えいたします。

いわゆるストーカーと呼ばれる行為につきましては、その範囲がどこまでの行為を言うのかという点については明確でない点もございますけれども、先ほど委員御指摘のとおり、事案によっては、刑法の傷害罪あるいは脅迫罪、業務妨害罪や軽犯罪法違反の罪が成立する場合があります。当面、現行の諸罰則を厳正に適用していくことが肝要であると考えておりますけれども、新たな立法の必要性につきましては、今後、事案の実態を踏まえつつ、また諸外国の例を参考にしながら慎重に検討していくべきものと考えております。

○田中(甲)委員 答弁をいただきましたのは渡邊さんでよろしいですか。未然に防止をしていく犯罪に事前に対処していくという姿を忘れてはならないという、そういう面では今の答弁を了とできない。

定義というものが不明確であるということを示されましたが、ニュージャージー州、カリフォルニア州、フロリダ州、ミシガン州、そのほか五十州の私もすべてを調べたわけではありませんが、この四つの州の法律というものを調べてみました。定義はこのようになっております。「意図的に悪意を持って、かつ継続し、ある人物をつけ回したり、嫌がらせを働いた者、及びその人物の直系の家族の安全に一定の恐怖を与えた者何人もストーカー犯罪の正犯とする。」という定義が明確にされております。

今、答弁の後段で、他の国々の事例というものを調べてみたというのを言われましたが、アメリカではすべての州でできていますし、イギリスでもつくられました。それをこれから調べてみるという姿勢では、私は極めて怠慢だと思ひますけれども、それは思ひませんが、積極的に検討を進めていくという答弁に変えていただきたい。もう一度御答弁をいただきたいと思います。○渡邊説明員 お答えいたします。

先ほどの答弁のところで、私の説明が若干足らなかったとすればおわびいたしますけれども、アメリカでは、一九九〇年にカリフォルニア州におきまして先生御指摘のような定義のあるストーカーとして処罰する規定が設けられて、それを初めとして各州で同様の規定が置かれるようになったものというところにつきましては、法務当局においても承知しているわけでございます。したがって、そのような諸外国の例を参考にしながら慎重に検討していきたいということを考えているわけでございます。

○田中(甲)委員 慎重にというところの部分がよくわからぬのですが、人の命を守ることを、慎重に慎重にと言っている間にこれからまた同じような犯罪が起きたらどういうふうに責任をとるのか、私はその辺も極めて疑問であります。

ストーカーは憲法のプライバシーの侵害に当たるとする意見で、今横浜でストーカーの犯罪の被害者の会というものができて、正式名は横浜ストーカー被害者の会。できてからまだ間もない、三月からできたんですけれども、もう既に二百通に上る手紙が届いてきた。この被害というものを、被害者の悩みは切実だが、事件にならないうと警察は基本的に動いてくれない。それまで待てる人がいるでしょうか。被害者が声を合わせられる組織を作らなければ、と思つたんです。こういう考えで既に横浜に組織ができ上がって、ストーカー犯罪被害者の声を今聞いているところなんです。先ほど申し上げましたように、ストーカー犯罪というものは憲法のプライバシーの侵害に当たるとする意見は基本として活動されているんです。国家公安委員長、いかがであります。御所見を賜ればありがたいと思ひます。

○白川國務大臣 いろいろな形でストーカー犯罪というものはあると思ひます。性的な何らかの意味でのにおいをするというんでしょうか、そういうようなものを目的にするストーカー犯罪もあれば、あるいは経済的な何かを最終的には得ようとするものもあるかも知れません。

この前の暴対法の審議などを見ますと、私も伝統的な刑法しか知らない人間から見ると、最終的にはそれは刑罰法規に触れることになるわけですね。随分自由に書いてあるという気がいたしました。そういうことを考えますと、今どういう訳でかわかりませんが、アメリカでそういう一つの類型というものがあれば、日本の伝統的な刑法を扱ってきた立場からいって、そのような構成要件で刑事罰を設けられるかなといういきさか不安はないわけじゃないんでございますが、この前の暴対法のあの構成要件等を見れば、かなり絞られているような気がいたします。

それ以外にも、私自身が実際に体験いたしました、例えば宗教的な理由等による、まあこれも今田中委員が言われたことによりまして、そういうことによつて、例えば宗教的な過度な勧誘等から場合によつたら守られることになるかも知れません。

いずれにしても、国民の自由を、あるいはプライバシーを守るといふ面でそういう規定が必要であることは、私も認めます。ただ一方で、今度、その法律があるがゆえに、人と人との何でもない交渉事に警察が入ってくるというののもまた一方で起るんじゃないだろうか、こういう危惧もまた持たないといけないわけでございます。

いずれにしても、警察は、基本的には刑事罰的なものをつくるのは法務省の方に任せをしてあります。今いろいろな意味での警察に対する相談事等があるようございまして、我々としては、現実には法律があらう方が、多くの方が迷惑をこうむっているから、この方々の力になるというのがまず警察の仕事でございまして、今、鋭意やっております。特に女性警察官、婦警さんなんかがこういう本当に女性でなければできない役割を果たしております。そういう中でまた実態等を明らかにして、立法作業の参考にできるように警察としても努力してまいりたいと思ひてい

○田中(甲)委員　ありますがございました。通告のない質問をしてしまいました。答弁を積極的になさっていただくことをありがたく思っております。

例えば、現行の業務妨害容疑で逮捕するとか、あるいは脅迫の疑いで逮捕するということができなかったわけではありません。無言電話一万余件、これは五十二歳の女性でありますけれども、一年間に一万余件の無言電話をかけてお見合いを断った相手に嫌がらせをした。脅迫電話三千回以上、これは脅迫の疑いで逮捕されたということでありますが、山梨県で、男性の友人をめぐって同僚女性に恨みを持った加害者三十五歳が、弟と脅迫電話や無言電話をかけ続けたということです。これはほかの法律の中で対応することができたものです。

しかし、できないものが今上がつてきています。一九九六年八月、昨年の八月ですが、大阪府では、姉にストーキング行為をしていた加害者が、家に入り、妹を殺害して放火した事件。京都でも同様の事件がありました。九六年の十月二十四日、振られてから昼夜を問わずつきまとっていた加害者が、被害者を生きたまま焼き殺した事件などがあられます。これは、周囲の友達に相談しても、友達がつて何もできなかった。そのときに警察がこういう状況に踏み込んで一言声をかけるということができる、こういう状況は生まれなかったんだろうと思います。また、大学教授のセクハラ事件などもあります。誹謗中傷の手紙を七十通以上、頻繁に教え子に交際を迫って、送り続けたということなど。これには、即時強制というものが現行の警察官の対応の中に盛り込まれていくということが必要になってくるのではないかといいことでもあります。

次の質問者がもう席に着いているようでありましたから、このストーキング犯罪の特徴を二点だけ申し上げて、そして最後の質問で終了させていただきます。

思っていましたら、これが違うんですね。インターネットの普及等による個人社会の固有の犯罪、都市犯罪とは言えないということが今明らかになってきています。

アメリカでは、国会などで被害者の公聴会が開かれていくというので、これが状況であります。最終的な解決は教育にある。社会・精神病理犯罪の増加を受け、米国では小中高等学校で相手を尊重するためのプログラムというのを実施している。また、実際の法律の運用の中でT・M・Uというのがありまして、このものが大変に多くの効果を上げていくというところであります。スレット・マネジメント・ユニット、脅迫対策部というのがつくられていまして、人数は少数なんですけれども、ストーリーキング犯罪を未然に防ぐ効果を上げていくという実例もあります。

ぜひストーキング犯罪に対する新しい立法というものを考えていただきたいという要望と同時に、今後その姿勢というものが見られない場合には、当然のごとく立法府が議員立法で提出をしていくということに努め、努力をしていかなければならないと考えています。

まだ質問したい項目がありましたか、時間配分を私が誤ってしまいました。次回また御質問させていただきますと思います。以上で終わります。

○穂積委員長 穀田恵二君

○穀田委員 私は、先日の委員会でも質問をしたんですが、オウム捜査の反省、教訓の問題について警察庁長官に再度お聞きます。

長官に、私の質問に対して、「ただいまの委員御指摘の点につきましては、私自身議事録等で拝見をし、十分に承知をしております。」と述べて、三つの点を言いました。一つは、科学技術への知識の不足、第二に、閉鎖的な犯罪組織についての情報不足、第三に、都道府県警察の管轄区外の権限を挙げて答弁されました。

その際に、私、時間がなかったので指摘をしたにとどまっていますが、それでは私が質問したことに答えていないと思うんですね。私が質問

したのは、オウム捜査をめぐる初動捜査のおくれと捜査のあり方に問題がなかったのかというところが一貫して言われてきている、そういう問題について前長官は一定の時期が来たら明らかにすると言ったけれども、引き継いでおられるのか、どうなっておられるのかということを聞いたわけですね。その点、再度お聞きします。

○関口政府委員　坂本弁護士事件等のオウムの一連の関係を事件につきましては、事件現場において物証が極めて乏しかった上、教団の閉鎖性が強いために内部情報をほとんど得られず、また、組織的な証拠隠滅活動がなされたことなどのために、被疑者を検挙するまでに長期間を要することになったところでございます。

実行行為者 犯人が判明した時点から見れば、捜査に對していろいろと御指摘、御批判があることは承知しておりますが、例えば、坂本弁護士事件につきまして、ブルシャを届け出当日に見に至らなかつたことにつきましては、届け出を受けた所轄署におきまして直ちに当直警察官を弁護士宅に派遣をしたのでありますが、夜間でもあり、翌日綿密な現場見分を行う必要性を認めたことなどから、当夜は現場保存を依頼しまして、簡易な見分を行ったものであり、翌日、本部鑑識課員等による本格的な現場の見分の前に家族の方が発見をされたという状況でございます。

また、当初の失踪事件という名称を用いたことにつきましては、神奈川県警におきまして弁護士一家が何らかの犯罪被害に遭っている可能性が高いものと判断をしたことから、弁護士一家失踪事件との名称ではありましたが、二百二十名から成る捜査本部を設置し、捜査を進めてきたところであります。

警察といましては、坂本弁護士事件についても、初期的な段階からオウム真理教の関与についても視野に入れた広範な捜査を推進してまいりましたが、事件が教団という閉鎖的な集団による組織的な犯行であったことなどから、なかなか核心に至る情報を得られなかったものであります。

こうした反省を踏まえまして、今後この種組織犯
罪に対する情報収集体制を一層強化してまいりま
すとともに、捜査のあり方についてよりよい方法
があるのではないかという点等、さらに研究、検
討を進めてまいりたいと考えております。

○**頼田委員** 今のはあれですか。当時國松長官からお話があった、誠実に反省し検討する、あるいは、初動捜査のミスがあったとの指摘があるけれども、警察庁としては検討を加え、反省、教訓として他府県警に披瀝したい、そういう内容が今長官がおっしゃった内容だということですか。

○**関口政府委員**　そう御理解いただいてよろしいかと思いますが、一般的に、捜査は長期化すればするほど事件の解決というのは困難になるわけでございます。その意味で、初動捜査の重要性ということはもう明らかなところでございまして、第一線警察におきましては初動捜査の強化に努めているところでありますけれども、今後ともより迅速な捜査が展開されるように、私どもとしても各都道府県警察を指導してまいりたいと考えているところでございます。

○鞍田委員　私は、そういうことだと全く反省になつていないと思うんですよ。というのは、今のお話だと大体白書の内容の域を出ていませんよ、はつきり言つて。白書で書かれている総括的文書とはほぼ同じ内容を関口長官からお話がありました。

当時、そういう白書が出た折自身に、実はマスコミからそういう批判はあったんですね。こう言っています。例えば東京新聞は、白書には組織拡充、権限強化に向けての反省はあっても、多くの国民がぜひ知りたいたいと思っていることが書かれていない。それが残念だ。こう言っているんですね。具体的には、

まず松本サリン事件の初動捜査の反省である。第一通報者の会社員宅を殺人容疑で捜索し、事情聴取では容疑者のような扱いをしながらか、白書には「適正な捜査であったと考えられるが、その過程において多大な心労と迷惑をかけるこ

ととなった」とあるだけである。

会社員の著書によれば、長野県警の捜査官は激しく自白を迫り、うそ発見機にかけ、一時は入院中の病室内で警官が監視していたという。この通りとすれば、客観的証拠を軽視し、自白で事件を解決しようとして関係者の人権を侵害する、典型的なえん罪発生型の取り調べだ。こういう批判があるわけですね。これは東京新聞です。

また、京都新聞などでは、同じように、「なおかつ疑問は残る」と、今お話があったようなそういう三点の話をしています。その上でこう述べています。やはり、松本サリン事件で、サリンに対する知識不足が第一通報者を被疑者扱いにしたことの言い訳にはならない、こう言っているんですね。そして坂本弁護士事件で、今お話があったように、「当初からオウム教団の関与が言われたが、結果として見逃したことを情報不足のせいだけにはしてはくれない。強制捜査に必要な情報を収拾できなかった能力不足こそを反省すべきなのである」、こう言っている。

私は、そういうものに本当に答えているというふうにおよそ思えないんですよ。だから、当時國松長官は、先ほど私が述べましたように、わざわざあの警察白書の中身と違った形で、初動捜査のミスと反省するということを明らかにしたのですよ。そして、その捜査のあり方についても、一定の教訓を明らかにする、こう言ったのですよ。まして、神奈川県警の高橋美佐男刑事部長は「教訓とするものはあるが、捜査が終結した折に整理したい」、わざわざこんな形で記者会見をしているのですね。そういう記者会見をされる。また、白書に盛られている内容が、初動捜査の問題や捜査のあり方をめぐって不十分な点が余り総括されていないという多くの方々の意見にどう答えるのかが今問われているんじゃないでしょうか。

○関口政府委員 前回の委員会で私が申し上げました三点につきまして、現在その強化について進めているところでございますが、それが大きな筋

でございまして、あと具体的にどういう形でそれを展開するかということで、委員御指摘の点個々ににつきまして各種の方策を考えてまいりたい、かように考えているところでございます。

○穀田委員 前回も確かに関口長官、お話ありましたよ。「おおむね三点ほどに集約されるのではなからうか」と思っています。ということで、先ほど私が指摘しました三点、お話ありました。その三点に基づく打開策がありました。それは明らかに全体の概要的な話であって、当時國松長官がお話した、また多くの方々から疑問視された、初動捜査におけるミスはなぜ起きたのか、初動捜査のミスの内容は何か、そしてその中における捜査のあり方の問題は何か、この三つの点は依然として明らかになっていないのですよ。私はそれを言っているのですよ。だから、警察白書の八年版で出されているのがすべての総括だと私は思えない。前長官がお話した反省や教訓という内容は明らかにされていないんじゃないかと何度も私は尋ねてくるのですよ。

その内容については、警察力の、管轄区外の問題だとか、閉鎖的な組織の云々かんぬんとか、それから科学捜査の問題とか、それはそれであるでしょう。だけれども、国民の知りたいという中心は、先ほど述べた、なぜ初動のミスが起こったのか、なぜ捜査のあり方にそういう不十分な点が起きたのか、そういう点を総括し、反省をするということを引き続き皆さん方の義務じゃないかということを私は述べているのです。それは了解してもらえらるわけですね。

○関口政府委員 ただいま申し上げたような三つの点を白書で指摘しているわけですが、その具体的な展開をしてみたいというところであります。その中に含まれるかどうかでありまますけれども、やはり基本というのは、私ども、いかなる犯罪に対してもこれに対決できる力というものを含めてございまして、それは初動捜査力を含めてございまして、そうした意

全力を尽くしてまいりたい、かように考えているところでございます。

○穀田委員 一般論は、いつも私はそれ自身はそうだとおっしゃるのですよ。ただ、問題の焦点に答えていただかないとだめだと私は改めて思いますが、その点、再度、今後そういうふうに進めるといふのだったら深めていただくといいことで、明らかにしたいと思っています。

では、二つ目に、先ほどわざわざ予告がありましたので、警察官の不祥事件に関連してお尋ねします。警視庁城東署の交番に勤務する警察官三人が、覚せい剤押収事件をでっち上げ、無実の市民を罪に陥れようとした容疑で逮捕された事件が起きています。これは、八八年二月、大阪の堺南警察署横塚台派出所における警官猫ばば・届け出主婦犯人扱い事件、長いですが、そういう事件以来の非常に質の高い重大な警察官による不祥事だと思ふのです。

先ほど一点指摘がありましたが、私は同様に、この不祥事件の背景に成績主義、点数主義があるんじゃないかと思ふのです。だから、警察庁に改めて聞きたいのは、点数主義、成績主義というのはいまだに存在しているのですか。

○関口政府委員 委員の御指摘の点数主義なり成績主義でございましょうか、そういうのがどういふことを意味しているのか、私は明らかではございませんけれども、いずれにしても、私も、私も警察、特に第一線の警察官というのが犯罪の実態に即して警察活動なんかなく検挙活動をする努力をするというのは当然のことでありまして、その中におきまして、真に仕事に汗を流し努力して実績を上げた者が報われるような処遇をする、このことに意を用いるというのもまた当然であらうというふうに思っています。

点数主義あるいは成績主義という言葉、これはある意味で人の評価なり評定にかかわることなのかもしれませんけれども、やはり組織といたしまして、互いに人を評価するということが、必ずしも

容易ではなからうと思ひますけれども、風通しのいい職場をつくり、そしてそこで働く者が生き生きと仕事に励むことができるというふうなことができるように、私どもとして第一線の指導というものをまた徹底していかなければならない、かように考えているところでございます。

○穀田委員 私が指摘している成績主義、点数主義は明らかでない、こう言いますけれども、まさかその事件が起きたときの翌日の新聞を見ていらっしゃるんじゃないわけはございませんね。そのときの新聞はすべてそういう指摘をしていますよ。

朝日は、「今度の事件が警察の体質そのものに根差しているのではないか」とそれは表彰の回数や逮捕実績が昇進などで優遇される実績主義だ、それが行き過ぎると、見せかけの「実績」はしきから、ねつ造が生まれる、「逮捕や取り締まり実績が「ノルマ」のようになるとは、弊害が出てくるのも当然だ」、これは翌日の朝日です。毎日、「警察署に摘発のノルマが課せられ、「点数主義」が優先されるような風潮が組織内にあり、そのことが今回の事件の背景となっている」との指摘もある。

読売は、「職場に覚せい剤の摘発量だけを競い合う実績万能の風潮はなかったか。警察全体の問題として組織、日常活動、教育のあり方などを総点検して。日経は、「各地で銃器犯罪をねつ造したり、架空の供述調書を作成したりして、警察官が逮捕される事件が相次いだ。そのたびに指摘されるのが警察内部の行き過ぎた「点数主義」である。警察組織で昇進するためには検挙実績を上げる必要がある。一線の警察官が功を焦り、違法な捜査に手を染めるという図式である」、このように各紙が報道している点数主義と言わなければだめなんです。

だから、私は、そういう問題について、風通しがいいとか、それから評定にかかわる、組織で評価する、そういうことは当然人事評価のこととはあるわけで、そのことを一概に否定しているんじゃないのですよ。こういうことがありはしないかということを一一般の多くのマスコミからも指摘

を受けている現実に対して、今とどういふことかというふうにありますけれども、今までの委員会の経過を見ますと、昭和五十八年それから平成二年あたりまでは点数主義という問題はちゃんとあるですね。さらにつけ加えて言うならば、神奈川県などについて言うならば、わざわざそういう点数の表彰取り扱いについてという文書まで出して、制定してやっています。

だから、点数主義があるなどというのはみんな知っているのです。問題は、それが今どんな形で、実際はこうなっているんだけれどもこうしているとか、そういうことを知りたいわけですよ。それを何か頭から、どんな点数主義かなんて言うなどというのは、私はちよつと余りにも人を食った話じゃなからうかと思うのです。

では、改めて聞きたいのだが、どういう評価方式か知らないけれども、点数主義があることは事実だと私は思うんですね。だから、それを認めた上で是非を問う必要があるんじゃないかというのを私は言っている。その上で、じゃ不祥事案の再発防止というのに対してどんな対策を打っておられるんですか。

○関口政府委員 先ほども申し上げたところなんですが、さういふけれども、やはりこうした事案が起きているというのには、私も警察官、国、地方を問わず公務員という立場でありますから、これはもう国民のためにする仕事でなければいかぬということが基本であろうと思います。

そういう意味で、一つにはやはり職責の自覚でありますし、それから厳正な規律の保持ということが大事だろうと思います。そのためにまた私も警察学校等の教養がございまして、それから、職場等におきましての機会教養と申しますが、そうした面でもその点を徹底してまいりたいということでもあります。それから三つ目には、適正な職務執行の確保と中間幹部の業務管理の徹底ということでございます。いろいろな困難な事情はありますけれども、私も警察官は、誇りと使命感を持って人権に配慮した適正な職務執行というものが

が不可欠なところでございます。

そうした意味で、適正な職務執行というものを確保してまいりたいし、そのために幹部という者がいるわけでございますので、そうした者によりましてしかるべくチェックできるシステムというものをも十分に備えていきたい、かように考えているところでございます。

○穀田委員 いつも不祥事が起きますと、やはりこの委員会でも問題になります。その際に、いつも警察当局が答弁するのは大体その三つです。公務員という立場ということ、職責の自覚、厳正な規律、それから誇りと使命感、まあ大体これですね。いつも変わらないんですね。もちろん、いつも変わってはならないものなかもしれませんが、けれども、起こるたびに同じ話をしているというのでも、余り私は効果がないんじゃないかと思うんですね。

そこで、国家公安委員長にお聞きしたいんですが、まず第一に、今回の不祥事案についていかうにお考えなのか。そして二つ目に、当然警察庁から報告を受けていると思いますが、そのような報告をいかに受けたか。そして、先ほど少し議論になりました、点数主義、実績主義はないと報告されているのかどうかについてもお答えいただければと思います。

○白川国務大臣 城東署の事件につきましては、国家公安委員会にとりましても重要な関心事でございます。この事件が起きた直後の委員会で各委員から真摯な議論がなされました。そのとき、今穀田委員が触れたようなことを含めて、国家公安委員会は国家公安委員会として警察当局に問題点を指摘し、また、しかるべききちんとした今後の人事管理等がなされるように指導をいたしていただいております。

常日ごろ私も警察官の処遇改善ということを中心にかけているわけですが、公務員一般、特に日本では余り成績主義というふうなものはないと思います。ただ、警察というのは、極めて厳しい勤務条件の中で本当に警察業務のために

頑張っている者として、そのやがてある程度人事上の差別を設けなければならないだろうというところで、処遇改善の中でそういう人事管理をするようにということも私も常日ごろ注意しているところでございます。

それが一歩間違つて形式的になると、今穀田委員が御指摘のような弊害が出てくるということでありまして、これなどは考え違ひも甚だしいところでございますが、大きな組織でございますから、そういうふうな曲解する者も出てくるということなんではないかと思いますが、そういうことがないようにくれぐれも注意していただくところであります。

二番目に、私は、この問題の深刻さというのは、三人の警察官がこういう挙に出たということだと思つておられます。私はいつもここで申し上げておきますが、生身の人間、時には誤つた道に陥るときというのはあるものでございます。二十万の警察官の中にそういう者がいても、それ自体生身の人間である以上、時にはそれ自体を私どもは否定しようとは思いませんけれども、三人が三人とも同じ穴に落ちたという、同じ過ちを犯したというところに私はこの事件の他の事件と比べて深刻さがあるんだと。同時に、問題点を感ずるわけでございます。警察当局にも、国家公安委員会全体としても、こういう問題の、なぜ起きるのかということ、二度とこういうことが起きないようという意味でのあらゆる立場からの人事考課あるいは人事管理について検討を命じたところであります。

○穀田委員 今お話があった再発防止との関係で、私は、お話がありました形式主義といいますが、あしき点数主義、成績主義という問題についてはやはり明確にする必要があると思つておられます。

私は先ほどマスコミの例を出しました。マスコミの例を出しましたけれども、実は、不祥事案に絡んださまざまな裁判の判決があります。それを見ていると、大体共通してこのことを指摘していると言つてよいと思つておられます。

私、昔一度、警視庁武蔵野署の捜査員が覚せい剤違反者に保釈を条件にけん銃提供をさせた事件のことを取り上げました。そのときの東京地裁八王子支部の判決はこう言っているんですね。何としても保釈を得たいとして策謀する被告人と、覚せい剤事犯の捜査より事実上高い評点を与えられるけん銃の捜査に執拗な熱意を燃やした取り調べ警察官のつたことだ、こう言っているんですね。これが一つのことだ。

群馬県警短銃押収工作事件、これまた前に一度私取り上げましたけれども、この前橋地裁の判決は、「重大な不祥事の発生を防ぎ得なかったことについては、けん銃押収努力目標数を設定し、その数値を達成することに目を奪われて、けん銃等に関する捜査、取調べや証拠物押収の実態に十分な関心を持たず、今回の行爲について署内で誰一人これを制止できなかったことに如実に表れているように、部下或いは同僚の違法な問題性も厳しく指摘せざるを得ないのであつて、こう言っているんですね。

さらに、愛媛県警短銃購入事件の松山地裁の判決は、「被告人らは、マスコミ受けを狙つた検挙数至上主義に陥りがちな警察の体質における、一種の被害者であるともいえる」、これも言っている。

一番近くは、ことしの四月三十日に出された判決で、長崎県警の短銃押収工作事件ですが、幹部警察官の態度からすると、けん銃摘発のためには不当ないし違法な捜査もやむを得ないとして見過ごす弊風が警察内部に生じていたと窺われること、こう書いてあります。

ですから、この間起きている警察官による不祥事件の問題が出てくる一連の裁判ではこのことを全部指摘しているんですね。

だから私は、公安委員会としても不祥事件に根本的にメスを入れて、今、そういうマスコミの意見、不祥事案にかかわつた判決で出ている警察に対する批判、こういうものを受けとめて、改めてそういう改善の方向を出すべき時期ではないかと

思うのですが、いかがでしょうか。

○白川國務大臣 御案内のとおり、こういう事件が起きますと、所轄署の署長もしくはその人事管理上責任を持っている者は最も重い処分をされるわけでございます。それはどういふことかといいますが、今言ったようなことのために成績を評価しろと我々は言っているわけではないわけであり

ます。
例えば、率直に申しますが、警察の場合というのは、昇級の面では試験というのかなり大きなウェイトを占めます。ところが一方では、試験勉強は一生懸命やるけれども、日々の日常業務、例えば捜査というようなところについて一生懸命やらないのでは困るわけでございます。ところが、例えば一つの事件等を真剣に追っておりますと、試験というようなところではなかなかいい成績は得られないという有能な警察官もいっぱいいるわけでございます。やはり、教科を中心とするような試験は試験として、しかし日々の警察活動における大事な警察活動についても十分配慮しながら昇級も考えていかなければならぬし、処遇も考えていかなければならぬ。処遇のときに成績を重視しろというのはそういう意味なのでございます。

ところが、それを十分理解し得ないで今言ったようなことを見逃したとしたならば、それは人事管理者として重大な責任があるということで、所長は厳しい処分を受けるわけでございまして、警察全体がそういうふうに使われているのだとしたならば、それこそ担当の者にそういう厳しい処分は下らないわけでございまして、そこはちよつと私は余りにも一面的に見られているのではないかなと思います。またしかし、そういう点が仮にあったとしたら、より指導を徹底してまいりたいと思います。

○殿田委員 いや、私が言っているのは、私がそういうふうな指摘をしているだけではなくて、裁判所の判決自身が、そういう誤った一定の成績主義なり点数主義というのがある形で出ているのではないかということ指摘している。だから、

それは直す必要があるのではないかと言っているのです。それは国家公安委員長みずからもそういう意味とは違ふのだということをおっしゃっていただきましたけれども、逆に言えば、下ではそういうことではないととっている向きもあるという結果起きているという証明でもあります。私は、そこはきちっとしてほしいと思っております。だから、一面的に言っているのではなくて、そういう例を出しながら、逆に一面的にやっておられる事実があるということ指摘しているわけでして、だから私は警察庁長官にもあわせて希望しておきたいのですが、時間もそんなにありません。

今回の城東署の事件というのは、起きたばかりですから、その後の経過とか問題点というのはたしか出していませんよ。ですから、あの描けば事件の際には、問題は非常にいろいろ不十分な側面は私は感じていますが、いずれにしても概要ということで、警察署としてのまとめた文書を出したのです。そういう事件だったか、どういふミスがあったかということ。やはり、きちんと今回についても出していただく必要があると思うのです。そこをぜひお願いしたいのが一つです。

それから、国家公安委員長には、今お話があった、私はこういう問題についてずっと調べてみます、やはり諭旨免職だとか、それから懲戒免職という事態というのは、そんなにこの十年間で減っているわけではないのです。大体平均して三十三件あるのです。それから、懲戒免職はこの十年間で平均して十数件あるのです。これは減っていないのです。先ほど長官からお話があったように、業務適正化委員会をつくったりなど、その都度いろいろしています。ただし、それが余り効果がないという結果となって、先ほど新しいグループの検討もお話がありましたね。ですから、そういうことにはいかざるを得ないということに結果としてなっていると私は思うのです。そこで、私は、そういう意味での昇進のあり方自身についてももう少し明確に、今国家公安委員長のお話が

あったような形で、いわゆるあしき意味での点数主義を改めるということをはっきりさせる。

それとも一つ、今我々が地方自治その他にかかわっている活動の中でいいますと、情報公開というものが非常に問われています。ところが、警察の問題でいいますと、情報公開に対してなかなかないという側面があります。だから、今私が言った、あしき点数主義の是正、そして昇進のあり方の検討という問題をもっと明らかにする。それから二つ目に、警察自身を都道府県における情報公開の対象の機関として、もっとオープンに、いろいろな意見を言っていた。こういうふうなことにすることによって、一層そういう民主警察としての管理を、国家公安委員会としてしめるべき、さらに前進させるという方策が必要ではないかと思うのです。長官とそれから委員長にそれぞれお答えいただいて、質問を終わります。

○関口政府委員 この何年間かを見まして、こうしたいわゆる不祥事案というものをいっていることは、まことに残念なところでございます。それは個人の資質にかかわる問題が多いわけですが、組織としていかにあるべきかというのを常に我々は考えていかなければならない、かように考えているところでございます。

○白川國務大臣 私は、きのうも実は近畿地区の各県の公安委員の先生方とお話したのですが、たまたま大阪府警でも、これは府警に勤める警察官の不祥事件がありまして、今警察が各種事件を一つ一つ研究しなければならぬ、一致結束してるときに、部内からこういう不祥事が出るということが最もつらい話なのではないかと、同時に申上げてまいりました。今、警察は、本当に強い警察になって、一つ一つ凶悪事件を検挙していかなくてはならないのでございますが、こういうことが起きたのでは、こんな警察で犯人を捕まえられるのかという単純素朴な疑問が出てくるわけでございまして、こういう問題については一層きち

んとした形で対処してまいりたいと思います。

ただ、そこで私は申し上げるのですが、私は刑事物が好きで、最近では藤田まことの「はぐれ刑事純情派」というのが好きなのでございまして、ああいうのが伝統的に警察の中では高い評価を受けているのか。しかし、やはり国民にとって本当にいい警察官が高い評価を受けるといふ人事考課でなかったならば警察に対する信頼感が出てこないで、こういうものを含めて、国家公安委員会としてもさらに研究してまいりたい、そして適切な指導をしてまいりたいと思っております。

○殿田委員 最後のお二人の答弁については、問うたことについて余り答えてはいないのですが、時間がないので終わります。

○穂積委員長 島山健治郎君。
○島山委員 この三日に、与党協議を経て、内閣は、財政構造改革の推進について閣議決定をなされました。そこで、これが地方財政に及ぼす影響や、来年度地方財政対策の課題を中心に、自治大臣にお尋ねをいたしたいと思っております。

財政構造改革会議で、大臣は自治体の単独事業圧縮に積極的な発言をなさっており、そうした経緯も反映されてか、地方財政についてかなり言及されてございます。そこで、今回の決定内容について、どのように受けとめておられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○白川國務大臣 今回の財政構造改革会議におきましては、他の省庁と違いまして、大蔵省、自治省、実は大蔵省と同じぐらい自治省にとりましても当事者でございまして、例えばこれを認めてくれとか、これを伸ばしてくれとか、これは削れないとかというところは一切言いませんでした。国の財政も大変ではあるけれども、地方の財政も極めて危機的な状況であり、地方単独でもそのようなことを今までも考えていたのだ。ただ、地方の財政の健全化は、地方だけの努力でもできない、やはり国からも努力をしていただかないと、そして、国の財政の運営が地方財政にもろにはね返ってきて、幾ら地方が健全にやりた

くても中央の方がでたらめをやると地方の方はだめになるのだ、こういうことも幅広く御理解を賜りまして、おおむね出た結論につきましては、私どもが当初考えていた、そして総理から示されていた一つの方針を含めて、大体私どもが考えていたとおりには御決定いただいた、こう思っております。

あと細目はまだ決まっておりますが、この目標に向かって、さらに細目を今後詰めていくべき段階だと思っております。

○山崎委員 財政を構成する公経済の主体が、国は単一、片や地方は三千三百という構成上の違いはもちろ、国民経済上も、我が国地方財政のウエートは諸外国に比べて重く、およそ一四％となっておりまして、先進七カ国のうちカナダに次いで高いのが実態でございます。また、イギリスを除けば主要諸国の財政赤字はほぼピークを過ぎているわけでありまして、我が国は今が最高でございます。これに三％の急ブレーキをかけるという事で生ずるゆがみは大変大きなもの予想されます。それだけに、健全化の推進に当たっては、住民生活と自治体の計画的財政運営に対する慎重な配慮が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○白川国務大臣 国は単一でございますが地方が三千三百の地方自治体の集合体であることについては、私も否定するものではありません。ただ、地方交付税あるいは地方債の許可というようなことを通じまして、自治省自身、かなり地方財政につきましましては大きな方向性を示し得る立場でございますので、直接の強制力はありませんが、大きく誘導していく、リードしていくことはできると思っています。それはまた必ずしも、地方の財政を健全化していくということで、否定されるべきことだとは思っておりません。

そういう中で、私は、多くの方が懸念をされまされども、地方財政というのは、御案内のとおり、平成四年度末には七十兆円だった財政赤字が平成九年度末には百四十七兆円、倍以上になるのは、これはどう考えても、パブルの対処というた

めに国がやった景気対策それから住民税減税というこの二つが主たる原因でございます。もととも異常時に異常なことをやったわけでございますので、パブルの方もほぼおさまったという中で、パブル前の本来の姿に戻ろうということでございます。

ただ、人間、一度飽食をいたしますと、何か平常に戻ると急に惨めな思いになるものでございますが、ちよとグイェットの期間が、最初が大変なだけであって、昔からやってきた本来の姿に戻るのだというふうに私は考えております。

○山崎委員 ことし、国、地方を合わせた財政赤字の対GDP比が五・四％で、このうち地方財政分は二・二％とされております。

そこでお尋ねいたしますが、今後六年間の健全化に当たって、国、地方の赤字割合、つまり三・二％対二・二％はそれぞれが担う義務的なシェアとなる可能性がございます。どのように受けとめていかのかお尋ねいたします。

○白川国務大臣 これにつきましては、全体会議でもスキームを出しまして、地方といたしましては、御案内のとおり、二・二と三・二でございます。か、これを私もはおおむね半分に縮減したいという事でございまして、大体一・一、まあ一％と言つてもいいのでございまして、事務当局は慎重でございまして、一・一と言つてくれという事でありますので、一・一といたしました。いづれにいたしましても、国のGDPが五百兆円でございまして、六年間かかって財政赤字は五兆円削減するという事でございまして、この間、地方税も伸びると思ひます。一方で自然増という問題があるわけでございますが、さつき言つたとおり、地方単独事業一つとらえまして、ある面では急速に伸びているわけでございます。

そういうことを踏まえるならば、私は、六年間かかって財政赤字を一・一以内におさめるということは、そんなに人が心配するほど残酷なことでもなければ悲惨なことでもないと思っております。十分やっていける目標だと私は思っております。

す。

○山崎委員 地方財政の歳出を抑制するといつても、地方の自己努力による範囲は限られておるといふふうに言つてよろしいかと思うのです。地方財政の一般歳出の半分は国庫補助事業や法令による国の関与に伴う支出であつて、これにメスが入らなければ抑制は困難ではないかと思ひます。

今後の構造改革に当たっては、地方が自己努力でできる制度的な基盤を整備することが大切かと思ひますが、いかがでしょうか。

○白川国務大臣 私は、財政構造改革会議で一番強調し、またおおむね御理解をいただいたのは、今山崎委員が御指摘をした点でございます。

確かに地方単独事業が大幅に伸びたということもございまして、構造的には、文教、公共事業、それから社会福祉という、これで七割を占めているわけでございます。この部分の構造を国が変えてもらわなければ地方は変えようがないのだということを申し上げたわけでございます。

例えば教職員の、義務教育では第六次ですが、高等学校では第五次の改善計画がございまして、けれども、義務教育の方の構造改善につきましましては、その半分は国が持つていく必要がありますけれども、高等学校の方は全額地方負担になるわけでございます。結果としましては、そんなことや、あるいは共済負担も地方に持つていくようなことも正直言つて言われましたが、これは、人件費を持つてい上、共済負担を持つては当然のことだということとお断りしましたし、文部省は言ひ出しましたけれども、支持する者はほとんどございせんので、それから、あと一年だからやつてくれという事でございまして、御案内のとおり、あと一年が三年に延びました。これだけでもかなり助かるわけでございますが、当然、この三年間でこれだけ大幅な見直しがありますと、じゃ、義務教育の方の第七次はどうするのか、高等学校の方の第六次はどうなるのかというところでも大変大きく今後、今までと同じような形で単純なものの改善計画は立てられないと思ひます。

こういうものは、長期的に見ますと非常に、文教経費を我々として多く負担しなければならぬという構造は改善されるわけでございます。一つ一つのところでかなり、地方にとりましても歳出構造を少なくしていくという努力を今回国の方でもしていただいた、こう思っております。

○山崎委員 今後の抑制割合は、単純に計算すれば、国は年〇・二五％、地方は〇・一八％と見込まれ、来年度地方財政の赤字比率の上限は二％強となります。そうした枠組みのもとにあつても、地方財政対策はあくまでも地方交付税法の規定に基づいてなされるべきものと考えますが、いかがでしょうか。

○白川国務大臣 当然のことでございます。一部この財政構造改革会議で地方交付税交付金についても、何たつて国の形から見ると、第一が公債費で、二番目に交付税交付金があつて、三番目に社会福祉とくるものですか、ここを何とかしたいと思ふような、あるいはそんなことを画策する動きもなかつたわけではないようでございます。それよりも、それはさつき言つたとおり、総理自身も示された、今回の国及び地方の財政赤字を問題にするのだという中で、今、交付税交付金の総額を減らせとか低額にしろなどという話は、最終的にはあの会議では一切出ませんでした。むしろ、細かい補助金を変えて一般財源化をする場合は、この国と地方との負担割合も見直さなきゃいかぬという意見があつたぐらいでございます。

○山崎委員 「地方交付税の算定や地方債の配分に当たつて、各地方公共団体における歳出の抑制を促すような措置を講じる」とされております。一方、その後段では「地方分権推進委員会における議論等を踏まえつつ、地方交付税制度・地方債制度、云々と言及しております。

そこでお伺いをいたしますが、前段で言う地方交付税、地方債における歳出抑制のための措置とは、具体的にどのような手段を想定なされておるとお考えでしょうか。また、少なくとも地方債制度について言えば、

構造改革期間中は現行制度が維持されるものと理解してよろしいのでしょうか。お伺いをいたします。

○香山説明員 地方交付税の算定等についてのお尋ねでございますけれども、当面、私どもといたしましては、各種長期計画やUR対策等に関する公共事業費、あるいは関連いたしました地方単独事業費の抑制等が行われますと、これに対応いたしました、地方債計画額あるいは地方交付税額の算入の抑制等が行われると考えております。

また、その他の地方単独事業費につきましても、地方財政計画額の計上の抑制を考えておりますので、これに対応いたしまして、地方債計画額あるいは交付税算入額の抑制を行うことになろうと思っております。

また、地方債の抑制というもう一つの目的もございますので、この観点からの例えば地方債の充当率の見直し等を考えているところでございします。具体的な内容につきましては、明年度の国の予算編成の動向等を踏まえながら、私どもも明年度の地方財政計画策定過程において確定させていただきますというふうに考えておる次第でございします。

また、地方債制度についてお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、現在地方分権推進委員会におきまして勧告に向けて御審議をいただいているところでございまして、その結果を待って政府として検討してまいりたいと考えておりますけれども、その際、ただいま御指摘ありましたように、国、地方合わせました財政赤字の縮小が大きな課題となっております。地方債の発行量のコントロールということが避けて通れない道でございします。また、もう一つの事情といたしましては、当面地方の財源不足が続きますのである程度特例的な地方債に依存せざるを得ないといったような事情もありますので、そういったことも十分考慮に入れて検討する必要がありますとおる次第でございします。

○島山委員 先ほども申し上げましたように、自

治大臣は、地方単独事業について対前年度比マイナスにすると言明され、構造改革でも明記されてございます。

しかし、大臣の言明をまづまでもなく、国は公共投資の繰り延べを図るわけでありまして、それによる長期事業計画に組み込まれている単独事業は当然圧縮されるはずであります。となると、あえて対前年度比マイナスと言明された大臣の意図はどの辺にあるのか、お伺いしたいと思っております。

また、マイナスとする場合、純然たる自治体単独についても抑制なさるつもりなのか、その辺をお伺いをいたします。

○白川國務大臣 財政構造改革会議、総理が議長でございしますけれども、具体的には国の財政の所管の大臣は大蔵大臣であり、地方財政については私であるわけでございします。そして、特に地方から見ますと、国を横にらみにしながら、こつちがストレートにこつちに反映してくるものですか、国の方の歳出構造の見直し、改善、あるいは支出の縮減ということをやってもええなければ、さつき言ったとおり、地方財政の健全化はできない、そういう立場にあったわけでございします。

そういう面で見ますと、地方の方も、我々も財政健全化目標を達成したいので国の方も努力をしていただきたいと言つ以上、自治省限りでできることにつきましては、やはりある程度思い切ったことを言わなければならないだろう。そういう面では、自治省が単独でできる話というのは地方単独事業でございしますので、これにつきましては、例えば平成九年度も国の方は抑制して、しかし消費税分は上乗せいたしましたけれども、もとより平成九年度の我が地財計画では消費税分をのみ込んで対前年比同額にしたわけでございします。これについては少なくともマイナスイナスにする。幾らマイナスにするかということは言いませんでした。

ただ、地方の一般歳出につきましても、これは単独事業と違ひまして国から義務づけられていることがあるものですから、私どもがマイナスイナスにし

たいというだけじゃだめなところがいっぱいございします。そういう面では、国の努力があることを前提に地方の一般歳出もマイナスイナスを目指したい、こう言つたわけでございまして、結果として単独事業はマイナスイナスにし、一般歳出もマイナスイナスにしたいと思つてございします。文教、福祉あるいは公共投資、こういう点でももう少しの具体的な推移を見ないと、一般歳出そのものをマイナスイナスにできるかどうかは私どもももう少し、十二月の作業が必要だと思つております。

○島山委員 単独事業がこの間拡大されてきたのは、国の景気対策の肩がわりをしてきたということとが大きな要素だというふうに言わなきゃいけないと思つております。

しかし一方では、そうした政策のもとでも、自治体は計画的に単独事業を進めてきたわけでありまして、マイナスイナスとする場合でも、計画的な事業運営に水を差すことのないよう、実態に即したマクロとミクロの調整が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○香山説明員 御指摘のありました点は、私ども極めて重要な問題と考えておりまして、地方単独事業の具体的な事業規模等を決定するに当たりましては、地方公共団体の事業計画実施の動向あるいは地方分権の推進の観点から、補助対象の縮減あるいは採択基準の引き上げ等を行われることも想定されますけれども、その場合は、地方単独事業でカバーしなくてはならないというような事情もございします。さらには、地方単独事業というのは、地域経済を下支えをしているわけであります。一定の枠を確保する必要があります。これらの点を十分に引きわめました上で、平成十年度の地方財政計画策定過程におきまして慎重に検討いたしまして決定してまいりたいと考えておる次第でございします。

また、個々の団体に対します地方債の配分あるいは地方交付税の算定に当たりましては、地域の実情を踏まえまして、またその間の事情をよく地方団体からお聞きをいたしまして、計画的な事業執

行に支障が生じないよう、適切に対処してまいりたいと考えておる次第でございします。

○島山委員 財政構造改革に関連して、もう一点御質問を申し上げたいと思つております。

この間、地方交付税の算定をめぐって、政策誘導機能を盛り込むべきだという乱暴な意見も取りざたされておりました。このようなことをすれば、交付税はもはや交付税ではなく、単なる交付金になつてしまふ。この点、今後の財政改革に当たっては、交付税本来の趣旨をねじ曲げることをしないよう強く要望し、大臣の決意のほどをお伺いしたいと思つております。

○白川國務大臣 地方交付税につきましては、島山委員のおっしゃる通りだと思つております。

ただ、一方では、この委員会でもあるいは予算委員会等でも議論されましたが、例えば徴税率を上げると財源率が高くなつてきて結果としては交付税が少なくなるとか、あるいは、人員適正化などで努力をする結果としてはその分交付税が少なくなるというふうなことで、努力をしているところの、その努力というものを評価する仕組みがない。逆に、努力すると交付金が減るといふのはいかがなものか。

こういうのは、別に財政構造改革会議で議論したわけではございませんが、私ども、今、真剣な関心を持って、合併等もそうかと思つていますが、要するに一つの、私たちとして望ましい、例えば行政のスリム化というふうなことに努力をされる、結果としては支出経費は少なくなるわけですが、しかし、そこに至るためには大変な努力を要する、あるいは諸改善策などのためには費用も要するんだと思つてございします。そういうふうなことを、理屈上、もう少し見られるような仕組みはないのかな。これはまた来年の交付税法の改正のときに御議論をいただくべきことだと思つておりますが、そういうことを考えたことは事実でございします。交付金でもってペナルティーを与えようとか、あるいは積極的にぐいぐいと補助金のような形で引つ張つていく、こういうものではないのは、島山委員が御

案内のとおりでございます。

○岡山委員 次に、地方公務員制度についてお尋ねをいたしたいと思いますが、自治省も国の公務員制度調査会と歩調を合わせて地方公務員制度調査研究会を発足させてございます。この研究会の性格並びにここの議論について自治省は何を期待しているか、お伺いをいたしたいと思っております。

○芳山政府委員 去る五月三十日に地方公務員制度調査研究会を発足させました。

その背景なり趣旨でございますけれども、これは、地方自治法施行五十年、また地方公務員制度もその創設後およそ五十年を迎える節目の年でもあります。我が国の社会経済システムも大きな転換期を迎えていると認識しております。そういう中であつて、地方分権の推進、地方行革、特色ある地域づくりなどの諸課題に積極的に対応し、また一方では、民間部門における雇用形態の動向にも対応しながら、新しい地方自治の時代によさわしい地方公務員制度及び運用のあり方について検討を行う場として研究会を設けたところであります。

本研究会においても、総合的な視点に立つて、制度及び運用のあり方全般について幅広く御意見を賜りたいと存じております。

○岡山委員 時間がなくなりました。最後になりますが、消防組織法の改正によりまして、消防職員委員会が去年から設置されておるはずであります。全国の設置状況並びにそこでどんな議論がなされておるか、職員間で選ばれた委員の選出状況はいかがなものだろうか、その辺のところをお知らせいただきたいと思います。

○佐野(憲)政府委員 消防職員委員会の制度についてでございますけれども、今お話ししましたように、これは昨年の十月一日に施行されたところでございます。現在までに全国のすべての消防本部、九百二十三の本部がございますけれども、すべての消防本部におきまして、消防職員委員会に関する市町村の規則が制定され、消防職員委員

会が設置されているところでございます。

それから、制度が発足をいたしましてから半年間の平成八年度の状況でございますけれども、ほとんどの消防本部で会議が開催されておりまして、消防職員の勤務条件や厚生福利、それから消防職員の被服や装備品、消防の用に供する設備、機械器具などの施設、こういうことに関しまして、消防職員から提出された意見について審議が行われたものと承知をいたしております。

また、消防職員委員会の委員につきましては、その半数が消防職員の推薦に基づいて指名するものとされておりまして、各消防本部におきましては、これにより委員の指名がなされているところでございます。

私も消防庁といたしましては、今後とも、消防職員委員会が制度の趣旨に沿って適切に運営をされまして、各消防本部に円滑に定着されるように努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○岡山委員 長年の懸案としてせっかく設けられた委員会でございます。今後、これが職場の待遇改善を初めとする問題解決の場として効果的に運営されるよう特に要望して、質問を終わりたいと思っております。

○穂積委員長 次回は、来る十二日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十五分散会

行政書士法の一部を改正する法律案

行政書士法の一部を改正する法律案
行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(目的)
第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、そ

の業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。

第五條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 破産者で復権を得ないもの
第七條第一項第一号中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十九條第一項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第二十一條を次のように改める。

(罰則)
第二十一條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたもの

二 第十九條第一項の規定に違反した者
第二十二條第一項中「六月」を「一年」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 第十九條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三條第三号を削る。
第二十四條中「十万円」を「三十万円」に改める。
附則第十項中「第一条第二項」を「第一条の第二項」に、「第十九條第一項但書」を「第十九條第一項ただし書」に改める。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の行政書士法第五條第三号の規定は、この法律の施行の日以後に破産者となつた者に係る行政書士の資格について適用する。

(経過措置)
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(行政書士法の一部を改正する法律の一部改正)
4 行政書士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第一条第二項」を「第一条の第二項」に改める。

理由
行政書士法の目的規定を創設するとともに、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものを加え、罰則を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年六月二十四日印刷

平成九年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局